

令和3年度 大学機関別認証評価
自己点検評価書
[日本高等教育評価機構]

令和3(2021)年6月
広島文化学園大学

目次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	3
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	9
基準 1. 使命・目的等	9
基準 2. 学生	16
基準 3. 教育課程	39
基準 4. 教員・職員	73
基準 5. 経営・管理と財務	80
基準 6. 内部質保証	88
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	94
基準 A. 地域連携・社会貢献	94
V. 特記事項	98
VI. 法令等の遵守状況一覧	99
VII. エビデンス集一覧	109
エビデンス集（データ編）一覧	109
エビデンス集（資料編）一覧	109

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 建学の精神・大学の基本理念

広島文化学園大学（以下「本学」という。）の建学の精神は、「究理実践」である。この建学の精神は、学校法人広島文化学園（以下「本学園」という。）が昭和44(1969)年に建学の精神として定めたものであり、平成7(1995)年の本学の設置とともに建学の精神として用いられてきている。「究理実践」は、近代思想の祖とされるドイツの思想家ゴットフリート・ライプニッツ(1646～1716)による“*Theoria cum Praxi*”を日本語に訳したものであり、理論の追究と実践とを一つに結び合わせることを目指して、教育と研究そして人材育成を行っていくという姿勢を表している。本来は矛盾する可能性を秘めている理論と実践を、敢えて一つに結び合わせようとする懸命の努力の中にこそ人間の成長の可能性があり、またそこにこそ、社会や科学の発展の原動力が潜んでいるという思想的根拠を持って、建学の精神としてこの語句を用いている。本学が、学生のみならず教職員も究理実践を貫くことができる人間として成長して行く場であり続けたいという教育理念・理想を、建学の精神として高く掲げているのである。

建学の精神に基づく教育を実行するには、教職員と学生との間に信頼関係の構築が不可欠である。本学では、オーストリアの哲学者マルティン・ブーバー(1878～1965)の『対話』（“我”と“汝”の関係）の思想を取入れた『対話』の教育を教育方針として掲げ、教職員と学生が真摯な態度で教育研究に臨み、お互いに切磋琢磨し高め合う関係を理想としている。また、『対話』の教育をわかりやすく表現し、学内外に周知させるため、「嚶鳴教育」という言葉を用いている。「嚶鳴」という語句は、中国最古の詩集「詩経」を典拠とするが、江戸時代の儒学者、細井平洲(1728～1801)が、私塾の名（嚶鳴館）に用いたことで知られている。「嚶鳴」の嚶（おう）は「ひな鳥の鳴き声」、鳴（めい）は「親鳥の鳴き声」を表し、嚶鳴（おうめい）は、ひな鳥と親鳥が互いに鳴き声を交わす様を表している。つまり「嚶鳴教育」とは、学生と教師、あるいは学生同士が「対話」を交わして切磋琢磨し、互いに成長し合う理想的な教育環境を表現している。

本学では、このように理想的な教育環境を構築し、「究理実践」と『対話』の教育」という基本理念のもと、大学の使命・目的の達成を目指している。

2. 学園の使命

本学園は、①高等教育の普及と拡大、②対人援助力を持ち備えた人材育成、③地域の要請に応える人材育成、④地域連携・社会貢献、⑤平和に寄与する人材育成、を5つの使命とし、次のとおり「学校法人広島文化学園中期経営計画Ⅳ」に記載している。

(1) 高等教育の普及と拡大

「誰でも高等教育を受けることができる」という理想に近づけるとともに、入学希望者の意欲や関心、知識や社会活動・経験を多面的に評価する総合型選抜(A0)や社会人としての教養、学び直し・リカレント教育を推進する一般選抜(社会人)等様々な取組を展開して、ユニバーサル・アクセス時代に呼応する高等教育を目指します。

(2) 対人援助力を持ち備えた人材育成

自らの特性を社会的に実現し、「対話」の精神を自得した円満な人格を形成した人材を

育成するという目的のもと、対人援助力を持った人材を育成します。

(3) 地域の要請に応える人材育成

「究理実践」という建学の精神のもと、大学と短期大学に9つの学科を設置し、地域の要請に応える実践的な能力を持つ人材を育成します。さらに、大学には大学院を、短期大学には専攻科を設け、より専門的な能力を持った人材を育成します。

(4) 地域連携・社会貢献

本学園の所有する知的財産の提供を積極的に行うため、自治体、企業、学校等と関係を深め、地域と連携した学園を目指すとともに、社会への貢献活動を積極的に行います。

(5) 平和に寄与する人材育成

平和を希求する地域にある学園として、「平和」に対する理念に基づき、教育、研究、地域貢献など様々な取り組みに努めます。

3. 建学の精神の展開過程

大学誕生に発展する第一歩は、本学園が昭和39(1964)年に広島文化女子短期大学被服科を設置したことに端を発している。同短期大学ではその後、地域社会の要請に対応して、昭和42(1967)年に食物栄養科、昭和50(1975)年に音楽学科、昭和57(1982)年に幼児教育学科を開設するに至った。

やがて、高度情報化社会が進行し、社会学、経済学、IT情報学の分野を総合的・学際的に教育研究する実践的な学問が地域社会から求められている中で、平成7(1995)年に学園の長年の念願であった4年制大学として呉大学社会情報学部が設置された。

その後、社会に貢献する大学として絶えず教育改革に努め、3つの学部、2つの大学院研究科を有する大学にまで発展してきた。看護学部は、平成11(1999)年に看護師・保健師を養成する学部として開設された。少子高齢化が進む中で看護系人材養成の要望が強い中での開設である。学芸学部は、平成22(2010)年に子ども学科と音楽学科の2学科を有する学部として開設され、2つの学科の連携により、地域文化・地域教育に貢献するとともに、人と人とのつながりである地域共同体の文化の発展に寄与できる人材養成を目指している。人間健康学部は、平成30(2018)年に社会情報学部を改組して、すべての人間が生涯を通じて健康的に豊かに生きるための方法を研究し、地域社会及び国際社会のスポーツ、福祉及び健康分野の発展に貢献する人材を育成することを目標として開設された。

各学部に通じていることは、建学の精神に基づき、現代社会が抱える課題を解決するという実践的な教育研究を行い、社会で自立した一人の人間として力強く生きてゆくための深い教養を持つ人間性<人間力>、専門的な知識・技術を身につけて問題解決できる力<専門力>、実社会に貢献できる実務的な資格や技術<キャリア形成力>、という社会で役に立つ3つの力を身につけさせ、地域社会や国際社会の発展に寄与する人材を養成することを使命・目的としていることである。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

(1) 呉市及び周辺地域からの設置要請

平成3(1991)年8月に呉市長から本学園に対し、男女共学の4年制大学設置要請書が提出され、平成4(1992)年9月には、呉市など3市16町で構成される呉大学(仮称)設置期成同盟会からも同様の主旨の要望書が提出された。一方、広島県知事は、平成3(1991)年9月定例県議会において「高等教育機関の設置は、人材育成機能の強化、地域振興などの観点から必要」との見解を示し、さらに、翌年2月定例県議会においては、「私学として設置される場合であっても、広域的に市町村が援助をする場合には、市町村に対して財政支援をすべきである」という県の協力の姿勢を示した。

呉市では当時、「呉新世紀の丘開発構想」が推進されており、生産・研究、教育・研修、住宅、公園等の複合機能を備えた新都市づくりが具体的に展開されていた。この計画において、呉大学は、「呉新世紀の丘」の教育・研修機能の核として、また新都市づくりの中心的使命を担うことを期待された。そうした地域的背景の中で、本学園は、短期大学を運営する上で、常に教育内容の刷新を図り、時代の変化に対応する経営を行っていたことから、上述の状況や高学歴志向の高まりという時代の要請に応えるべく、呉市及び呉大学(仮称)設置期成同盟会の要請を受諾し、学際的で新鮮な教育を行う4年制の呉大学を、呉市郷原町に平成7(1995)年開学した。

(2) 学園統合のシンボルマーク

学園は、本大学と広島文化学園短期大学を運営しており、その教育研究は4キャンパス(広島 長束キャンパス:学芸学部、短期大学、呉 阿賀キャンパス:看護学部、呉 郷原キャンパス:社会情報学部、人間健康学部、広島 坂キャンパス:社会情報学部、人間健康学部)で展開している。建学の精神は、大学・短期大学とも共通の「究理実践」である。広島 長束キャンパスへの学芸学部の設置(平成22(2010)年開設)を機に、本学園は平成21(2009)年に学園内の大学と短期大学を名称変更し、呉大学を「広島文化学園大学」、広島文化短期大学を「広島文化学園短期大学」として、学園内の統合を進め、スクールカラーや理念を表現したシンボルマーク(図Ⅱ-1-1)を制定した。この統合により、4キャンパス間の連携が進み、運営の効率化、教育研究の充実が図られた。



図Ⅱ-1-1 広島文化学園大学のシンボルマーク

広島文化学園大学

(3) 開学後の沿革

開学後の本学の沿革は次のとおりである。

平成 7(1995)年 4月	呉大学社会情報学部社会情報学科設置
平成 11(1999)年 4月	呉大学大学院社会情報研究科社会情報専攻修士課程設置 呉大学看護学部看護学科設置 保健婦学校・看護婦学校指定
平成 13(2001)年 4月	呉大学大学院社会情報研究科社会情報専攻博士課程設置 呉大学社会情報学部社会情報学科に高等学校教諭一種免許状(情報)の課程設置
平成 14(2002)年 4月	呉大学長期履修学生受入れ制度実施 呉大学大学院社会情報研究科社会情報専攻に高等学校教諭専修免許状(情報)の課程設置
平成 14(2002)年 10月	呉大学社会情報学部秋季入学制度開始
平成 15(2003)年 4月	呉大学社会情報学部福祉情報学科設置 呉大学社会情報学部坂キャンパス設置
平成 16(2004)年 4月	呉大学社会情報学部福祉情報学科に高等学校教諭一種免許状(福祉)の課程設置 呉大学大学院看護学研究科看護学専攻修士課程設置 呉大学社会情報学部福祉情報学科坂キャンパスへ移転
平成 17(2005)年 11月	呉大学呉駅キャンパス設置
平成 18(2006)年 4月	呉大学看護学部看護学科入学定員変更
平成 19(2007)年 4月	呉大学看護学部看護学科に養護教諭一種免許状の課程設置
平成 20(2008)年 4月	呉大学社会情報学部福祉情報学科を健康福祉学科に名称変更
平成 21(2009)年 4月	呉大学を広島文化学園大学に名称変更
平成 22(2010)年 4月	広島文化学園大学学芸学部子ども学科(保育士養成施設指定)及び音楽学科設置 子ども学科に小学校教諭一種免許状、幼稚園教諭一種免許状の課程設置 音楽学科に中学校教諭一種免許状(音楽)、高等学校教諭一種免許状(音楽)の課程設置
平成 23(2010)年 4月	広島文化学園大学社会情報学部社会情報学科入学定員変更 広島文化学園大学社会情報学部健康福祉学科入学定員変更
平成 24(2012)年 4月	広島文化学園大学大学院看護学研究科看護学専攻博士課程設置
平成 24(2012)年 12月	呉大学呉駅キャンパス廃止
平成 25(2013)年 4月	広島文化学園大学社会情報学部社会情報学科を改組転換、グローバルビジネス学科として設置

広島文化学園大学

<p>平成 26(2014)年 4月</p>	<p>広島文化学園大学社会情報学部入学定員変更 広島文化学園大学学芸学部入学定員変更 広島文化学園大学大学院教育学研究科修士課程設置 小学校教諭専修免許状、幼稚園教諭専修免許状の課程設置 広島文化学園大学社会情報学部グローバルビジネス学科に高等学校教諭一種免許状（商業）の課程設置 広島文化学園大学看護学部看護学科に高等学校教諭一種免許状（看護）の課程設置 広島文化学園大学留学生別科を設置</p>
<p>平成 28(2016)年 4月</p>	<p>広島文化学園大学大学院看護学研究科博士前期課程に専門看護師教育課程（高齢者看護専攻、クリティカルケア看護専攻）の課程設置 広島文化学園大学大学院教育学研究科（博士後期課程）設置</p>
<p>平成 29(2017)年 4月</p>	<p>広島文化学園大学社会情報学部入学定員変更 広島文化学園大学看護学部入学定員変更 広島文化学園大学学芸学部子ども学科に特別支援学校教諭一種免許状(知的障害者・肢体不自由者・病弱者)の課程設置</p>
<p>平成 30(2018)年 4月</p>	<p>広島文化学園大学大学院看護学研究科に養護教諭専修免許状の課程設置 広島文化学園大学社会情報学部募集停止 広島文化学園大学大学院社会情報研究科募集停止 広島文化学園大学人間健康学部スポーツ健康福祉学科設置 中学校教諭一種免許状(保健体育)、高等学校教諭一種免許状(保健体育)の課程設置</p>
<p>令和元(2019)年 12月</p>	<p>広島文化学園大学大学院社会情報研究科廃止</p>

2. 本学の現況

・ 大学名

広島文化学園大学

・ 所在地

所在地	呉 郷原キャンパス 〒737-0182 広島県呉市郷原学びの丘一丁目1番1号
	呉 阿賀キャンパス 〒737-0004 広島県呉市阿賀南二丁目10番3号
	広島 坂キャンパス 〒731-4312 広島県安芸郡坂町平成ヶ浜三丁目3番20号
	広島 長束キャンパス 〒731-0136 広島県広島市安佐南区長東西三丁目5番1号

・ 学部構成

広島文化学園大学

学 部	学 科
社会情報学部	グローバルビジネス学科
	健康福祉学科
看護学部	看護学科
学芸学部	子ども学科
	音楽学科
人間健康学部	スポーツ健康福祉学科

・ 研究科構成

広島文化学園大学大学院

研究科	専 攻
看護学研究科	看護学専攻博士前期課程
	看護学専攻博士後期課程
教育学研究科	子ども学専攻博士前期課程
	子ども学専攻博士後期課程

広島文化学園大学

・ 学生数、教員数、職員数

(1) 学生数

広島文化学園大学

令和3年5月1日現在

学 部	学 科	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	合 計
社会情報学部	グローバル ビジネス学科	—	—	—	15 (秋入学14)	15 (秋入学14)
	健康福祉学科	—	—	—	2	2
	小 計				17 (秋入学14)	17 (秋入学14)
看護学部	看護学科	80	112	90	138	420
	小 計	80	112	90	138	420
学芸学部	子ども学科	53	80	64	64	261
	音楽学科	46	44	45	47	182
	小 計	99	124	109	111	443
人間健康学部	スポーツ 健康福祉学科	129	146	120	123	518
	小 計	129	146	120	123	518
合 計		308	382	319	389 (秋入学14)	1,398 (秋入学14)

広島文化学園大学大学院

令和3年5月1日現在

研 究 科	専 攻	第1年次	第2年次	第3年次	合 計
看護学研究科	看護学専攻博士前期課程	4	6 (秋入学1)	—	10 (秋入学1)
	看護学専攻博士後期課程	1	2	8 (秋入学2)	11 (秋入学2)
	小 計	5	8 (秋入学1)	8 (秋入学2)	21 (秋入学3)
教育学研究科	子ども学専攻博士前期課程	1	0	—	1
	子ども学専攻博士後期課程	1	0	4	5
	小 計	2	0	4	6
合 計		7	8 (秋入学1)	12 (秋入学2)	27 (秋入学3)

広島文化学園大学

(2) 教員数

令和3年5月1日現在

所 属		専任教員						非常勤 講師
		教授	准教授	講師	助教	助手	合計	
社会情報 学部	グローバル ビジネス学科	2	0	0	0	0	2	1
	健康福祉学科	0	1	0	0	0	1	1
	小 計	2	1	0	0	0	3	2
看護学部	看護学科	16	12	8	0	4	40	69
	小 計	16	12	8	0	4	40	69
学芸学部	子ども学科	8	5	2	1	0	16	53
	音楽学科	4	5	0	0	0	9	76
	小 計	12	10	2	1	0	25	129
人間健康 学部	スポーツ健康 福祉学科	9	6	4	0	1	20	43
	小 計	9	6	4	0	1	20	43
看護学 研究科	看護学専攻	2 (17)	0 (7)	0 (3)	0 (0)	0 (0)	2 (27)	15
	小 計	2 (17)	0 (7)	0 (3)	0 (0)	0 (0)	2 (27)	15
教育学 研究科	子ども学専攻	(10)	(5)	(1)	(0)	(0)	(16)	1
	小 計	(10)	(5)	(1)	(0)	(0)	(16)	1
合 計		41 (27)	29 (12)	14 (4)	1 (0)	5 (0)	90 (43)	259

() 内は兼務

(3) 職員数

専任職員	嘱託職員	パートタイム職員	合 計
42	1	27	70

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

学校法人広島文化学園及び広島文化学園大学（以下「本学」という。）は、学校法人広島文化学園寄附行為（以下「寄附行為」という。）並びに広島文化学園大学学則（以下「大学学則」という。）及び広島文化学園大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）において、その目的を簡潔に文章化して明確に示している。これらの具体は、次のとおりである。

「寄附行為」第 3 条【資料 1-1-1】において、「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、自らの特性を社会的に実現し、対話の精神を自得した円満な人格を形成した人材を育成することを目的とする。」と規定している。

「大学学則」第 1 条【資料 1-1-2】において、「広島文化学園大学は、教育基本法及び学校教育法に定めるところに従い、広島文化学園の建学の精神である「究理実践」に基づき、深く専門の学術を教授研究するとともに、豊かな人間性と総合的な判断力を培った社会人を育成し、地域社会及び国際社会の発展に貢献することを目的とする。」と規定している。

また、「大学院学則」第 1 条【資料 1-1-3】において、「広島文化学園大学大学院は、広島文化学園の建学の精神である「究理実践」に基づき『対話』の教育を推し進め、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び応用を教授研究し、その深奥を究め、文化の進展に寄与することを目的とする。」と規定している。

1-1-③ 個性・特色の明示

本学の個性・教育の特色として、学校法人広島文化学園 中期経営計画（以下「中期経営計画」という。）Ⅳ第 3 章【資料 1-1-4】で掲げている「学習者中心の教育」と「対人援助力を持ち備えた人材育成」という二つの教育方針を挙げることができる。

はじめに、本学が目指す「学習者中心の教育」とは、「何を教えたか」という「教員中心の教育」から、「何を学び身に付けることができたのか」という「学生中心の教育」に改革して、学生の主体的な学びを推進し、学生をしっかりと「育てる」教育を保証することである。学生一人一人の夢や希望を実現することが「学習者中心の教育」の目的であり、そのために、「対話」を基礎とした総合型選抜(A0)の理念を、入学時に留まらず、在学中・卒業後まで一貫して行って、学生の夢を現実のものとする「広島文化学園の A0 一貫教育」

の完成を目指している。

次に、「対人援助力を持ち備えた人材育成」という教育方針については、本学が、医療、教育・保育、文化、健康、福祉などの幅広い分野で、優れた「対人援助の専門職」の育成を目指していることを表している。そうした中、平成 28(2016)年 11 月に文部科学省の私立大学研究ブランディング事業において、本学が応募した「地域共生のための対人援助システムの構築と効果に関する検証」が全国 17 大学の 1 校として選定された。本学の特色をアピールするブランディング事業を展開するに当たって、「広島文化学園対人援助研究センター」を設置し、対人援助を中核とした教育・研究の推進、対人援助力の育成を基盤としたカリキュラムの構築、対人援助力を持ち備えた人材の育成等を総合的に推進している。

以上のような教育方針のもと、各学部・学科、研究科における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的については、「大学学則」第 4 条第 2 項【資料 1-1-5】「大学院学則」第 5 条第 2 項【資料 1-1-6】で以下のように具体的に規定している。

(1) 社会情報学部

経済、環境、情報、福祉、健康づくりに係わる領域について、社会系、人文系、自然系諸科学を用いて総合的に教育研究し、かつ地域社会、国際社会に貢献する人材育成を目的とする。

① グローバルビジネス学科

社会学及び社会情報学的見地からグローバル化の実相を把握し、今日の社会の課題を発見、解決できる人材を養成する。とりわけ、Sociologist in Business、すなわち、社会学の知見と分析能力をビジネスの現場に活かし、グローバル化がもたらす諸課題に対処できる人材を育成する。

② 健康福祉学科

一生涯を健康的で豊かに生きるための方法について幅広く研究し、その問題を解決する能力を養い、広く社会に役立つ知識と技術について教授する。とくに、健康づくり・介護予防・福祉問題解決に必要な専門知識、技術を持ち、豊かなまちづくりに貢献できる人材を育成する。

(2) 看護学部

看護学に係わる領域について、関連する諸学問領域と連携しつつ総合的に教育研究し、時代と共に変化する人々のヘルスニーズに対応でき、かつ地域社会、国際社会に貢献する看護職者の育成を目的とする。

① 看護学科

実践的な教育研究体系の中で、生命に対する畏敬の念と倫理観に基づいた豊かな感性、グローバルな視点、専門知識と実践能力、さまざまな問題に対処できる問題解決能力、生涯にわたって自ら学習を続けることのできる能力を合わせ持ち、地域社会、国際社会に貢献できる看護専門職者を育成する。

(3) 学芸学部

学芸全般の幅広い分野について、深く、学際的に教育研究し、地域社会、国際社会に貢献する人材育成を目的とする。人間を育て地域を育てる人間性豊かな教育者の養成を理念とし、学部に設置した子ども学科と音楽学科の連携により、高い専門技術と人間理

解力・教育力を基盤とし、地域文化・地域教育へ貢献するとともに、人と人とのつながりである地域共同体の文化の発展に寄与できる人材を養成する。

① 子ども学科

乳児期、幼児期、児童期全般にわたる子どもの成長、発達を中心とする子どもに関する諸学を学際的に研究し、その問題解決の能力を養い、広く社会に有用な学識と技能について教授する。特に、家庭、学校、社会などで、子ども支援・子育て支援に実践的・指導的に貢献できる人材を育成する。

② 音楽学科

音楽芸術は、優れた技能性が求められるとともに、人間精神の営みとして重要であり、人間形成にとって必要である。音楽学科では、音楽理論教育、演奏技能教育、そして幅広い教養と深い人間理解を養う教育を行う。音楽に関する専門知識、演奏技能とともに、人間形成における音楽の意義について深い洞察を備えた、地域の音楽文化・音楽教育の担い手となる人材を養成することによって、地域社会の音楽文化発展に貢献する人材を養成する。

(4) 人間健康学部

「究理実践」の精神に基づき、豊かな人間性と総合的な判断力を培うと共に、スポーツ、健康、福祉分野の専門知識と応用技術をもって地域社会及び国際社会の発展に貢献する人材を育成することを教育上の目標とする。

① スポーツ健康福祉学科

教育実践を通じて個性豊かな人間性を養い、スポーツ、福祉、そして健康に係る専門的知識と技能の教育研究を行い、全ての人々の健康的な生き方についての支援と相談ができる人材、及び健康・体力づくりを実践レベルで促進できる人材育成を目的とする。なお、当学科にスポーツ健康コース及び健康福祉コースを設置する。

(5) 大学院

① 看護学研究科博士前期課程

看護学研究科博士前期課程では、看護の知識・技術を基盤に、看護学における学識を深め、看護の問題解決や改善に取り組める科学的思考力と臨床志向型研究能力を養い、倫理感の高い看護実践のリーダー・管理者・教育者としての能力を育成する。

② 看護学研究科博士後期課程

高度に専門的な業務に従事する高い学識・行動力・倫理観を持って、健康ニーズに対して臨床志向型研究に取り組む。研究と実践の循環的発展を試み、看護学を実践科学として発展させる自立した研究者としての能力、及び教育能力を持ち、看護の実践・教育の向上に寄与できる高度な看護人材を育成する。

③ 教育学研究科博士前期課程

教職に対する使命感、責任感、教育的愛情に裏づけられた専門職としての高度な知識・技能の修得や、職場や地域社会の多様な組織等と連携・協働できる総合的な人間力を備え、教育者の養成に対する社会的な要請に応えうる人材を育成する。

④ 教育学研究科博士後期課程

教育実践の中から知見を見出し、それを理論仮説へと展開し、さらに実践、仮説検証を行うといった実践と理論の往還をなしうる、高度な教育実践研究を志向できる研究者、

指導的教員の養成を目指すものである。

1-1-④ 変化への対応

本学では、建学の精神を基本として、少子高齢化やグローバル化、デジタル化等の社会変化に柔軟に対応して、常に自己点検・評価を行い、PDCA サイクルに基づく不断の改革・改善に取り組んでいる。

平成7(1995)年社会情報学部、平成11(1999)年看護学部の設置に続き、「人間を育て地域を育てる人間性豊かな教育者の養成」という理念のもとに「広く深い教養を備えた教育者の養成」を目的に、平成22(2010)年に広島文化学園短期大学音楽学科及び保育学科の定員を基礎として学芸学部を設置した。また、看護学部では、平成23(2011)年4月施行の「保健師助産師看護師学校養成所指定規則」改正を受け、平成24(2012)年入学生から、本学の教育理念・方針を具現化した特色あるコース制を導入し、看護職者としてのキャリア形成を支援している。そうした中、平成30(2018)年に、社会情報学部を募集停止し、「すべての人間が生涯を通じて健康的で豊かに生きるための方法を研究し、地域社会及び国際社会のスポーツ、福祉、及び健康分野の発展に貢献する人材育成」の要請に対応して人間健康学部が開設された。

さらに、看護学研究科では、看護実践能力の向上に向けた取り組みを行っており、平成26(2014)年よりクリティカルケア看護領域と高齢者看護領域での専門看護師(CNS)の養成を始めた。教育学研究科では、コースワークにより高度専門的実践家あるいは研究者の養成を目的としている。

また、スポーツ、健康、福祉に関するより高度な専門理論と技術及びそれらの領域横断的な専門性を身につけた人材育成が求められている社会情勢に鑑み、人間健康学部スポーツ健康福祉学科を基盤とする「大学院人間健康学研究科人間健康学専攻」の開設準備を現在進めているところである。

(3) 1-1の改善・向上方策（将来計画）

本学は、これまでの学園の歴史の中で築いてきた「究理実践」という建学の精神、「『対話』の教育」、「嚶鳴教育」という教育理念を今後も引き続き継承しつつ、Society5.0（超スマート社会）、人生100年時代、SDGs（持続可能な開発目標）など、新たな時代や社会の変化に適応した高等教育を目指して、教学と経営が一体となった教職協働体制のもと、取り組むべき課題を明確にしつつ、具体的な達成目標や実施計画を策定していかなければならない。そのために、これまでの取組の成果や課題を踏まえ、経営的・戦略的視点から重点的課題を明確し、改革推進組織体制を確立するとともに、各部署の責任体制を一層整備して教職員一丸となって本学の使命・目的の達成を推進していく。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

「基準項目 1-2 を満たしている。」

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

本学の建学の精神、基本理念、使命・目的については、理事会、評議員会で承認されており、学園が作成した「中期経営計画Ⅳ」第 1 章【資料 1-2-1】にも反映されている。また、「大学学則」、「大学院学則」をはじめとした学内諸規程【資料 1-2-2】は規程管理システムで閲覧できるようにしている。

本学では、教育に関する重要な事項は、各学部の教授会で審議され、大学・短期大学の役職者（学長、副学長、学部長、事務部長等）からなる広島文化学園大学・短期大学政策会議を経て、広島文化学園大学・短期大学執行部会議（学長、副学長、大学・短期大学事務局長等で構成）、広島文化学園経営企画会議（理事長、副理事長、学園長、学長、副学長、事務局長等で構成）で再度審議される。理事会、評議員会においては、学校教育法、私立学校法等の関係法令とともに「大学学則」等が基本資料と位置付けられており、構成員である理事、監事及び評議員への理解が浸透している。さらに基本理念に基づき、大学、学部、学科、大学院において、全教職員が三つのポリシーの策定及び修正に関わっていることから、使命・目的が構成員の理解と支持を得ていることは明確である。

1-2-② 学内外への周知

建学の精神をはじめ、目的、養成する人材等は、「学生生活の手引き」【資料 1-2-3】には記載され、学内で共有化を図っている。年度初めの学生オリエンテーションでは、主に「学生生活の手引き」を用いて建学の精神や教育目的を説明している。

また、学外については、「広島文化学園大学ホームページ」（以下「ホームページ」という。）【資料 1-2-4】にわかりやすく示している。

なお、建学の精神については、各キャンパスの玄関や応接室に額（図 1-1-1）や石碑（図 1-1-2）を設置して学内外への周知に努めている。



図 1-1-1 究理実践の額



図 1-1-2 究理実践の石碑

1-2-③ 中長期的な計画への反映

本学では、平成 19(2007)年に学園としての「中期経営計画」を初めて策定し、令和 2(2020)年から、「中期経営計画Ⅳ」【資料 1-2-5】を策定している。

「中期経営計画Ⅳ」では、第 1 章「建学の精神・学園の基本理念・目的・使命等」で、建学の精神「究理実践」、教育理念「『対話』の教育」を明記している。第 3 章「教育理念・教育目的・教育方針」では、「大学学則」に定められた大学の教育目的、大学全体の三つのポリシーとアセスメント・ポリシーを明記している。そして第 18 章では、各学部・学科、大学院の三つのポリシーとアセスメント・ポリシー及び教育目的を明記し、それらに基づき達成目標と具体的な教育計画を策定している。

各部署では、これらの「中期経営計画Ⅳ」に明記された達成目標と事業計画に基づき毎年度の取組みを実行し、その実施状況を年度末に自己点検・評価することにより、次年度への課題、改善計画を明確にする形で PDCA サイクルの確立を目指している。

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

大学全体として、建学の精神、目的、養成する人材像を基として、ディプロマ・ポリシーを定めている。このディプロマ・ポリシーで示した学修成果を達成するためにカリキュラム・ポリシーを定めている。さらに、これらの方針を受けてアドミッション・ポリシーを定めることによって、養成する学生像、本学が求める入学者を明確にしている。

これら大学全体の三つのポリシーを基幹として、各学部・学科、大学院研究科の各専攻において三つのポリシーとアセスメント・ポリシーを定めている。

これらの三つのポリシーとアセスメント・ポリシーは「学生生活の手引き」【資料 1-2-6】に記載するとともにホームページ【資料 1-2-7】で公表し、広く学内外に周知している。

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

「大学学則」、「大学院学則」に規定する目的等を踏まえ、学士課程においては 4 学部、大学院においては 2 研究科の教育組織【資料 1-2-8】を設置している。

学士課程として、社会情報学部（グローバルビジネス学科、健康福祉学科）、看護学部（看護学科）、学芸学部（子ども学科、音楽学科）、人間健康学部（スポーツ健康福祉学科）、大学院課程として、看護学研究科、教育学研究科から成っている。各学部は、それぞれ設置されたキャンパスごとに教育組織と事務組織を整備し、教職協働の理念のもと各学部教授会、各研究科委員会、各種委員会等の相互の連携協力を重視して運営されており、大学の使命・目的、教育目的が一貫して遂行されており、整合性が保たれている。

(3) 1-2 の改善・向上方策(将来計画)

建学の精神をはじめ、目的等については、学内外における理解及び支持を得ており、学内外への公表についても十分に行うことができている。また、三つのポリシーとアセスメント・ポリシーを、これらの目的等に沿って策定している。

高等教育機関において必要なことは、社会の急激な変化に柔軟に対応して変革できるスピード感であり、同時に変革に対して構成員がベクトルを同じくする学内コンセンサスが不可欠である。運営会議、教授会、研究科委員会、各種委員会及び事務組織が、それぞれ

の役割の中で、スピード感とコンセンサスの両立を果たし効果的に機能するよう、継続的な点検・評価と的確な情報発信を行っていく。

【基準1の自己評価】

建学の精神を基礎とし社会の変化や国の改革動向にも対応した中期ビジョンや中期目標を「中期経営計画」として策定し、年度事業計画、計画に基づく業務の遂行、実施結果の事業報告作成という一連の過程を着実に履行することにより、役員、教職員が同じ方向に向かって歩みを進めることができている。

本学は、建学の精神に始まり、教育目的等を「大学学則」等に規定し、三つのポリシーとアセスメント・ポリシーや事業計画、事業報告に反映している。本学の使命・目的は、法令を遵守したものであり、具体的かつ簡潔に明示されている。これらはホームページや学内刊行物等で公表し、学内外への周知を図っている。

以上のことから、基準1「使命・目的等」の基準を満たしていると評価できる。

基準 2. 学生

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

1. 大学におけるアドミッション・ポリシーの策定

広島文化学園大学（以下「本学」という。）では、広島文化学園大学学則（以下「大学学則」という。）第 1 条及び第 4 条第 2 項に定める大学及び各学部・学科の目的を踏まえ、入学を希望する人に求める内容を明確にするとともに、入学者選抜方法の基本方針を学力の 3 要素と関連付けて、アドミッション・ポリシーを以下のとおり策定している。

【大学】

建学の精神「究理実践」に基づく教育目的を理解し、入学後の修学に必要な学力として、基礎的知識・技能、思考力・判断力・表現力、主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度を持ち、本学の教育をとおして精神的自立、経済的自立を目指そうとする人を、多様な入学者選抜方法により受け入れる。

(1) 入学を希望する人に求める内容は以下のとおりである。

- ① 入学後の学修に必要な基礎的能力を有する人
- ② 地域における支援や共生、地域貢献に関心を有する人
- ③ ボランティアの経験などにより社会的な活動に関心を有する人
- ④ 対人支援専門職に志を有する人
- ⑤ 社会の様々な分野で貢献し、活躍しようとする意欲を有する人

(2) 入学者選抜の基本方針

各学科のディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーを踏まえ、入学者に求める能力やその評価方法を「学力の 3 要素」と関連付けて明示し、多面的・総合的な評価による選抜を実施する。

選抜区分	学力の 3 要素		
	I	II	III
総合型選抜	◎ (調査書)	◎ (自己アピール)	◎ (面談・調査書)
学校推薦型選抜	◎ (調査書)	○ (小論文/志望理由書)	◎ (面談・調査書)
一般選抜	◎ (調査書)	◎ (学科試験/小論文)	○ (調査書)
大学入学共通テスト	◎ (調査書)	◎ (共通テスト)	○ (調査書)

一般選抜（社会人）	◎ （調査書）	○ （小論文）	○ （調査書）
-----------	------------	------------	------------

注1：「学力の3要素」のうち、Ⅰは「知識・技能」、Ⅱは「思考力・判断力・表現力」、Ⅲは「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」を表す。

注2：音楽学科では、上記に加えて演奏実技によりⅠの「技能」及びⅡの「表現力」を評価する。

注3：◎は「特に重視する」、○は「重視する」を表す。

注4：（ ）内は、評価方法を表す。

【各学部・学科】

（1）看護学部看護学科

看護学部看護学科の教育目的を理解し、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーを踏まえて、入学後の修学に必要な基礎的能力、コミュニケーション力、及び目的意識と学ぶ意欲を持ち、入学を希望する次のような人を、多様な入学者選抜方法により受け入れる。

- ① 高等学校の教育課程である国語・数学・理科の基礎科目を幅広く習得し、入学後の修学に必要な基礎学力を有している。
- ② 高等学校までの履修内容を通じて、聞く・話す・読む・書くというコミュニケーションの基礎的な能力を身に付けている。
- ③ 主体的に学習できる姿勢を持ち、予習・復習等の学習時間を確保する習慣がある。
- ④ 高等学校の部活等で対人関係作りの基礎づくり経験があり、感性豊かで、人と関わりあうことが好きである。
- ⑤ 看護職に就き、社会貢献したいという明確な意思を持ち、ボランティア経験や地域社会における体験活動に参加したことがある。

（2）学芸学部

学芸学部の教育目的を理解し、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーを踏まえて、入学を希望する次のような人を、多様な入学者選抜方法により受け入れる。

- ① 入学後の修学に必要な基礎学力（知識、技能等）を有している。
- ② 自らの思考や実践を多面的、客観的に判断でき、活動や発表会・演奏会等の表現活動の実績を持っている。
- ③ 自らの思考やイメージを表現し、伝えることができ、活動や演奏の経験を有している。
- ④ 子どもや音楽に旺盛な関心や意欲を主体的に持ち、子どもに関わるボランティア経験や音楽に関わる演奏経験を有している。
- ⑤ 地域の教育文化や音楽文化に貢献する意欲や熱意があり、地域の施設等における体験活動に参加したことがある。

（3）学芸学部子ども学科

子ども学科の教育目的を理解し、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーを踏まえて、本学科への入学を希望する次のような人を、多様な入学者選抜方法により受け入れる。

- ① 入学後の修学に必要な基礎学力（知識、技能等）を有し、英語やコンピュータ、漢字等に関する資格を有している。

- ② 物事を幅広く論理的に思考・考察する力を有し、学業やクラブ活動、ボランティア等で発揮したことがある。
- ③ 自分の思考を的確に表現し、伝えることができ、子どもや地域住民との関わりの中で、コミュニケーション、表現活動の場面へ積極的に参加したことがある。
- ④ 子どもに興味・関心を持ち、子どもの成長と発達を支援することに主体的な意欲がある。

(4) 学芸学部音楽学科

音楽学科では、学科の教育目的を理解し、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーを踏まえて、本学科への入学を希望する次のような人を多様な入学者選抜方法を用いて受け入れる。

- ① 入学後の修学に必要な基礎演奏技術や音楽基礎知識を有している。
- ② 音楽が好きで、音楽を幅広く学ぶことに喜びを持ち、強い向上心と探究心がある。
- ③ 自分の音楽表現や技術を客観的に判断し演奏することができる。
- ④ 音楽をとおして地域の音楽文化や音楽教育の発展に貢献する意欲があり、地域社会における演奏活動や音楽活動に参加したことがある。
- ⑤ 音楽をとおして自分を表現し、伝えようとする意欲がある。

(5) 人間健康学部スポーツ健康福祉学科

人間健康学部スポーツ健康福祉学科の教育目的を理解し、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーを踏まえて、入学を希望する次のような人を、多様な入学者選抜方法により受け入れる。

- ① 入学後の修学に必要な基礎学力（知識、技能等）を有している。
- ② 健康を科学的観点からとらえ、地域社会における健康づくりに関心がある。
- ③ スポーツや福祉に関心をもち、人間形成やコミュニティの再生、あるいは新たな人間の健康を探求し、地域において活躍する意欲がある。
- ④ スポーツや福祉に関する専門職を目指し、人間の健康のあり方を創造・実践する意欲がある。
- ⑤ 障害者や高齢者の健康とスポーツに関心をもち、人間として優しさや思いやりの心を醸成し、共生社会の実現・発展に貢献する意欲がある。

2. 大学院（博士前期課程・博士後期課程）におけるアドミッション・ポリシーの策定

大学院においては、本学大学院の教育理念に基づき、各研究科（看護学研究科、教育学研究科）の博士前期課程及び後期課程のアドミッション・ポリシーを下記のとおり策定している。

【大学院】

(1) 博士前期課程

建学の精神「究理実践」に基づく教育研究目的を理解し、学修及び研究活動に必要な知識、思考力・判断力、技能を持ち入学を希望する学生を、多様な入学者選抜方法により受け入れる。

- ① 学士課程で養った十分な基礎能力をもとに、高度な専門知識とその実践的応用能力を身につけ、地域社会及び国際社会において指導的役割を果たすことを目指す意志

を有している。

- ② 専門分野で自ら課題を発見し解決する研究意欲のある人、又は、高度の専門性を要する職業等に必要能力の修得を目指す人を求める。
- ③ 社会において様々な体験を活かしながら専門的な知識の獲得を目指す意志を有している。

(2) 博士後期課程

建学の精神「究理実践」に基づく教育研究目的を理解し、学修及び研究活動に必要な知識、思考力・判断力、技能を持ち入学を希望する学生を、多様な入学者選抜方法により受け入れる。

- ① 博士前期課程及び修士課程で養った専門知識と研究能力をもとに、自立して創造的研究活動を行う意志を有している。
- ② 大学での教育研究活動、研究所及び民間の開発部門での研究活動を目指す意志を有している。
- ③ 高度な専門業務に従事するために必要な能力とその基盤となる学識を目指す意志を有している。

【各研究科】

(1) 看護学研究科博士前期課程

看護学研究科博士前期課程の教育目的を理解して、本研究科への入学を希望する次のような人を多様な入学者選抜方法を用いて受け入れる。

- ① 看護学に関する関心を持ち、看護学の基礎理論、知識を一定レベル修得している。
- ② 看護の様々な場面において、適切な判断に基づいて看護の対象者に働きかけることができる看護実践力を有している。
- ③ 幅広い視野で看護実践上課題を明確にし、自らの考えを的確に表現でき、問題解決に必要な方法を開発したいと考えている。
- ④ 研究に必要な文献を精読する能力、外国語（英語）に関する能力を一定レベル修得している。
- ⑤ 看護実践、看護管理、教育実践および学校保健に対して興味・関心を持ち、地域社会に貢献したいとする意欲がある。

(2) 看護学研究科博士後期課程

看護学研究科博士後期課程の教育研究目的を理解して、本研究科博士後期課程への入学を希望する次のような学生を受け入れる。

- ① 看護学研究に必要な理論と実践の往還、及び臨床志向型研究をとおして、学際的・国際的な視点をもって実践的研究力を向上させ、研究活動へ主体的、積極的に関わり、成果を上げようとする意欲を有している。
- ② 看護学に関する専門性の高い研究や実践的経験を有し、実践科学として博士論文を完成させるために十分な能力、知識、技能を有している。
- ③ 看護学研究に関する研究に必要な思考力、論理力、コミュニケーション力や、文献を精読する能力、外国語（英語）能力に関して、一定レベル修得している。

(3) 教育学研究科博士前期課程

教育学研究科博士前期課程の教育目的を理解して、本研究科への入学を希望する次のよ

うな人を多様な入学者選抜方法を用いて受け入れる。

- ① ボランティア活動など、子どもとかかわる経験を有し、子ども学、教育学、心理学、小児・障害科学に関する関心を持ち、広範な知識、技能、意欲がある。
- ② 物事を論理的に思考し、考察するとともに、自らの考えを的確に表現し、伝えることができる。
- ③ 教育、保育に関する様々な場面において、適切な判断に基づいて子どもに働きかけることができる実践力を有している。
- ④ 研究に必要な文献を精読する能力、外国語（英語等）に関する一定水準の理解力、リスニング能力、会話能力、ライティング能力を有している。
- ⑤ 子どもの教育・保育に対して興味・関心をもち、学校や地域社会における活動へ主体的・積極的に貢献したいとする意欲がある。

(4) 教育学研究科博士後期課程

教育学研究科博士後期課程の教育目的を理解して、入学を希望する次のような人を多様な入学者選抜方法を用いて受け入れる。

- ① 子ども学研究に必要な理論と実践の往還をとおして、実践的研究力を向上させ、研究活動へ主体的、積極的に関わり、成果を上げようとする意欲を有している。
- ② 子どもの教育に関する専門性の高い研究や実践的経験を有し、博士論文を完成させるために十分な能力、知識、技能を有している。
- ③ 子ども学研究に関する研究に必要な思考力、コミュニケーション能力、外国語（英語等）に関する一定水準の理解力、リスニング能力、会話能力、ライティング能力を有している。

3. アドミッション・ポリシーの周知

1、2で述べた大学・大学院のアドミッション・ポリシーは、「学生生活の手引き」【資料 2-1-1】及び「学生募集要項」【資料 2-1-2】に記載するとともに、広島文化学園大学ホームページ（以下「ホームページ」という。）【資料 2-1-3】に公表している。「学生募集要項」には、各学科のディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーを踏まえ、入学者に求める能力やその評価方法を「学力の3要素」と関連付けてアドミッション・ポリシーを明示している。「学生募集要項」は、高校へ配付するとともに、受験生等には入学者選抜説明会やオープンキャンパス、高等学校教員には大学進学・教育内容説明会や高校訪問などをとおして、アドミッション・ポリシーの周知を図っている。また、各研究科では、学内の説明会を開催し、「学生募集要項」を配布し、大学院進学の意義やメリットを丁寧に説明している。学外からの志願者に対しては、資料を郵送するとともに、指導を希望する教員と連絡を取るよう説明し、面談などの対応をとおして、アドミッション・ポリシーの周知を図っている。

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

文部科学省の大学入学者選抜の改革に基づき、平成 30(2018)年度より入学者選抜企画運営委員会において検討し、「学力の3要素」を踏まえた選考方法等の見直しを行い、アドミッション・ポリシーに定められた入学者選抜の基本方針に従い、多面的・総合的な評価に

よる選抜を実施している。

具体的な入学者選抜方法としては、「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」及び「主体性を持って多様な人々と協力して学ぶ態度」という「学力の3要素」全てを重視した選抜として総合型選抜（A0、スポーツ A0）を実施している。また、特に「知識・技能」及び「主体性を持って多様な人々と協力して学ぶ態度」を重視して評価する選抜として学校推薦型選抜（地域特別、教育連携指定校、専門学科・総合学科特別、公募制前期、公募制後期、音楽特別、スポーツ特別）を実施している。さらに、特に「知識・技能」及び「思考力・判断力・表現力」を重視した選抜として一般選抜（前期・中期・後期）及び大学共通テスト利用選抜（前期・中期・後期）を実施している。加えて、総合型選抜（社会人 A0、長期履修学生前期・中期・後期）、一般選抜（社会人前期・中期・後期）及び編入学選抜を実施し、多方面から優秀な学生を受け入れられるよう工夫している。【資料 2-1-4】

大学院においては、広島文化学園大学大学院学則第 11 条に基づき、研究科毎にアドミッション・ポリシーを定め、博士前期課程及び博士後期課程の入学者選抜を行っている。各研究科のアドミッション・ポリシーや出願資格等に基づき選考基準を設け、志願者の適切な評価を行っている。【資料 2-1-5】【資料 2-1-6】

学部の入学者選抜の実施に当たっては、「広島文化学園大学・短期大学入学者選抜に関する規程」【資料 2-1-7】に基づき、入学者選抜企画運営委員会を統括組織として入学者選抜統括実施本部、入学者選抜問題作成委員会、学生募集要項策定委員会等を設けて実施体制の強化を図り、入学者選抜実施要領により教職員の役割を定め、適切に実施している。入学者の選抜は、教授会で審議し学長が決定している。

大学院では、各研究科で作成した「学生募集要項」に基づき入学試験を行い、それぞれの研究科委員会で審議し学長が決定している。

また、入学者を入学者選抜別方法の区分けで、GPA(Grade Point Average)を活用した追跡調査を実施して、その結果を踏まえ入学者選抜制度の検証を行っている。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

入学定員に対する学部、学科別の志願者数、合格者数、入学者数及び充足率の推移（過去 5 年間）は、【資料 2-1-8】のとおりである。文部科学省において示された入学定員超過の適正化に関する基準の改正に基づき、入学定員管理に努めてきている。現状としては、学部全体として入学定員に対する過剰な超過や未充足はない。

大学院においては、全研究科で収容定員の未充足状態が続いている。【資料 2-1-9】

学生募集及び広報活動を学部及び大学院の重要事項の一つとして位置づけている。学生募集及び広報活動に重要な媒体である大学案内やホームページ等の作成、オープンキャンパスの日程調整等は入学支援センター【資料 2-1-10】が一括管理し、効果的な学生募集・広報活動を行っている。入学支援センター会議は、入学支援センター関係者に加え、理事長・副理事長・学長・副学長・学部長・学生部長・学科広報委員・アドミッション・オフィサー等で構成し、毎月 1 回のペースで開催し、全学レベルで効果的な学生募集・広報活動に関する情報交換や具体的な方策の検討をしている。

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学の教育目的を踏まえアドミッション・ポリシーを定め、周知しているとともに、アドミッション・ポリシーに沿って適切に入学選抜を実施しその検証を行っている。

18歳人口が確実に減少する中で、在籍学生を適切に確保することは健全な大学運営を維持する上で必要不可欠である。入学支援センターと各学部・学科との連携をさらに強化するとともに、オープンキャンパスやホームページ等の一層の充実を図ることにより、引き続き入学定員に沿った学生受け入れ数の管理に努める。

大学院については、定員充足に向けて、なお一層、教育研究の方向性や内容、教員の教育力・研究力の質の高さ等を内外にアピールし、学生募集の改善を図る。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2 の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

本学は、学生と教職員間の対話を重視した学修支援を行い、入学時に留まらず在学中・卒業後まで一貫して「対話」を行う「広島文化学園の A0 一貫教育」の実施という教育方針に基づき、教員と職員の協働による学修支援について確かな実績を持っている。教職協働による学修支援体制の実現に向けた取組は、平成 25(2013)年に設置された各学部・学科の横断的連携を強化するための 8 つのセンター、平成 27(2015)年に設置された大学・短大事務局の設置により、学園の運営組織は学部・学科から大学・短期大学全体で運営する教職協働の学修支援体制を整備してきた。このことは、「学校法人広島文化学園中期経営計画Ⅳ」では重点施策の一つとして明確に位置付けられており、一層の充実を目指している。この基本方針は、年度当初に開催される全教職員を対象とした合同職員研修会において常に確認している。

学修支援に関する事項は、教育の改革及び改善を支援し、その充実及び高度化に資することを目的とした教学支援センター【資料 2-2-1】を中心として、学生生活を支援することを目的とした学生生活支援センター【資料 2-2-2】等、各関連センターと常に連携しながら、基本的な方針の協議・決定、実施計画の立案、実施する体制が整備されている。教学支援センターは、センター長、副センター長、学部長、学科長、学生部次長（教務）からなる教員と、センター室長、教務課長、法人事務局長補佐からなる職員が相互に意見を交換し合う体制が整っている。教学支援センター以外の各センター、各センターの下に設置されている委員会及び各学部の各委員会においても、教員と職員が同等の構成員として参画し、教職協働を推進している。また、図書館、保健室、キャリアセンター、ICT（情報通信技術）支援室には、専門の職員を配置し、担当教員と協働し学生の学修、相談、進路を支援している。

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

1. 障害のある学生への支援

障害学生支援を実施することを目的として「広島文化学園大学・短期大学における障害学生支援に関する基本方針」【資料 2-2-3】を定めている。また、学生生活支援センターに障害学生支援委員会【資料 2-2-4】を位置付け、配慮を必要とする学生に対し、障害学生支援に関する調整や具体的な支援内容についてチューター、授業担当教員等と連携しながら取り組んでいる。本学では、受験前相談から合否判定に至るまでのプロセスにおいて、各学科の教員や関連する職員が障害のある受験生と相談、協議できるようにしている。このことは、「学生募集要項」の「受験に関する諸注意」【資料 2-2-5】の一項目として明記し周知を図っている。

2. オフィスアワー制度

教員によるオフィスアワーは全学的に実施しており、学習や研究、学生生活等について様々な相談に応じている。各教員はオフィスアワーの時間を設け、「学生生活の手引き」に記載するとともに掲示板や研究室に掲示している。【資料 2-2-6】更に、本学ではオフィスアワーに加えて、チューター制（担任制）【資料 2-2-7】を導入しており、学生はしばしば教員の研究室を訪れ相談をしている。オフィスアワーの時間も含めたフレキシブルな時間帯で学生との面談の時間が設けられている。

3. TA(Teaching Assistant)・SA(Student Assistant)の活用

「広島文化学園ティーチング・アシスタントに関する規程」【資料 2-2-8】を設け、大学院生を大学における実験・実習・演習等の業務又は公開講演会等において、授業等担当教員の教育補助業務に従事させている。TA が演習、実習、大人数が受講する講義等における授業の準備や後片付け、資料配付や出欠管理、さらには個別支援が必要な学生一人一人へのサポート等の業務を担うことにより、授業担当教員は授業に専念することができ、授業の充実に有効に機能している。

TA 制度は、大学院生が今後担うであろう教育に参画することで教育方法について実践的な体験ができ、また、学生の経済的支援にもつながるので、相応しい学生を採用して有効に活用している。また、学部学生を実技の授業の SA として積極的に活用し、安全確保、個々の学生のスキル向上の支援者として大きな役割を果たしている。

TA・SA を希望する授業担当教員は申請書を学長に提出し、審議の上、選考基準に基づき研究科から推薦された学生を選考している。また、授業担当教員は TA・SA を実務に従事させる前にオリエンテーション等を行い、職務遂行上の留意点について周知している。【資料 2-2-9】

4. ガイダンス

本学では、新入生を含め、各年次生に Semester 初めのガイダンスを行い、学修及び学生生活に関する支援を行っている。ガイダンス内容は学部長、学科長等の講話、「学生生活の手引き」を使っての建学の精神、三つのポリシー等の説明、履修について、諸ルール・手続きの説明等である。

5. 「HBG(Hiroshima Bunka Gakuen)夢カルテ」・チューター制

入学時から、在学中、卒業後まで一貫して学生の夢(なりたい自分)を実現するために、学修及び学生生活全般をサポートし、様々な問題の相談相手となるチューターを配置している。チューターは学生の「成長する過程を評価し、激励し、成長を促す」ことを目的として学修ポートフォリオ「HBG夢カルテ」【資料2-2-10】を活用して支援している。

学生は入学時から卒業まで、毎年度の学期ごとに自らの目標を書き込み、学期の終わりに振り返りを行う。チューターも学生の手書き込みに対してコメントを付し、学生の夢実現に向けてサポートしている。「HBG夢カルテ」の作成過程での学生とのやり取りや日頃の相談、学科会での学生情報の共有等をとおして、チューターは学生の学修ニーズを理解し、学生の履修履歴や成績をモニターしながら、必要な助言や指導を行っている。

「HBG夢カルテ」は、学生にとっては自己評価のツールとして、チューターにとっては学生をよりよく理解し、一貫した学修支援を行う上で欠かせない本学の特徴的なツールである。

6. 休学・退学及び留年生への対応

本学の過去3年分の休学者数・休学率(表2-2-1)及び退学者数・退学率(表2-2-2)は、次のとおりである。

表2-2-1 休学者数・休学率(過去3年分)

学部・学科		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		人数	%	人数	%	人数	%
社会情報学部	グローバルビジネス学科	3	1.5	0	0.0	0	0.0
	健康福祉学科	3	1.8	2	1.8	0	0.0
看護学部	看護学科	18	3.5	20	4.3	27	5.8
学芸学部	子ども学科	2	0.7	2	0.7	3	1.1
	音楽学科	7	5.1	3	2.0	8	5.0
人間健康学部	スポーツ健康福祉学科	0	0.0	1	0.4	5	1.2
全体		33	2.3	28	2.0	43	3.0

表2-2-2 退学者数・退学率(過去3年分)

学部・学科		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		人数	%	人数	%	人数	%
社会情報学部	グローバルビジネス学科	11	5.6	7	5.2	0	0.0
	健康福祉学科	4	2.4	4	3.7	1	1.8
看護学部	看護学科	10	1.9	11	2.3	13	2.8
学芸学部	子ども学科	8	2.7	7	2.5	6	2.2
	音楽学科	2	1.5	5	3.4	3	1.9
人間健康学部	スポーツ健康福祉学科	4	3.1	8	3.1	16	4.0
全体		39	2.7	42	3.0	39	2.7

休学・退学の理由としては、「進路変更（就職）」が最も多いが、その背景には就学意欲の低下や生活習慣の乱れに起因する学業成績不振が関わっている。

休学・退学についての主な相談相手は、チューター（担任）である。修学意欲の低下や進路変更による休学・退学を選択する学生は成績不振を伴うことが多く、学業成績不振学生（学年学期ごとに定められた GPA を下回る学生）に対しては、チューターが面談（状況によっては保護者同伴）を行い、修学状況を改善するための機会を設け、休学・退学に至らないように努めている。また、授業欠席も学業不振、休学・退学につながる事項であるため、学生の授業の出欠状況を学科で共有し、学生に対する日々の学修指導に活用している。

また、不安や悩みを抱える学生の支援として、学生相談室に臨床心理士を配置し、チューター等と協働的に支援している。

休学・退学になる可能性がある場合には、チューターは、面談結果を学生部長や学科長に相談し、さらに保護者を加えての面談を行う。そして休学・退学の決定に当たっては、教授会の審議を経て学長が決定する。教授会で経緯が説明され、他の教員も学生指導の経過を共有し、自らの学生指導改善に役立てている。

留年生についても、他の学生と同様に学修及び学生生活についての課題解決に向けて支援を行うとともに、学科教員、職員、保護者と連携しながら協働的に課題解決に向けて取り組んでいる。

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

教学支援センターを中心として、関連する各センター、各委員会及び保健室等の各部署が互いに連携しながら、教員と職員等が協働的に学生の学修・学生生活の支援に取り組む支援体制が整備されている。とりわけ、「HBG 夢カルテ」「学修履歴証明書」の取組はチューターによる学修支援のツールとして有効に機能しているが、今後、チューター、授業担当教員、保健室、キャリアセンター等の教職員が、配慮を要する学生を含む学生一人一人の夢、現状、ニーズ、悩み等を的確に把握・共有し、一貫した学修支援体制の強化を図る。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

1. キャリア支援に関する組織体制の整備

平成 27(2015)年度から各学部の就職・キャリア支援委員会の統括組織として「就職・キャリア支援センター」【資料 2-3-1】を設けるとともに、「キャリアカウンセラー」を配置し、全学的な取組を展開している。

就職・キャリア支援センターは、大学の就職・キャリア支援活動及び資格取得支援を統

括し、その組織的な取組を推進して、就職・キャリア支援及び資格取得支援の充実発展を図ることを目的としたものである。その目的を達成するために、次の事項及び事業を行っている。

- (1) 就職・キャリア支援活動及び資格取得支援の企画立案に関すること
- (2) 各キャンパスの就職・キャリア支援活動及び資格取得支援の統括的機能に関すること
- (3) 就職・キャリア支援及び資格取得支援に関する情報収集及び研究開発に関すること
- (4) その他、就職・キャリア支援及び資格取得支援の推進に関すること

就職・キャリア支援委員会は、各学部の就職指導担当教員と学生部職員で構成し、学生の就職・キャリア支援に関する企画・立案や実施等、関連する事項を処理することを目的としたものである。

2. キャリア教育の体系化

平成30(2018)年に各学部・学科のキャリア教育の内容の体系化を図るとともに、令和元(2019)年度に就職・キャリア支援センターが提言した「変化に富む時代におけるキャリア支援の充実に向けてー『対人支援』に基づく自立した人材の育成ー」【資料2-3-2】に基づき、キャリア教育の充実を図ってきた。

学部においては、各学科でキャリア系科目を教育課程（教養科目又は専門科目）の中に開設し、体系的なキャリア教育を展開している。まず、各学部・学科で求められる「人間力」「専門力」「キャリア形成力」の理解を深めるため、初年次教育として「フレッシュマンセミナー（文化に生きる）」を必修としている。さらに、1年次に「基礎ゼミナール」（子ども学科）、「キャリアデザイン」（スポーツ健康福祉学科）、2年次以降は、「職業選択と職業的アイデンティティ」（看護学科）、「キャリアデザイン」「キャリア教育」（子ども学科）や「キャリアデザイン」「キャリアセミナー」（音楽学科）、「キャリアディベロップメント」（スポーツ健康福祉学科）等を配置し、「キャリア」とは何かについて学ぶとともに、自己分析や職種・業界研究、就職に向けての取り組み方等、就職活動のためのスキルについて学ぶ。

また、教育課程には、体験、実習、インターンシップ等の科目を配置し、学生自身の職業選択や職業適性、さらには将来の人生設計等に対する意識を醸成する機会の創出に努めるとともに、大学での学びに対する学修意欲の向上を期待している。大学院においても学部と同様に「キャリア科目」の履修は可能である。

3. 進路選択に関する指導及びガイダンスの実施

進路選択に関する指導やガイダンスは、学期初めに行われる各学科のオリエンテーションやゼミ等の授業において、就職・キャリア支援センター職員及びチューターが進路選択に重要な事柄について指導を行っている。また、「HBG 夢カルテ」を用いて、学生の夢実現の支援・指導に役立てている。

各学部の専門性、育てる人材像や取得する資格の種類に応じて、国家資格取得対策（看護学部・社会情報学部）、教員採用試験・公務員試験対策（全学部）、各種資格取得対策（全学部）等年間をとおして展開している。また、履歴書等の記述指導、面接練習、マナー研

修を随時行っている。

4. 卒業生に対する就職先の評価

就職・キャリア支援センターでは、卒業生の就職先の企業等に対して「求める人材の要件」等からなる「卒業生に関するアンケート調査」【資料 2-3-3】を平成 26(2014)年から実施している。調査の結果、企業等は、「一般常識・教養・マナー」「意欲・熱意」「学ぶ姿勢・向上心」「責任感・誠実性・粘り強さ」「コミュニケーション能力」「協調性・チームワーク能力」といったコンピテンシーに係る要素を重視していることがわかった。一方、卒業生の資質について企業等の評価では、「意欲・熱意」「学ぶ姿勢・向上心」「責任感・誠実性・粘り強さ」「コミュニケーション能力」「協調性・チームワーク能力」で高い評価を得ているが、「専門的知識・技能」「問題解決能力」でやや低い評価となった。

この調査により、教育の効果及び学生が修得した学修の成果等を把握し、その結果を踏まえて各学部・学科が改善策を検討し、本学の教育内容にフィードバックすることにより、本学における取組の更なる改善に役立てている。

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

教育課程内外を通じて学生の社会的・職業的自立に向けたキャリア支援に取り組んでいる。

「卒業生に関するアンケート調査」を踏まえ、各学部・学科、教学支援センター及び就職・キャリア支援センターが連携を取りながら、企業が求める人材を育成するためのカリキュラム編成を進める。

具体的には、1 年次からの就職を意識した一般常識やマナーの定着を図るプログラム等、キャリア形成支援に効果的に活用される仕組みと内容を今後更に強化していく。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

「基準項目 2-4 を満たしている。」

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 学生生活の安定のための支援

1. 学生サービス・厚生補導のための組織

大学における学生生活支援に関する活動を統括し、その組織的取組を推進して、総合的に学生生活を支援することを目的として学生生活支援センターを設置している。【資料 2-4-1】学生生活支援センターは、センター長、副センター長、センター室長、学生部次長（学生生活）、学生課係長、法人事務局次長等により構成されている。学生生活支援センターのもとに学生生活及び指導に係る委員会として各学部学生生活委員会があり、定期的に委員会を開催している。

学生サービス・厚生補導は主に学生部学生課が担当し、その業務は、「広島文化学園事務

組織及び事務分掌規程」【資料 2-4-2】に定められており、具体的な内容は、①学生の福利及び厚生補導、②学生生活及び課外活動の指導及び助言、③学生に対する奨学金及び経済援助、④学生の災害傷害保険、⑤学生の個人記録等、⑥住宅の斡旋及びアルバイト紹介、⑦学生の福利厚生施設、⑧保健室の管理、⑨就職指導等である。

2. 奨学金等経済的支援

(1) 奨学金

本学では、学生の勉学を経済的側面から支援するために、日本学生支援機構奨学金及び地方公共団体・民間団体奨学金の他に広島文化学園鳴鳴教育奨学金制度を整えている。

① 日本学生支援機構奨学金

日本学生支援機構奨学金については奨学金説明会を開催し、奨学金の内容・申し込み手続き等について詳細に説明している。そして、家庭の事情等の個人情報に十分配慮しながら、学生課での個別対応やチューターによる相談など、指導を行っている。

② 地方公共団体・民間団体奨学金

地方公共団体・民間団体奨学金として、(財)交通遺児育英会、あしなが育英会、呉ふるさと奨学金、(独)私費外国人留学生学習奨励費、(財)ひろしま国際センター奨学金、(財)ロータリー米山奨学会、(財)熊平奨学会があり、学内で選抜した上で学生を推薦している。

③ 広島文化学園鳴鳴教育奨学金【資料 2-4-3】

この奨学金は、学校法人広島文化学園独自の奨学金であり「広島文化学園鳴鳴教育奨学金規程」【資料 2-4-4】に基づき支給されている。意欲的に学生生活を送ろうとする者に対し、財政的援助を行うことにより修学を支援し、優秀な人材を育成することを目的として、設置されている。奨学金の受給についてはそれぞれ細則を設け、厳正に実施している。【資料 2-4-5】

ア 音楽特別奨学金【資料 2-4-6】

この奨学金は、給付基準を満たし、声楽、ピアノ、管弦打楽器で受験し入学した者で、入学後も学業と音楽活動を積極的に行う者を対象としている。奨学金の給付額は、授業料年額 10 万円・20 万円・40 万円免除、入学金免除および授業料全額免除のいずれかである。

イ スポーツ特別奨学金【資料 2-4-7】

この奨学金は、本学学生のうちバレーボール部・硬式野球部・サッカー部・バスケットボール部・陸上競技部・テニス部・バドミントン部・ダンス部のクラブにおいて特に優秀な者に対し財政的支援を行うことにより、学生のクラブ活動と学業の両立を支援することを目的としている。奨学金の給付額は、授業料年額 10 万円・30 万円免除、入学金免除および授業料全額免除のいずれかである。

ウ 家族入学特別奨学金【資料 2-4-8】

- (ア) 学生の兄弟、姉妹が本学園の卒業生または在学学生であること
 - (イ) 学生の両親のどちらかが本学園の卒業生であること
 - (ウ) 学生の家族（両親、兄弟姉妹）が本学園の現職員であること
- のいずれかの場合、入学前前期の授業料 20 万円を免除する。

エ 大学入学共通テスト利用選抜成績優秀者特別奨学金【資料 2-4-9】

この奨学金は、大学入学共通テスト利用選抜で入学した者のうち、合否判定に使用する2科目の合計得点が150点以上の者に対し、初年度の授業料を全額免除する。

オ 成績優秀者特別奨学金【資料 2-4-10】

この奨学金は、学業成績、人物ともに優秀で学則等を遵守し他の模範となる者に対し、各学年終了時（最終学年終了時を除く。1年生については前期終了時）の学業成績、学生生活の状況等を総合的に考慮し、優秀と判断された者に支給している。受給者は各学科5%程度であり、授業料年額20万円（1年生は年額10万円）が免除される。

カ 社会人入学者特別奨学金【資料 2-4-11】

この奨学金は、本学学生のうち総合型選抜（社会人A0）、一般選抜（社会人前期・中期・後期）で入学した者に対し支給している。奨学金の給付額は、授業料の年間10万円免除である。経済的に就学困難で日本学生支援機構から奨学金を受けている学生についても、この細則の奨学金を受けることができる。

3. 授業料の延納又は分納に関する制度

経済的理由により授業料の一括納入が困難な学生については、「広島文化学園大学授業料等延納及び分納取扱規程」【資料 2-4-12】に従い、授業料納入計画を示した学生について授業料の延納または分納を認めている。

過去3年間の延納または分納の実績（表 2-4-1）は次のとおりである。

表 2-4-1 延納及び分納の手続き状況（過去3年分） （単位：人）

学 部	区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		前期	後期	前期	後期	前期	後期
社会情報学部	延納	2	2	3	3	4	5
	分納	70	69	79	61	39	23
看護学部	延納	6	3	8	6	28	4
	分納	7	11	6	5	6	6
学芸学部	延納	1	0	0	1	20	8
	分納	14	12	12	19	1	9
人間健康学部	延納	—	0	2	2	19	5
	分納	—	2	2	5	0	6

4. 課外活動支援

本学には学生全員を会員とした学生による「学生自治会」組織があり、会員の選挙により選ばれた「執行部」が中心となって、会員相互の親睦を図るとともに、自立の精神に基づき、学生生活の充実を図る様々な活動が展開されている。主な活動としては、新入生歓

迎行事、スポーツ大会、大学祭等を行っている。学生部に自治会参与（教員）を置き、教職員が一体となって活動を支援している。また、学生の参画による新型コロナウイルス感染対策として、呉 阿賀キャンパスでは学生参画会議保健委員会により感染予防のポスターの作成、掲示とともに手指消毒励行への声かけ運動を行っており、広島 長束キャンパスでは新型コロナ感染症に関するポスターを作成、掲示して感染予防への注意喚起を行っている。

また、学生自治会所属の各クラブ、サークルについては、主に専任教員が顧問を務め、活動が活性化されるよう助言を行っている。スポーツ系クラブについては、大学スポーツ協会に加盟するとともに、スポーツ推進室を設置し、適切な活動ができるよう支援している。

なお、スポーツ特別奨学金制度を設定し重点的に支援している指定強化クラブは、バレーボール部、硬式野球部、サッカー部、バスケットボール部、陸上競技部、テニス部、ダンス部、バドミントン部である。

地域活動、ボランティア活動の支援に対しては、各学部内にボランティア担当教員を配置し、日々のボランティア活動は勿論のこと、授業科目と連動した形でもボランティア紹介、活動支援を行っている。

社会情報学部では、教育目標の人間力の涵養につながるものとして、ボランティア活動を推奨し、積極的に支援している。取り組み内容は、①ボランティアの紹介・斡旋（教員による紹介・斡旋、活動経緯確認）、②ボランティア活動の単位化（導入科目としてのボランティア入門及び単位化科目としてのボランティア実践、福祉ボランティア実践。活動記録としてのボランティア手帳の発行）、③ボランティア活動交流発表会（活動成果の発表）の開催である。

看護学部では、子ども虐待防止の市民公開講座の参画や、「認知症カフェあがりんさい」での骨密度・体内水分量・認知機能等の測定と健康相談を学生が中心になって行い、地域・社会の健康増進に貢献している。また、呉市と「災害時における避難場所等としての使用に関する協定書」【資料 2-4-13】を提携し、アカデミア（阿賀学園地域教育連携協議会）などと協働して、津波避難訓練や防災研修会へ参画をする他、高齢者施設での演奏会の実施を学生と教員が一緒になって行っている。

学芸学部子ども学科は、各種施設や広島市教育委員会との連携によるボランティア活動を積極的に推進し、卒業必修科目「教育・保育体験」で教育現場でのボランティア活動をする一方、地域の子ども達との共同企画による「WAWAWA こどもまつり」【資料 2-4-14】を毎年開催し、地域との絆を深めている。

学芸学部音楽学科は、地方自治体（安佐南区役所）と連携した「小さな音楽会」や広島県立美術館でのロビーコンサートを定期的で開催している。また、海外の著名な演奏家による学内コンサートを一般に無料公開し、地域住民から好評を得ている。

人間健康学部では、重度・重複障害児の運動、スポーツを支援する「HBG はなまるキッズ」や、小学生を対象にかけっこの指導を行う「かけっこ教室」などを学生ボランティアとともに開催して地域支援活動として貢献している。

5. 健康相談・心的支援・生活相談

本学には、福利厚生等の施設として、「大学学則」第 67 条【資料 2-4-15】及び「広島文化学園大学学生相談室・保健室・食堂の運営に関する規程」【資料 2-4-16】に基づき保健室、学生相談室を設置している。

(1) 保健室・学生相談室

保健室を各キャンパスに設置し、保健師を 1 名ずつ配置している。学生の様々な種類の相談の窓口としても機能している。学生相談室も、各キャンパスに設置し、臨床心理士を配置している。学生相談室の開室は、呉 阿賀キャンパスが週 3 回、広島 坂キャンパス及び広島 長束キャンパスが週 1 回で、主な相談事項としては、学業に関する問題、友人や家族等の対人関係に関する問題、性格、適性等の問題、青年期特有の問題などである。学生相談に当たっては、保健師、臨床心理士、チューター及び学生部職員が連携して行っている。過去 3 年間の保健室及び学生相談室の相談実績（表 2-4-2、表 2-4-3）は次のとおりである。

表 2-4-2 保健室の相談件数[延べ件数]（過去 3 年分） (単位：件)

キャンパス名	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
広島 坂キャンパス	557	470	278
呉 阿賀キャンパス	537	449	374
広島 長束キャンパス	919	812	543

表 2-4-3 学生相談室の相談件数[延べ件数]（過去 3 年分） (単位：件)

キャンパス名	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
広島 坂キャンパス	—	89	70
呉 阿賀キャンパス	624	377	340
広島 長束キャンパス	160	128	80

令和 2(2020)年からはコロナ禍で登校ができない状況になった時にも対応するため、全キャンパスで電話等によるリモート相談を開設し、必要な時に適宜相談に応じることができる体制としている。

(2) 学生食堂

全キャンパスに学生食堂を設置し、業務は外部委託している。呉 阿賀キャンパスでは、平成 30(2018)年に食堂の改築を行い、面積を拡大して座席数を増やし、広島 坂キャンパス及び広島 長束キャンパスでも食堂の椅子・テーブルの入れ替えを行うなど、清潔で使いやすい食堂環境の充実に向けて改善を図っている。また、令和 2(2020)年からは、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、ソーシャルディスタンスが確保できるように座席間隔を空ける配席にするとともに、座席間にアクリル板での仕切りを設置して、3 密防止・飛沫防止に対応した食堂環境としている。

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

学生生活の安定に向けて適切な支援が必要時に確実に受けられるように、現在チューターを中心に学生の生活や学修状況を把握し、保健室、学生相談室及び学生部との組織的連携を強化しながら支援にあたっている。今後は、教職員一人一人がカウンセリングマインドを持って支援にあたることができるように研修会を実施し、より個々の学生に応じた支援ができるようにする。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

「基準項目 2-5 を満たしている。」

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

本学は、広島、呉地域に 4 キャンパス（図 2-5-1）を有し、それぞれの学部の特長・特徴を保ちながら相互に連携を保って教育研究に取り組んでいる。【資料 2-5-1】

校地及び校舎については、4 キャンパスを合計した、大学全体としての校地等面積は 195,248 m²（短期大学との共用部 19,187 m²を含む）、校舎面積は 42,676 m²（短期大学との共用部 11,439 m²を含む）であり、それぞれ大学設置基準の面積 16,150 m²、14,279 m²を超えており、大学設置基準を満たしている。また、各キャンパスの校地面積、校舎面積も同様に大学設置基準を満たしている。

各キャンパスの校舎の主な施設は、一般講義室の他に実習室、演習室、情報処理演習室など教育研究に必要な設備を整え、有効に活用している。【資料 2-5-2】



図 2-5-1 キャンパス配置図

運動場及び体育施設についても必要な設備を整え、有効に活用している。

本学における各キャンパスの耐震改修は、一部吊り天井改修工事を除き、全て終了している。

学内の警備については、各キャンパスともに校舎施設は夜間、休日有人警備を基本として警備業者に委託している。平日の昼間は職員による声掛け等により事件や事故の未然防止を図っている。

火災・地震対策、防犯対策につい

ては、「広島文化学園危機管理規程」【資料 2-5-3】を整備し、「広島文化学園危機管理マニュアル」【資料 2-5-4】を作成している。また、「広島文化学園大学消防計画に関する規程」【資料 2-5-5】に基づき、毎年度消防計画【資料 2-5-6】の策定を行っている。

消防機器や非常放送設備の機器等の点検は、消防法に基づき年 2 回実施している。さらに全学生及び全教職員を対象とした防火訓練を定期的の実施し、全学生を対象として警察署の方による防犯対策講座を毎年年度初めのオリエンテーションで行っている。

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

1. 図書館

図書館は、広島 長束キャンパス図書館（学芸学部・短期大学・教育学研究科）、呉 阿賀キャンパス図書館（看護学部・看護学研究科）、広島 坂キャンパス図書館（社会情報学部・人間健康学部）、呉 郷原キャンパス図書館（社会情報学部・人間健康学部）4 キャンパスそれぞれに設置されている。【資料 2-5-7】

4 キャンパスの図書館は図書館システムで統合されている。OPAC（蔵書検索システム）で、図書・学術雑誌・楽譜・絵本といった本学の特色ある蔵書を資料別に検索をすることが可能となっており、キャンパスごとの絞り込みで欲しい資料へのアクセスを容易にしている。利用者はスマホからアクセスして、蔵書取寄せ機能を使って他キャンパスから取寄せをすることもできる。貸出返却にかかる費用は基本的に無料で、どこのキャンパスの図書館からでも返却できるよう利便を図っている。

蔵書の分野は教育・心理・音楽・医療・看護・福祉・スポーツと多岐にわたり、キャンパスごとに特色ある蔵書構成となっており、互いの蔵書を補完し合って形成されている。

4 キャンパスの合計で、蔵書数は図書（和書・洋書・多言語等）14 万冊、国内外の雑誌 305 タイトル、電子ジャーナル 820 タイトル、視聴覚資料 2 千点を整備し配架されている。

電子リソースについては、できるだけ全キャンパスで利用できる契約を目標としている。海外文献電子ジャーナルパッケージ（医療・看護データベース 720 タイトル、教育心理データベース 100 タイトル）は、EBSCO 契約の 2 種データベースで一括横断検索を実現している。新聞記事データベースは 2 種を提供している。電子書籍についてもコンテンツを増加させているところであり、学外からのアクセスを可能にすることにより、今後も利用提供をより整備していく予定である。また医学・看護・健康関連の映像教材を利用できる映像配信サービス(VISUALEARN CLOUD)を利用しており、教室、図書館はもちろん自宅や移動中でも、隙間時間にも映像を利用した学習が行えるよう整備している。

近年大学が力を入れているアクティブ・ラーニングを実現するため、各キャンパスにコモンスペースが設けられている。広島 長束キャンパスのラーニングコモンスには、キャスター付きの閲覧机 6 台、座席数 18 席がディスカッションをしやすい配置され、壁面一面の大型ホワイトボードや電子黒板はプレゼンテーションで活用されている。呉 阿賀キャンパス館の 4 階に位置するオープンコモンスには、閲覧机 18 台、座席数 30 席、ホワイトボード 4 台、電子黒板が設置され、地域支援のための助成を受けたプログラムや健康講座等も開催されており、学生や教員の学びから地域に開かれたコモンスを目指している。広島 坂キャンパス図書館内のアクティブラーニングスペースでは、閲覧机 6 台、座席数 20 席、ホワイトボード 1 台、デスクトップパソコン 3 台が配置されている。

これらの図書館やコモンズスペース（図 2-5-2）ではノートパソコンの貸出サービスを提供し、広島 長束キャンパス図書館・呉 阿賀キャンパス図書館ともに各 20 台のパソコンで、学術情報へのアクセスやレポート・論文の執筆に活発に利用されている。



図 2-5-2 コモンズスペース

広島 坂キャンパス図書館では ICT 支員室の貸出パソコンを持ち込みで利用し、キャンパス内の場所を問わずノートパソコンが活用されている。広島 長束キャンパス図書館は、延床面積 754 m²、閲覧席座席数 119 席、集密式開架書庫が設置されており、利用は自由に資料を手にとることができる。約 1 万点を提供する楽譜や、小中学校教科書・指導者用指導書が設置された教科書コーナー、子ども学科の読み聞かせのための絵本（大型、しかけ、英語等）を特色とする。

呉 阿賀キャンパス図書館は、延床面積 790 m²、閲覧席座席数 109 席、開架書庫が設置されており、講義棟の 3・4 階部分に位置する。グループ学習のセミナー室 2 室や視聴覚閲覧室を設け、前述のオープンコモンズも館内に設置されている。授業・看護実習の事前事後の学習のため、医学中央雑誌 WEB 版、メディカルオンラインなどの看護系データベースによる迅速な情報収集が可能となっている。

広島 坂キャンパス図書館は、延床面積 497 m²、閲覧席座席数 100 席、集密式開架書庫があり、主として授業が開講されるキャンパスで、一般教養や学部の特色であるスポーツ・福祉分野の蔵書を収集している。教員採用試験や各種資格取得に向けて集中できる学修環境を整えている。また呉 郷原キャンパス図書館は、延床面積 543 m²、閲覧席座席数 100 席である。

各キャンパスでは学生のニーズに応じて、初年次の図書館ガイダンスや卒業研究に向けた文献検索ガイダンスを実施している。利用案内から OPAC 演習まで、学生が学修上で必要とする文献を自ら検索し入手できるようになることを目標としている。

他大学との相互協力については、キャンパスごとに国立情報学研究所の目録所在情報サービス (NACSIS-CAT/ILL) に参加し、文献複写・図書貸借などの迅速な提供体制も整備している。また広島県で共同構築されているリポジトリに参加することで、学内で発行された知的生産物（学部紀要・研究科紀要・研究センター年報・博士論文等）の公開を実現できている。さらにオープンアクセス方針を策定することで、本学の研究成果物のインターネット上への公開について寄与している。

4 キャンパス図書館の組織である図書部会は、図書館長（教員兼務）3 名、専任職員 3 名（うち司書有資格者 3 名）、パート職員 5 名（うち司書有資格者 2 名）、学生アルバイト等で 4 キャンパスの図書館を運営している。

図書館の開館時間は課外の学習時間と場所の確保に努め、広島 長束キャンパス図書館は月曜 18 時まで、火～金曜 19 時まで延長開館をして、土曜午後開館を行っている。呉 阿賀キャンパス図書館は病院実習から戻ってきた学生にも対応するべく、月～金曜 20 時ま

で開館し、土曜午後開館を行っている。広島 坂キャンパス図書館は月～金曜 19 時まで開館延長、呉 郷原キャンパス図書館は 17 時まで開館し、課外の学習時間を確保している。

2. 情報システム施設とその利用

(1) 学園内ネットワーク (LAN)

本学は、広島 長束キャンパス、広島 坂キャンパス、呉 阿賀キャンパス、呉 郷原キャンパスの 4 キャンパスで構成されているため、各キャンパス間を 1 ギガビットのネットワークで接続し、外部への接続口としてプロバイダーと契約しネットワークの集約を行っている。また、広島文化学園大学と広島文化学園短期大学で共通のネットワークを利用することで相互のデータ通信を可能としている。ネットワークは VLAN (Virtual Local Area Network) で構成されており、セキュリティを高めている一方、容易な構成変更を可能としている。機器構成は冗長化構成となっており障害発生時にもネットワークの遮断が発生しない設計となっている。

(2) 学園内ネットワーク (Wi-Fi)

本学 4 キャンパスすべてにおいて無線 LAN 環境が利用可能となっている。利用する場合は個人認証を行い、一時的なゲスト利用は事前の申請が必要となっている。

(3) サーバー環境

サーバー類はデータセンターのハウジングサービスを利用し外部 (学外) に構築している。学内でのサーバー運用と比較して圧倒的なコスト削減が可能となり、安定した電源供給や空調設備が整った環境での運用は、機器の安定運用と故障率の低減を実現している。また、サーバー環境は仮想化を採用することで、ハードウェア障害時でもサービスが停止しない構成となっている。

(4) セキュリティ

すべてのサービスは SSO (シングルサインオン) を経由して利用し、個人の属性により利用できるサービス及び扱える資源は自動的に制限される。また、大学設置パソコン端末はネットブート構成となっているため、データの消し忘れなどによる個人情報の漏洩が発生しない構成となっている。教員が個別に持ち込むパソコン端末を大学ネットワークに有線接続するためには個体認証 (Mac アドレス認証) 登録が必要であり、ウィルス駆除ソフトウェア導入が条件となっている。また、認証ログは一定期間全て保存されている。

(5) 情報演習室とパソコン設置環境

4 キャンパスには情報教育のための教室を備え、それぞれに一定数のパソコン端末やプリンターを設置している。この他に、自習室、図書館及び就職指導室などにも設置している。大学院については、大学院生一人につき一台のパソコン端末を準備し常時使用できる環境にある。教職員が利用するパソコン端末も合わせると利用可能な端末は全キャンパスで 880 台となる。これ以外に、Wi-Fi 環境で利用できる貸出パソコンが 130 台準備してある。

(6) アプリケーション・ソフト

本学に設置しているパソコン端末 (教員研究室、事務室、学生用情報演習室、図書館、就職指導室等) には、Microsoft Office (Word、Excel、PowerPoint、Access)、Adobe Photoshop Elements 15、ブラウザ、学内システム利用ソフトを導入している。なお、学部・学科によ

って授業に必要な専門ソフトウェアはキャンパス毎に利用可能としている。また、すべてのパソコンにウィルス駆除ソフトウェアとしてSymantec Endpoint Protectionを導入し、外部サービスとしてGoogle G Suite for Education とMicrosoft Office365を契約している。

対面授業の補助を目的として、C-learningによる授業支援ツールを導入しており、ZoomやGoogle Meet等と併用しつつ遠隔授業に活用している。

(7) リモートアクセスサービス

学外(自宅等)から学内の資源を利用できるリモートアクセスサービスを稼働している。これにより新型コロナウイルス感染拡大防止措置による休校時においても、学内サービスである履修登録や出欠確認、「HBG 夢カルテ」などの更新が可能となっている。

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

本学の構内は段差が多く車いすの移動も困難な状態であったが、近年バリアフリー化を促進し、自動ドア、エレベータ、障害者用トイレ、スロープなどを整備し教室移動が容易となった。また、障害学生支援委員会【資料 2-5-8】が中心となり、施設の移動困難な箇所や車椅子での利用も可能なトイレ等を調査してバリアフリーマップ【資料 2-5-9】を周知し、計画的に施設・設備の整備に取り組んでいる。

また、各施設設備の維持管理は、法令に基づいて定期的に保守点検を実施しており、点検時に判明した不備等については迅速に対応し、安全性の確保に努めている。施設の老朽化等に伴う大規模な修繕を必要とする場合は、施設の現状、築年数、優先順位等を総合的に考慮し、年次計画を策定している。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

授業展開の充実のため、可能な限り受講者数の少ない授業を行うよう心がけている。本学は、学生一人一人に気配りができ、学生を育てる環境が整っている。授業が行われる教室の学生数は、教室の収容定員範囲内に収まっており、パソコンを利用した授業、トレーニング室を利用した授業、実習室を利用した授業では、複数開講するなどの運用を行なっている。また、看護学実習(臨地実習)では、学生5人ないし6人に教員1名の割合で教員が付き添って指導しており、実習の大きな成果を挙げている。

(3) 2-5の改善・向上方策(将来計画)

校地・校舎や各施設・設備については、大学設置基準に示された基準を上回って整備しており、学修や学生生活に支障を生じないように維持・管理、運用している。今後さらに学修環境の充実を図っていく。

吊り天井改修工事については、令和3(2021)年度から順次実施する。

図書館の学術情報資源については、十分な蔵書数があり、電子ジャーナル・データベース数も毎年、見直しを進めながら今後もさらに充実を図っていく。

情報サービスは、無線LAN環境の整備・拡充を図るとともに情報セキュリティ対策も強化し、多様なメディアの活用や教育環境のDX(デジタルトランスフォーメーション)化に向けた取り組みを進める。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6の自己判定

「基準項目 2-6 を満たしている。」

(2) 2-6の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学修支援に関する学生の意見や要望の把握は、チューターが中心となって行っている。さらに、学生の代表から意見や要望を聞き取るなどして実施している。チューターはオフィスアワーを含め、日常的に学生と意見交換ができています。学生は、チューターのほか、学生部職員と接点を持っており、お互いに対話の基礎となる人間関係が築けているのが本学の強みである。

また、2年次と卒業時に行う「学生生活の満足度調査（以下「学生満足度調査」という。）」は、学生の意見・要望を把握する方法である。「学生満足度調査」には学生自身の成長だけでなく、教務、学生生活、キャリアアップ、自治会活動・学科行事などの調査項目も含まれており、その結果は集約され、公表されている。【資料 2-6-1】

こうして把握した学生の意見や要望は、各学科で共有・把握・分析し課題を明らかにするとともに教育課程委員会及び学生生活委員会を中心に対処案を検討したうえで、運営会議や教授会で具体的方策を立案し、対応に生かしていく。

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

入学時に「広島文化学園大学・短期大学保健調査票」【資料 2-6-2】で心身の健康や日常生活の状況、修学上の支援や相談希望の有無について集約し、チューター、保健師及び臨床心理士が連携し要望への対応を行っている。また、チューターによる面接やオフィスアワーをとおして、経済面の状況や学修支援上の奨学金貸与の要望を把握し、学生部と連携して支援を行っている。

また、「学生満足度調査」には、健康相談、経済支援等に関わる教職員のサポート体制への満足度、さらに自由記述欄も設けて、学生からの意見や要望をくみ上げ、学科毎に集約し学生生活委員会を中心に対処策を立案し、対応に生かしていく。

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

「学生満足度調査」で学修環境に関する施設や設備についての満足度を問うほか、自由記述欄を設けて、学生からの意見・要望をくみ上げている。それらの意見・要望をもとに学修環境に関する施設・設備の優先すべき改善箇所を挙げ、全学的組織である学生生活支援センターで取りまとめ、各キャンパスの事務部を中心に改善計画案を策定し、予算化した後実施している。

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

「学生満足度調査」や「広島文化学園大学・短期大学保健調査票」によって学生からの意見、要望を把握し、必要な支援の実施や改善に役立てる取り組みは、今後も継続していく。「学生満足度調査」については、コロナ禍を含めた近年の学修環境の実情や需要の変化に対応した調査となるように設問項目について改善していく。

【基準2の自己評価】

各学部ともに「建学の精神」に基づいて「『対話』の教育」、「学習者中心の教育」、「学生の夢実現」を具体的に教育の場で実行しており、教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーに沿った入学者受け入れを実施している。また、教学支援センター、学生生活支援センター、就職・キャリア支援センターにより、学修支援、キャリア支援、学生生活安定のための支援、学修環境の整備が全学的な組織体制のもとで取り組まれている。さらに「学生満足度調査」や学生と教員が意見交換をする機会を設けるなど、学生の意見や要望を把握し、改善に反映させている。

学生支援の具体的な手立てとしては、学生の夢を実現するための学修ポートフォリオである「HBG 夢カルテ」が有効に機能している。

以上のことから、基準2「学生」の基準を満たしていると評価できる。

基準 3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

1. 大学（学部・学科）におけるディプロマ・ポリシーの策定

広島文化学園大学（以下「本学」という。）では、広島文化学園大学学則（以下「大学学則」という。）第 1 条及び第 4 条第 2 項【資料 3-1-1】に定める大学及び各学部・学科の目的を踏まえ、大学及び各学部・学科のディプロマ・ポリシー（卒業の認定に関する方針）を以下のとおり策定している。

【大学】

建学の精神「究理実践」に基づき、深く専門の学術を教授研究するとともに、豊かな人間性と総合的な判断力を身に付けた学生に、学士の学位を授与する。

- ① 深い教養と人間性を有し、創造的態度と志向性を有している。
- ② 対人援助に係る専門的な知識・技術や問題解決能力、思考力を有している。
- ③ 地域の教育、文化、支援など、社会に積極的に貢献できる指導力、応用力を有している。

【各学部・学科】

(1) 社会情報学部

社会情報学部では、所定の単位を修得し、以下に挙げることを身に付けた学生に卒業を認定し、学士の学位を授与する。

- ① グローバルビジネスや健康福祉を推進する専門的な知識、技術を身に付けている。
- ② グローバルビジネスや健康福祉を推進する専門職として、豊かな感性、人間性を身に付けている。
- ③ グローバルビジネスや健康福祉を推進する専門職として、コミュニケーション・スキル、リーダーシップ、問題解決能力、自己教育力を有している。
- ④ グローバルビジネスや健康福祉を推進する専門職として、身に付けた知識・技能・態度等を総合的に活用し、地域社会及び国際社会の発展に貢献することができる。

(2) 社会情報学部グローバルビジネス学科

グローバルビジネス学科では、所定の単位を修得し、以下に挙げることを身に付けた学生に卒業を認定し、学士（社会情報学）の学位を授与する。

- ① 教養科目群から所定単位を修得し幅広い教養と豊かな人間性・社会性を身に付け、物事を多角的に捉える能力を有している。

- ② 外国語科目等をとおして語学力を磨く他、出身国の異なる学生同士の交流をとおして、グローバル化に対応したコミュニケーション能力を身に付けている。さらに IT 関連科目を中心に、それぞれの履修科目の中で IT を活用し、IT の活用能力を身に付けている。
- ③ グローバル化する社会についての理解を深め、グローバル社会で活躍するために必要なグローバルマインドを身に付けている。
- ④ 専門科目の履修をとおして、グローバルビジネスに不可欠な経済、経営、会計、ビジネスなどの専門的知識・技能を身に付けている。

(3) 社会情報学部健康福祉学科

健康福祉学科では、所定の単位を修得し、以下に挙げることを身に付けた学生に卒業を認定し、学士（健康福祉学）の学位を授与する。

- ① 教養科目群から所定単位を修得し幅広い教養と豊かな人間性・社会性を身に付け、物事を多角的に捉える能力を有している。
- ② 健康福祉学関連科目の単位を修得することによって、その専門力を修得している。さらに、在学中に地域におけるボランティアや施設実習等に参加し、健康づくりや社会福祉に関する実践力を発揮する力を有している。
- ③ 健康福祉学に関する専門知識を活用して、健康福祉に関する幅広い問題について考察した経験を有し、実際の具体的な場面に応じた技術を展開する力を有している。
- ④ 問題解決能力、コミュニケーション能力等の諸力を修得し、健康づくりの運動指導や福祉施設等における相談・指導業務で活躍できる知識・技術を有している。
- ⑤ 健康づくりから社会福祉までを支援する専門職者として人々の幸福に貢献しようとする心を有している。

(4) 看護学部看護学科

看護学部看護学科では、所定の単位を修得し、以下に挙げることを身に付けた学生に卒業を認定し、学士（看護学）の学位を授与する。

- ① 看護専門職者として専門知識・技術・実践力を身に付けている。
- ② 看護専門職者としてコミュニケーション・スキル、問題解決能力を有し、自己成長する力を身に付けている。
- ③ 看護専門職者として豊かな人間性を備え、高い倫理的態度を身に付けている。
- ④ 看護専門職者としてこれまでに獲得した知識・技術・態度を総合的に活用し、地域社会に貢献する力を身に付けている。

(5) 学芸学部

学芸学部では、所定の単位を修得し、以下に挙げることを身に付けた学生に卒業を認定し、学士の学位を授与する。

- ① 人間理解に基づく豊かな人間性と社会性を身に付けており、地域貢献の実践に参加し、発揮する力を有している。
- ② 子どもや音楽に関する領域の専門力を身に付け、実践する力や演奏する力を有している。
- ③ 子どもや音楽に関する諸問題を総合的に考察し、地域社会における諸問題を解決する力を有している。

- ④ 子どもや音楽に関する諸問題に対処するために、実践的に関与する諸力を有している。
- ⑤ 地域の教育文化や音楽文化に貢献できる指導力、応用力を身に付け、文化形成に寄与する力を有している。

(6) 学芸学部子ども学科

子ども学科では、所定の単位を修得し、以下に挙げることを身に付けた学生に卒業を認定し、学士（子ども学）の学位を授与する。

- ① 豊かな人間性と社会性を支える広い教養を身に付けている。
- ② 子ども理解や、学びに関する基礎理論を実践と結びつけて理解している。
- ③ 子どもに関わる者として必要な諸能力を備え、実践することができる。
- ④ 子どもに関する諸課題を見出し、主体的・協同的に研究することができる。
- ⑤ 実習および子どもと関わるボランティア活動等を通じて、地域の教育文化に貢献することができる。

(7) 学芸学部音楽学科

音楽学科では、所定の単位を修得し、以下に挙げることを身に付けた学生に卒業を認定し、学士（音楽）の学位を授与する。

- ① 教養科目群から所定単位を修得し、豊かな人間性と社会性を支える広い教養を修得している。
- ② 音楽学科専門科目群から所定の単位を修得することによって、音楽に関する専門力と、音楽のコミュニケーションに必要な実践力を有している。
- ③ 音楽に関する専門知識を活用して、音楽が人間に果たす役割、及び社会における音楽の役割について理解している。
- ④ 音楽と地域科目群から所定の単位を修得することによって、現代社会、地域社会における音楽を取り巻く幅広い問題を考察した経験を有し、音楽を社会に向けて発信、伝授する能力を身に付けている。
- ⑤ 在学中に演奏活動や実習等を通じて、芸術文化の創造に参加し、地域の音楽文化に貢献できる指導力と応用力を身に付けている。

(8) 人間健康学部スポーツ健康福祉学科

人間健康学部スポーツ健康福祉学科では、所定の単位を修得し以下に挙げることを身に付けた学生に卒業を認定し、学士（健康学）の学位を授与する。

- ① 主体的に学習する真摯な態度を有し、幅広い教養と豊かな人間性・社会性を身につけ、物事を多角的にとらえることができる。
- ② 人間の健康についてスポーツ健康及び健康福祉に関する専門的な知識に基づいて、] 関心のある事象に対して科学的に考えることができる。
- ③ 人間の健康について身につけた知識・技能等を総合的に活用し、理論の探求と実践を行うことにより今日的課題の解決に取り組むことができる。
- ④ 社会人に必要な創造力、計画力、実行力、コミュニケーション能力、チームワーク力を修得し、地域における教育やスポーツ及び福祉の現場で活躍できる力を有している。

2. 大学院（博士前期課程・博士後期課程）におけるディプロマ・ポリシーの策定

本学では、広島文化学園大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第1条及び第5条第2項【資料 3-1-2】に定める大学院及び各研究科の目的を踏まえ、ディプロマ・ポリシー（修了の認定に関する方針）を以下のとおり策定している。

【大学院】

（1）博士前期課程

建学の精神である「究理実践」に基づき『対話』の教育を推し進め、高度にして専門的な学術の理論及び応用を教授研究するとともに、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を有した学生に対して修了を認定し、修士の学位を授与する。

- ① 幅広く深い知識を備え、専門分野における研究能力や地域貢献できる能力を有している。
- ② 高度な専門性を必要とする職業を担うための優れた能力を有している
- ③ 高度な専門知識や研究能力をもとに、種々の問題を自ら発見し、解決する能力を有している。

（2）博士後期課程

建学の精神である「究理実践」に基づき『対話』の教育を推し進め、高度にして専門的な学術の理論及び応用を教授研究するとともに、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を有した学生に対して修了を認定し、博士の学位を授与する。

- ① 研究者として自立して研究活動を行う能力を有している。
- ② 極めて高度な専門知識や独創的な研究能力をもとに、種々の問題を自ら発見・設定し、解決する能力を有している。
- ③ 高度な専門業務に従事するために必要な研究能力及びその基盤となる学識を有している。
- ④ 研究活動の成果を公表している。

【各研究科】

（1）看護学研究科博士前期課程

看護学研究科博士前期課程では、所定の単位を修得し、以下の事柄を身につけ、かつ修士論文の審査及び試験に合格した学生に修士（看護学）の学位を授与する。

- ① 高度な実践力を持った看護の専門的職業人として、自己の使命と責任を自覚し、自律的に地域社会に貢献する力を有している。
- ② 共通科目、専門科目をそれぞれ学修し、看護学及び看護の専門分野において、高度な専門的知識を修得している。
- ③ 研究活動をとおして、看護実践及び教育・管理にかかわる高い技能とコミュニケーション力を身につけ、高度な実践力をもって看護活動に取り組む力を有している。
- ④ 特定看護専門領域（「クリティカルケア看護専攻」・「高齢者看護専攻」）等のコース選択者は専門看護師資格取得につながる能力を身につける。
- ⑤ 研究活動をとおして、看護に関する現代的諸課題について、幅広い専門的な知見をも

とに、その対応策を適切に考え、研究し続ける力を有している。

(2) 看護学研究科博士後期課程

看護学研究科博士後期課程では、所定の単位数を修得し、以下の事柄を身につけ、かつ博士論文の審査及び試験に合格した者に博士（看護学）の学位を授与する。

- ① 看護学研究において、理論と実践を往還することのできる専門的能力を有している。
- ② 看護の本質探究、及び実践科学としての看護実践の理論性・科学性が探究できる高度に専門的な能力を身につけている。
- ③ 研究者として自立して活動し、高度な看護の専門業務に従事するために必要な専門的能力と基盤となる学識を身につけている。
- ④ 看護実践や研究活動における実践知を有しており、自らの研究成果を学術雑誌や内外の学会及び会議等で公表する力を身につけている。

(3) 教育学研究科博士前期課程

教育学研究科博士前期課程では、所定の単位を修得し、以下の事柄を身につけ、かつ修士論文の審査及び試験に合格した学生に修士（子ども学）の学位を授与する。

- ① 高度な実践力をもった教育の専門的職業人として、自己の使命と責任を自覚し、自律的に社会に貢献する力を有している。
- ② 子ども学基礎科目、子ども学発展科目、専門研究科目をそれぞれ学修し、子ども学及び教育の専門分野において、高度な専門的知識を修得している。
- ③ 研究活動をとおして、子どもの教育にかかわる高い技能と豊かな表現力を身につけ、高度な実践力をもって教育活動に取り組む力を有している。
- ④ 研究活動をとおして、子どもをめぐる現代的諸課題について、幅広く専門的な知見をもとに、その対応策を適切に考える能力を有している。

(4) 教育学研究科博士後期課程

教育学研究科博士後期課程では、所定の単位数を修得し、以下の事柄を身につけ、かつ博士論文の審査及び試験に合格した者に博士（子ども学）の学位を授与する。

- ① 子ども学研究において、理論と実践を往還することのできる専門的能力を有している。
- ② 研究者として自立して活動し、高度な専門業務に従事するために必要な高度専門的能力と基盤となる学識を身につけている。
- ③ 教育実践や研究活動における実践知を有しており、自らの研究成果を学術雑誌や内外の学会及び会議等で公表する力を身につけている。

3. ディプロマ・ポリシーの周知

1、2で示した大学及び大学院のディプロマ・ポリシーは、広島文化学園大学ホームページ【資料3-1-3】に公表するとともに、「学生生活の手引き」【資料3-1-4】等に記載している。また、年度当初のガイダンスにおいて学生に周知している。

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

単位認定、進級、卒業認定、修了認定に関する基準は、「大学学則」第6章及び第7章

【資料 3-1-5】及び「大学院学則」第 6 章及び第 7 章【資料 3-1-6】、「広島文化学園大学学位規程」【資料 3-1-7】、「広島文化学園大学大学院学位規程」【資料 3-1-8】、「大学学則」に基づく各学部の「履修規程」【資料 3-1-9】において規定されている。

「大学学則」、「大学院学則」、「広島文化学園大学学位規程」、「広島文化学園大学大学院学位規程」は「学生生活の手引き」【資料 3-1-10】に、各学部の「履修規程」は各学部の「履修の手引き」及び「SYLLABUS（授業計画）」【資料 3-1-11】に、各学部、各研究科の単位認定等の各基準は学部の「履修の手引き」等、大学院の「教育要項（シラバス）」等【資料 3-1-12】に記載し、学生への周知を図っている。また、年度当初のガイダンス等において具体的に説明している。

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【大学】

1. 単位認定

本学の単位の計算方法及び単位の認定は、「大学学則」、「学生生活の手引き」で明確に示している。各授業科目の成績は、秀 (S. 90～100 点)、優 (A. 80～89 点)、良 (B. 70～79 点)、可 (C. 60～69 点)、不可 (D. 59 点以下) の 5 段階によって評価し、秀 (S) ～可 (C) を合格として単位を授与し、不可 (D) は不合格としている。

成績評価基準及び評価方法については、授業科目ごとのシラバス【資料 3-1-13】に明記している。それぞれの科目の評価点数は、学修への取組状況とその態度、試験、レポート、論文等が占める割合を示した上で、成績を総合的に判断して決定している。

2. GPA(Grade Point Average)制度とその活用

全ての学部で成績評価基準 (GPA 制度) を導入し、学生の個別学修指導に活用している。GPA 制度は学部ごとの「履修規程」に定められ、「学生生活の手引き」【資料 3-1-14】に示している。GPA 得点の算出方法は、以下のとおりであり、満点は 100 点である。学生は成績表に記載される GPA 得点を参照し、これまでどの程度の成績を修めたかを、客観的・総合的に判断することができる。

$$\frac{(\text{秀 (S) の単位数} \times 4 + \text{優 (A) の単位数} \times 3 + \text{良 (B) の単位数} \times 2 + \text{可 (C) の単位数} \times 1) \times 25}{\text{成績評価 (S} \cdot \text{A} \cdot \text{B} \cdot \text{C} \cdot \text{D) を受けた科目の総単位数}}$$

全学部で、GPA 得点を活用して各学生の学業状況を把握し、学業不振学生の指導や成績優秀者特別奨学金の選考に活かしている。また、看護学部では、選択型教育課程における学生のコース選択に GPA 制度を用いており、コース選択に必要な GPA 得点を明示し、学修への動機づけに活用している。

3. 試験

試験の実施に当たっては、不正行為防止への意識を高めるよう取り組んでいる。試験の評価は、成績評価基準に従って行っている。受験資格を有する者が、病気等やむを得ない事由により試験等を受験できなかった場合は、その事由を証明する書類を提出し、受験資

格が認められれば追試験を受けることができる。また、期末試験不合格者で「再試験受験願」を提出し、認められれば、再試験を受けることができる。再試験の場合、得点が高くても、可(C)評価となる。このように、単位認定は厳正に行われている。

4. 進級に関する基準

学生には体系的な履修を促しており、単位修得が十分でない学生に対しては、各学部が定めた「履修規程」の中で履修制限を設けている。履修要件を満たさなかった学生に対しては、次年次に設定された必修科目の履修登録を次のとおり制限している(表 3-1-1)。この制限によって実質的には進級が厳しくなり、決められた修業年限(1年次入学の場合は、4年間)で卒業することが困難になる。

表 3-1-1 各学部の履修制限 (令和 2(2020)年度入学生)

社会情報学部	グローバル ビジネス学科 健康福祉学科	2年次から3年次	2年次末において、修得単位数が62単位未満の者は、原則として3年次セミナーを履修することができない。
		3年次から4年次	3年次末において、修得単位数が80単位未満の者は、卒業研究を履修することができない。
看護学部	看護学科	基礎看護学実習Ⅰ (2年次前期)受講条件	2年次に在籍し、1年次開講科目の内、看護学原論Ⅰ・Ⅱ、看護理論の科目修得者
		基礎看護学実習Ⅱ (2年次後期)受講条件	基礎看護学実習Ⅰの単位修得者、看護方法論Ⅰ、援助方法論Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの科目修得者
		実践応用看護学実習 (3年次後期～4年次前期)受講条件	基礎看護学実習Ⅰ・Ⅱの単位修得者、人文社会科学系・医療自然科学系の必修科目の内、2/3以上の科目単位修得者、各実践応用看護学の全科目が単位修得者
学芸学部	子ども学科	2年次から3年次	2年次末において、修得単位数が60単位未満の者は、卒業研究Ⅰを原則として履修することができない。ただし、編入学生に関してはこの限りではない。
	音楽学科	2年次から3年次	2年次末において、修得単位数が60単位未満の者は、卒業研究Ⅰを原則として履修することができない。ただし、編入学生に関してはこの限りではない。

人間健康学部	スポーツ健康福祉学科	3年次から4年次	3年次末において、修得単位数が80単位未満の者は、卒業研究を履修することができない。ただし、2年次編入生の場合は50単位未満、3年次編入生の場合は26単位未満の者は、卒業研究を履修することはできない。
--------	------------	----------	--

5. 卒業要件・認定

大学における卒業要件は、「大学学則」第44条【資料3-1-15】に明確に示されている。また各学部の「履修の手引き」【資料3-1-16】等にも明記されている。

学生は、4年以上在学し、「大学学則」の定めるところにより、社会情報学部、学芸学部及び人間健康学部にあつては124単位以上、看護学部にあつては126単位以上を修得しなければならない。また、卒業要件については、ガイダンス等をとおして学生に周知し運用している。

卒業認定は、「大学学則」第45条及び第46条【資料3-1-17】に基づき、本学に4年以上在学し、卒業要件として定める科目及び単位数を修得し、卒業の資格を得た者について、所属する学部の教授会の議を経て学長が卒業を認定し、学位記を授与している。学位の名称（表3-1-2）は次のとおりである。

表3-1-2 学位の名称

社会情報学部	グローバルビジネス学科	学士（社会情報学）
	健康福祉学科	学士（健康福祉学）
看護学部	看護学科	学士（看護学）
学芸学部	子ども学科	学士（子ども学）
	音楽学科	学士（音楽）
人間健康学部	スポーツ健康福祉学科	学士（健康学）

卒業認定については、各学部の「履修規程」に明確に示し、「履修の手引き」【資料3-1-18】等によって学生及び教職員ともに周知されている。

6. 入学前既修得単位等の認定

入学前既修得単位の認定、編入学者の単位認定、他大学等における授業科目履修単位認定、大学以外の教育施設等における学修の単位認定については、「大学学則」第41条、第42条、第43条【資料3-1-19】において定め、「学生生活の手引き」【資料3-1-20】に記載し、周知している。また、単位認定に当たっては、当該科目の学修内容、学修レベル、学修時間数を確認し適切に単位認定を行っている。

【大学院】

1. 単位認定

大学院の単位認定は、「大学院学則」第34条、第35条【資料3-1-21】に明確に規定され、授業科目の評価は担当教員によって適切に行われている。

2. 修了要件・認定

大学院の修了の要件は、「大学院学則」第37条【資料3-1-22】に明確に示されている。各研究科前期課程を修了するためには、当該課程に2年以上在学し、本学大学院所定の授業科目を30単位以上修得し、修士の学位論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。

各研究科後期課程を修了するためには、当該課程に3年以上在学し、各研究科所定の科目を、看護学研究科においては12単位以上、教育学研究科においては14単位以上を修得し、博士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、「大学院学則」第6条【資料3-1-23】の規程にかかわらず、当該課程において優れた研究業績を上げたと認められる者の在学期間に関しては、当該課程に2年以上在学すれば足りるものとする。

大学院の学位の授与については、「大学院学則」第38条【資料3-1-24】及び「広島文化学園大学大学院学位規程」【資料3-1-25】、「広島文化学園大学大学院看護学研究科学位論文審査及び試験に関する規程」【資料3-1-26】、「広島文化学園大学大学院教育学研究科学位審査規程細則」【資料3-1-27】に明確に示されている。

これらの規程に基づき修士論文及び博士論文の審査は厳格に行われ、研究の質が保証されている。なお、修了要件を得た者についての修了認定は、学長が、所属する研究科委員会の意見を聴いたのち、決定する。

修士及び博士の学位に付記する専攻分野の名称（表3-1-3）は次のとおりである。

表3-1-3 修士及び博士の学位に付記する専攻分野の名称

研究科名・専攻名	専攻分野の名称	
	博士前期課程	博士後期課程
看護学研究科 看護学専攻	修士（看護学）	博士（看護学）
教育学研究科 子ども学専攻	修士（子ども学）	博士（子ども学）

3. 入学前の修得単位等の認定

入学前の修得単位等の認定、他の大学院等における授業科目の履修の単位認定については、「大学院学則」第32条、第33条【資料3-1-28】において定め、「学生生活の手引き」に記載し、周知している。また、単位認定に当たっては、当該科目の学修内容、学修レベル、学修時間数を確認し適切に単位認定を行っている。

(3) 3-1の改善・向上方策（将来計画）

学修の質を保証するために、本学の教育理念・目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの検証を継続的に行っていく。また、本学では学生の学修指導、履修制限等にGPAを活用し

ているが、GPA 制度の精度を一層高めるためには、成績評価の厳格化に対する組織的な取り組みが必要となる。今後、厳格かつ適正な成績評価のあり方について全学的な議論を重ね、教員の認識を一層高めて行く。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている。」

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

1. 大学におけるカリキュラム・ポリシーの策定

本学では、「大学学則」第 1 条及び第 4 条第 2 項【資料 3-2-1】に定める大学及び各学部・学科の目的に即したディプロマ・ポリシーに基づき、大学及び各学部・学科のカリキュラム・ポリシーを以下のとおり策定している。

【大学】

ディプロマ・ポリシーに基づき、深い教養をもつ人間性の形成（人間力）、専門的な知識・技術や問題解決能力の育成（専門力）、社会の変化に対応し、社会に貢献できるキャリアの育成（キャリア形成力）を基本として、各学部・学科の教育目標達成のために、学習者中心の視点に依拠した教養教育・専門教育・職業教育に関わるカリキュラムを編成する。

〔1〕学修方法

授業は、講義、演習、実験、実習、実技のいずれかの形式により行う。学生自身が主体的・能動的に学修するアクティブ・ラーニングを取り入れ、理論と実践を往還する学修を行う。また、授業ごとに、必要な予習・復習を行うこととする。

〔2〕学修内容

- ① 1 年次には、本学で学修する上で必要不可欠な知識・技能・表現力を修得するために、全学共通の「フレッシュマンセミナー（文化に生きる）」など教養教育を中心に配置する。
- ② 2 年次以降は、各学部・学科における専門教育・職業教育の中核となる科目を配置する。
- ③ 各学部・学科の核となる専門の理解を深め、拡充するために、総合的で多様な科目を配置する。

〔3〕学修成果の評価

ディプロマ・ポリシーに基づき、各授業科目の位置付けをカリキュラムマップで示し、「最終到達目標」への到達状況より評価する。なお、学修成果を総合的に判断し、評価す

る指標として、GPA を活用する。

【各学部・学科】

(1) 社会情報学部

社会情報学部の教育目的「経済、環境、情報、福祉、健康づくりに関わる領域について、社会系、人文系、自然系諸科学を用いて総合的に教育研究し、かつ地域社会、国際社会に貢献する人材育成を目的とする」を達成するために、次のことを意図したカリキュラムを編成する。

〔1〕学修方法

授業は、講義、演習、実験、実習、実技のいずれかにより、アクティブ・ラーニングを取り入れ、実践を通じた学修を行う。また、授業毎に、週 1～2 回の予習復習を行うこととする。

〔2〕学修内容

- ① 初年次には「フレッシュマンセミナー（文化に生きる）」を必修とし、広島文化学園大学の学生としてのアイデンティティの涵養、学修方法や大学生活に必要な知識・技能・表現力、及びキャリア形成力の修得を図る。
- ② 幅広い教養と豊かな人間性・社会性を涵養するために、多様かつ調和のとれた教養科目を配置する。
- ③ 各学科での学修の共通基盤となる学部共通科目を設置する。
- ④ 各学科で、学生自らのキャリア、進路に沿って、多角的、総合的、体系的な修得を図る専門科目を配置する。
- ⑤ 多彩な実習科目を配置し、地域社会及び国際社会に貢献できる実践力の育成を図る。

〔3〕学修成果の評価

ディプロマ・ポリシーに示す 4 つの区分ごとに最終到達目標と卒業時到達度をカリキュラムマップで示し、各授業科目の単位認定によりその達成状況を評価する。なお学修成果を総合的に判断し評価する指標として、GPA を活用する。

(2) 社会情報学部グローバルビジネス学科

グローバルビジネス学科の教育目的「社会学及び社会情報学的な見地からグローバル化の実相を把握し、今日の社会の課題を発見、解決できる人材を養成する」を達成するために、次のことを意図したカリキュラムを編成する。

〔1〕学修方法

授業は、講義、演習、実験、実習、実技のいずれかにより、アクティブ・ラーニングを取り入れ、実践を通じた学修を行う。また、授業毎に、週 1～2 回の予習復習を行うこととする。

〔2〕学修内容

- ① 初年次には「フレッシュマンセミナー（文化に生きる）」を必修とし、広島文化学園大学の学生としてのアイデンティティの涵養、学修方法や大学生活に必要な知識・技能・表現力、及びキャリア形成力の修得を図る。
- ② 幅広い教養と豊かな人間性・社会性を涵養するために、多様かつ調和のとれた教養科目を配置する。

- ③ 各学科での学修の共通基盤となる学部共通科目を設置する。
- ④ 各学科で、学生自らのキャリア、進路に沿って、多角的、総合的、体系的な修得を図る専門科目を配置する。
- ⑤ 多彩な実習科目を配置し、地域社会及び国際社会に貢献できる実践力の育成を図る。

〔3〕学修成果の評価

ディプロマ・ポリシーに示す4つの区分ごとに最終到達目標と卒業時到達度をカリキュラムマップで示し、各授業科目の単位認定によりその達成状況を評価する。なお学修成果を総合的に判断し評価する指標として、GPAを活用する。

（3）社会情報学部健康福祉学科

健康福祉学科の教育目的「一生涯を健康的で豊かに生きるための方法について幅広く研究し、その問題を解決する能力を養い、広く社会に役立つ知識と技術について教授する。特に、健康づくり・介護予防・福祉問題解決に必要な専門知識、技術を持ち、豊かなまちづくりに貢献できる人材を育成する。」を達成するために、次のことを意図したカリキュラムを編成する。

〔1〕学修方法

授業は、講義、演習、実験、実習、実技のいずれかにより、アクティブ・ラーニングを取り入れ、実践を通じた学修を行う。また、授業ごとに、週1～2回の予習復習を行うこととする。

〔2〕学修内容

- ① 初年次には「フレッシュマンセミナー（文化に生きる）」を必修とし、広島文化学園大学の学生としてのアイデンティティの涵養、学修方法や大学生活に必要な知識・技能・表現力、及びキャリア形成力の修得を図る。
- ② 幅広い教養と豊かな人間性・社会性を涵養するために、多様かつ調和のとれた教養科目を配置する。
- ③ 多角的、総合的、体系的に健康福祉学に対する理解を深めるため、専門科目群（「健康づくり（スポーツ・栄養・休養）」「社会福祉（社会福祉援助・介護予防）」を配置し、両領域を横断する必修科目（「健康福祉学」）を配置する。
- ④ 多彩な演習・実習科目群により、健康づくり（スポーツ・栄養・休養）と社会福祉（社会福祉援助・介護予防）に必要な技術の修得及び実践力の育成を図る。

〔3〕学修成果の評価

ディプロマ・ポリシーに基づき、各授業科目の位置付けをカリキュラムマップで示し、各授業科目について「最終到達目標」への到達状況で単位を認定する。その際、試験、レポート、学修態度等により、事前に示した割合で評価する。なお、学修成果を総合的に判断し、評価する指標としてGPAを活用する。

（4）看護学部看護学科

看護学部看護学科の教育目的「地域社会に貢献できる専門知識と実践能力を有し、グローバルな視点を持ち生命に対する畏敬の念と倫理観に基づいた行動ができる感性豊かな人間を育成することを目的とする」を達成するために、次のことを意図したカリキュラムを編成する。また、選択型教育課程における特色として6つのコースを配置する。

〔1〕学修方法

授業は、講義、演習、実験、実習、実技のいずれかにより、アクティブ・ラーニングを取り入れ、実践をとおした学修を行う。また、授業ごとに週1～2回の予習復習を行うこととする。

〔2〕学修内容

- ① 初年次には、本学科で学修するうえで必要不可欠な知識・技能・表現力を修得するために「フレッシュマンセミナー（文化に生きる）」を配置する。
- ② グローバルな視点に立ち、感性豊かで倫理観に基づいた行動がとれるための教養教育を、看護関連科学の人文社会科学系科目に配置する。
- ③ 看護関連科学の医療自然科学系に人体構造と機能、疾患理解のための科目を配置する。
- ④ 地域社会における問題理解のための基本的視点・考え方の修得を図るため、看護関連科学の情報・総合科学系科目に配置する。
- ⑤ 看護専門領域の基礎看護学・実践応用看護学・専門領域看護論・看護研究を配置する。また問題解決能力の獲得とキャリア形成に応じて各選択コースの指定の科目を配置する。
- ⑥ 看護専門技術を展開するために必要な科目と演習、看護実践能力を高めるための実習科目を配置し、地域社会に貢献できる力の修得を図る。

〔3〕学修成果の評価

ディプロマ・ポリシーに示す4つの区分ごとに最終到達目標と卒業時到達度をカリキュラムマップで示し、各授業科目の単位認定によりその達成状況を評価する。なお学修成果を総合的に判断し評価する指標として、GPAを活用する。

（5）学芸学部

学芸学部の教育目的「高い専門技術（子ども・子育て支援技術、演奏技術）と人間理解力・教育力を基盤とし、人間を育て地域を育てる人間性豊かな教育者の養成を理念とし、学芸全般の幅広い分野について、深く、学際的に教育研究し、地域社会、国際社会に貢献する人材育成を目的とする」を達成するために、ディプロマ・ポリシーに従い、学習者の主体的な学びを重視したカリキュラムを編成する。

〔1〕学修方法

授業は、講義、演習、実験、実習、実技のいずれかにより、アクティブ・ラーニングを取り入れ、実践を通した学修を行う。また、授業ごとに、週1～2回の予習復習を行うこととする。

〔2〕学修内容

- ① 初年次には「フレッシュマンセミナー（文化に生きる）」「基礎ゼミナール」を必修とし、学修方法や大学生活に必要な知識・技能・表現力の修得を図る。
- ② 外国語、人文、社会、自然、環境科学に関する広く深い教養を修得し、子ども学、音楽に関連する領域の専門性を拡充するための科目を配置する。
- ③ 学科の専門の中核となる科目として、必修の科目群を配置する。
- ④ 各学科の専門科目の科目履修をとおして、自らのキャリア、進路に合わせて多角的、総合的、体系的な学修をするために必要な科目を配置する。

- ⑤ 地域社会に貢献できる実践力や表現力を修得及び学修し、多彩な実習、実技科目を配置する。

〔3〕学修成果の評価

ディプロマ・ポリシーに基づき、各授業科目の位置付けをカリキュラムマップで示し、各授業科目について「最終到達目標」への到達状況を評価する。なお、学修成果を総合的に判断し、評価する指標として、GPA を活用する。

（6）学芸学部子ども学科

子ども学科の教育目的「乳児期、幼児期、児童期全般にわたる子どもの成長、発達を中心とする子どもに関する諸学を学際的に研究し、その問題解決の能力を養い、広く社会に有用な学識と技能について教授することで、家庭、学校、社会などで、子ども支援・子育て支援に実践的・指導的に貢献できる人材を育成する」を達成するために、次のことを意図したカリキュラムを編成する。

〔1〕学修方法

授業は、講義、演習、実験、実習、実技のいずれかにより、アクティブ・ラーニングを取り入れ、実践を通じた学修を行う。また、授業ごとに、週1~2回の予習復習を行うこととする。

〔2〕学修内容

- ① 初年次には「フレッシュマンセミナー(文化に生きる)」「基礎ゼミナール」において、本学科で学修する上で必要不可欠な知識・技能・表現力の修得を図る。
- ② 広く深い教養を修得し、関連する領域の専門性を広げるために、教養科目、学部共通科目、専門科目の三領域を設け、相互の関連を実現する科目を配置する。
- ③ 学科の専門性の中核になる科目として、必修のコア科目群を配置する。
- ④ 多角的、総合的、体系的な子ども理解を深めるため、子ども学に関する専門科目（教科教育を含む教育学、心理学、健康、看護を含む小児科学）を開設し、それぞれの領域からバランスよく履修できるように、それぞれの領域に1科目以上の必修科目を配置する。
- ⑤ 多彩な実習科目群により、子ども・子育て支援の理解と実践力を身に付けることができるように、子ども・子育て支援の領域に1年次と4年次に卒業必修科目を配置する。

〔3〕学修成果の評価

ディプロマ・ポリシーに基づき、各授業科目の位置付けをカリキュラムマップで示し、各授業科目について「最終到達目標」への到達状況で単位を認定する。その際、試験、レポート、学修態度等により、事前に示した割合で評価する。なお、学修成果を総合的に判断し、評価する指標としてGPA を活用する。

（7）学芸学部音楽学科

音楽学科の教育目的「音楽理論教育、演奏技能教育、そして幅広い教養と深い人間理解を養う教育を行い、音楽に関する専門知識、演奏技能とともに、人間形成における音楽の意義について深い洞察を備えた、地域の音楽文化・音楽教育の担い手となる人材を養成することによって、地域社会の音楽文化発展に貢献する人材を養成する」を達成するために、次のことを意図したカリキュラムを編成する。

〔1〕学修方法

授業は、講義、演習、実習、実技のいずれかにより、アクティブ・ラーニングを取り入れ、実践を通じた学修を行う。また、授業ごとに、週1～2回の予習復習を行い、特に実技については毎日の予習復習を行うこととする。

〔2〕学修内容

- ① 初年次には「フレッシュマンセミナー（文化に生きる）」「ソルフェージュ」「音楽療法概論」「和声」において、本学科で学修する上で必要不可欠な知識・技能・表現力の修得を図る。
- ② 広く深い教養を修得し、関連する領域の専門性を広げるために、教養科目、学部共通科目、専門科目の三領域を設け、相互の関連を実現する科目を配置する。
- ③ 学科の専門性の中核になる科目として、必修のコア科目群を置き、卒業必修科目として配置する。
- ④ 多角的、総合的、体系的な音楽理解を深めるため、音楽に関する専門科目（音楽と地域、音楽理論、音楽史、声楽、器楽、ポピュラー、演奏、副科実技、教職、音楽療法）を開設する。
- ⑤ 多彩な演習科目及び個人レッスンにより、演奏実技の習得と表現力を身に付け、卒業研究において音楽理解と実践力の育成を図る。

〔3〕学修成果の評価

ディプロマ・ポリシーに基づき、各授業科目の位置付けをカリキュラムマップで示し、各授業科目について「最終到達目標」への到達状況で単位を認定する。その際、試験、レポート、学修態度等により、事前に示した割合で評価する。なお、学修成果を総合的に判断し、評価する指標としてGPAを活用する。

（8）人間健康学部スポーツ健康福祉学科

人間健康学部スポーツ健康福祉学科の教育目的「対話による教育実践を通じて個性豊かな人間性を養い、スポーツ、福祉、そして健康に係る専門的知識と技能の教育研究を行い、すべての人々の健康的な生き方についての支援と相談ができる人材、及び健康・体力づくりを実践レベルで促進できる人材育成を目的とする。」を達成するために、次のことを意図したカリキュラムを編成する。

〔1〕学修方法

授業は、講義、演習、実験、実習、実技のいずれかにより、アクティブ・ラーニングを取り入れ、実践を通じた学修を行う。また、授業ごとに週1～2回の予習復習を行うこととする。

〔2〕学修内容

- ① 初年次には、「人間健康学基礎演習」及び「フレッシュマンセミナー（文化に生きる）」を必修とし、学修方法や大学生活に必要な知識・技能・表現力の修得、及び広島文化学園大学の学生としてのアイデンティティの涵養を図る。また、キャリア形成力育成のためにキャリアデザイン科目群を配置する。
- ② 幅広い教養と豊かな人間性・社会性を涵養するために、多様かつ調和のとれた教養科目を配置する。
- ③ 学科の専門性の中核となる科目として、必修の専門コア科目及びアダプテッド・スポ

ーツ科目を配置する。

- ④ 健康に関する体系的な知識を身につけ、それらを応用することによってスポーツ健康、健康福祉、及びアダプテッド・スポーツの分野において実践・指導する能力を養うために専門教育を配置する。
- ⑤ 多彩な演習・実習科目群により、スポーツ健康と健康福祉に必要な技術の修得及び実践力の育成を図る。

〔3〕学修成果の評価

ディプロマ・ポリシーに基づき、各授業科目の位置付けをカリキュラムマップで示し、各授業科目の単位認定により「最終到達目標」への達成状況の評価する。なお、学修成果を総合的に判断し、評価する指標として、GPA を活用する。

2. 大学院（博士課程前期・博士課程後期）におけるカリキュラム・ポリシーの策定

本学では、「大学院学則」第1条及び第5条第2項【資料3-2-2】に定める大学院及び各研究科の目的を踏まえ、大学院及び各研究科のカリキュラム・ポリシーを以下のとおり策定している。

【大学院】

（1）博士前期課程

博士前期課程では、博士前期課程のディプロマ・ポリシーに規定した各研究科・専攻の目的を達成するため、幅広く深い学識を涵養するとともに、多様な学術的研究を背景とした専門知識、技能を修得させ、専門分野における研究能力と高度な専門性を必要とする職業人及び教育・研究者の育成に関わるカリキュラムを編成する。

〔1〕学修方法

授業は、講義、演習、実験、実習、実技、研究のいずれかの形式により行う。学生自身が主体的・能動的に学修、研究を進めるアクティブ・ラーニングを取り入れ、理論と実践を往還する学修をする。研究では主指導教員と複数の副指導教員がそれぞれの専門分野の視点から研究指導を行う。

〔2〕学修内容

- ① 学士課程の教育によって得た成果を発展させて、幅広い視野から自己の研究を位置づけできるよう学修する。
- ② 常に真理探究と実践の精神をもって研究を実践する。
- ③ 物事の本質を洞察して研究の深化を図るとともに、強い責任感と高い倫理性とをもってその研究を見つめ、それが人や自然との共生にかなっているかどうか絶えず批判的に吟味する。

〔3〕学修成果の評価

ディプロマ・ポリシーに基づきシラバスに示した「最終到達目標」への到達状況、修士論文審査及び最終試験の結果により評価する。

（2）博士後期課程

博士後期課程では、博士後期課程のディプロマ・ポリシーに規定した各研究科・専攻の目的を達成するため、幅広く深い学識を涵養するとともに、多様な学術的研究を背景とし

た専門知識、技能を修得させ、専門分野における研究能力と高度な専門性を必要とする職業人及び教育・研究者の育成に関わるカリキュラムを編成する。

〔1〕学修方法

授業は、講義、演習、実験、実習、実技、研究のいずれかの形式により行う。学生自身が主体的・能動的に学修、研究を進め、理論と実践を往還する学修をする。研究では主指導教員と複数の副指導教員がそれぞれの専門分野の視点から研究指導を行う。

〔2〕学修内容

- ① 多様な学術的研究を背景とした専門知識、技能を学修する。
- ② 専門分野において職業的に必要とされる知識と技術、並びにそれを統合する能力を学修する。
- ③ 社会と連携し、社会的ニーズを視野に入れた教育と研究を行うことにより、社会の変化に敏感でありつつも一貫して真理を探究する。
- ④ 社会との間で望ましい知の循環を実現しうる研究者並びに高度な職業人を目指す。

〔3〕学修成果の評価

ディプロマ・ポリシーに基づき授業の「最終到達目標」への到達状況、学位論文審査及び最終試験の結果により評価する。

【各研究科】

(1) 看護学研究科博士前期課程

看護学研究科博士前期課程の教育目的は、看護の知識・技術を基盤に、看護学における学識を深め、看護の問題解決や改善に取り組める科学的思考力と臨床志向型研究能力を養い、倫理感の高い看護実践のリーダー・管理者・教育者としての能力を育成することである。その教育目的を達成するために、ディプロマ・ポリシーに基づき、次のことを意図したカリキュラムを編成する。

〔1〕学修方法

授業は、講義、演習、実習、研究のいずれかで行い、理論と実践の往還をとおして学修する。また、授業ごと、事前・事後の課題は主体的な学修を基本とする。研究では、主指導教員と副指導教員が専門分野の視点から研究指導を行う。

〔2〕学修内容

- ① 「共通科目」「専門科目」に大別し、専門科目には「看護教育・管理学分野」「臨床看護学分野」「広域看護学分野」の三つの分野を設定する。さらに看護教育・管理学分野は「看護教育学領域」と「看護管理学領域」の二つに、臨床看護学分野は「成人看護学領域」と「高齢者看護学領域」の二つに、広域看護学分野は「在宅看護学領域」「学校保健看護領域」「地域看護学領域」の三つに領域区分し、それぞれに科目を配置する。
- ② 「共通科目」「専門科目」の中から、専攻する分野（領域）を中心に学修し、看護の対象理解や支援方法のための、高度かつ専門的な知識・思考・判断・意欲・技術・倫理観の修得を図る。
- ③ 看護学の専門看護師教育課程（クリティカル看護、高齢者看護）、認定看護管理者教育課程、及び養護教諭専修免許教育課程に関する科目を配置し、高度かつ専門的な看

護実践や教職実践の修得を図る。

- ④ 専攻する分野（領域）の科目、及び専攻する分野（領域）以外の科目を統合し、臨床志向型研究を行い、「臨床の知」の追究を図り、修士論文を完成する。

〔3〕学修成果の評価

各授業は事前に示した評価基準に従い、「最終到達目標」への到達状況で評価する。また最終の学修成果は総合的に判断し、評価する指標として修士論文が完成していること。

（2）看護学研究科博士後期課程

看護学研究科博士後期課程の教育目的は、高度に専門的な業務に従事する高い学識・行動力・倫理観を持って、健康ニーズに対して臨床志向型研究に取り組み、研究と実践の循環的發展を試み、看護学を実践科学として発展させる自立した研究者としての能力、及び教育能力を持ち、看護の実践・教育の向上に寄与できる高度な看護人材を育成することである。その目的を達成するために、ディプロマ・ポリシーに基づき、次のことを意図したカリキュラムを編成する。

〔1〕学修方法

授業は、講義、演習、実習、研究のいずれかで行い、理論と実践の往還をとおして学修する。また、自己の研究課題を解決するために主体的な取り組みを行う。研究では、主指導教員と2名の副指導教員が専門分野の視点から研究指導を行う。

〔2〕学修内容

- ① 「看護学共通分野」「臨床看護学分野」「広域看護学分野」「看護学近接科学分野」の四つの分野を設置する。さらに臨床看護学分野は「母子看護学領域」「成人看護学領域」「高齢者看護学領域」の三つに区分し、広域看護学分野は「在宅・地域看護学領域」として、それぞれに科目を配置する。
- ② 専攻する領域の科目を中心に学修し、高度な知識と理論、高度な看護実践方法とその根拠、及び専門性の修得を図る。
- ③ 自己の課題解決のためにセミナー、文献レビュー、研究者との交流、分析技法の向上をとおして研究の質向上を図る。
- ④ 専攻領域科目、専攻領域以外の科目を統合・融合して、博士論文の質の向上を図り、博士論文を完成する。

〔3〕学修成果の評価

事前に示した評価基準に従い、「最終到達目標」への到達状況で評価する。学修成果を総合的に判断し、評価する指標として学会発表や論文投稿数を活用する。

（3）教育学研究科博士前期課程

教育学研究科博士前期課程の教育目的「子ども学に関する総合的・基礎的な知識や技術をベースにして、子ども学に基づいて実践を理論的に研究し、教育者として、子どもとの相互作用的な教育実践を展開するために必要な諸能力ーコミュニケーション能力、言語力、教育実践力等一の修得を実現する。」を達成するために、ディプロマ・ポリシーに基づき、次のことを意図したカリキュラムを編成する。

〔1〕学修方法

授業は、講義、演習のいずれかで行い、学生が主体的・能動的に学修し、研究を進めるアクティブ・ラーニングを取り入れ、理論と実践を往還する学修を行う。また、主指導教

員と複数の指導教員からなる指導体制による広い視点からの研究姿勢・態度を身につけさせる。

〔2〕学修内容

- ① 「子ども学基礎科目」、「子ども学発展科目 教育支援」、「子ども学発展科目 教科・教職実践」、「専門研究科目」を配置する。
- ② 子ども学の三つの主領域である教育学、心理学、小児・障害科学の中から「子ども学基礎科目」の学修をとおして、それぞれの学問領域において、高度かつ専門的な「子ども理解」の修得を図る。
- ③ 「子ども学発展科目 教育支援関連科目」を配置し、「教育支援」に焦点化した「子どもへの働きかけ」の修得を図る。
- ④ 「子ども学発展科目 教科・教職実践関連科目」を配置し、「教科・教職実践」に焦点化した高度かつ専門的な「教職実践」や「教科実践」の修得を図る。
- ⑤ 「子ども学基礎科目」「子ども学発展科目 教育支援」、「子ども学発展科目 教科・教職実践」を統合した「専門研究科目」を配置し、「臨床の知」の追究を図り、研究に関わる基礎的知識・技能を学修する。

〔3〕学修成果の評価

事前に示した評価基準に従い、「最終到達目標」への到達状況で評価する。また学習成果を総合的に判断し、修士論文審査及び最終試験の結果を活用する。

（4）教育学研究科博士後期課程

教育学研究科博士後期課程の教育目的「教育実践の中から知見を見出し、それを理論仮説へと展開し、さらに実践、仮説検証を行う人材を育成する。持続的な理論と実践の往還をとおして、研究マインドと技量を併せ持つ研究的実践家、あるいは高度な教育実践研究を志向する研究者を養成する。」を達成するために、ディプロマ・ポリシーに基づき、次のことを意図したカリキュラムを編成する。

〔1〕学修方法

授業は、講義、演習のいずれかで行い、学生が主体的・能動的に学修し、研究を進め理論と実践を往還する学修を行う。また、主指導教員と複数の指導教員からなる指導体制により、幅広い視点と高い専門性を持つ研究能力を身につけさせる。

〔2〕学修内容

- ① 子ども学研究の中核をなす教育学、教育臨床、大学教員養成に関する学問から成る「子ども学理論領域科目」を配置し、子ども学に関する高度な理論と専門性の修得を図る。
- ② 「子ども学実践領域科目」を配置し、音楽、造形、身体、言葉を中心とした表現活動における実践的な内容と方法論の修得を図る。
- ③ 「子ども学理論領域科目」「子ども学実践領域科目」での学修を総合・融合するために「専門研究科目」を配置し、博士論文の質の向上を図る。

〔3〕学修成果の評価

事前に示した評価基準に従い、「最終到達目標」への到達状況で評価する。学習成果を総合的に判断し、評価する指標として学会発表や論文投稿数を活用する。

3. カリキュラム・ポリシーの周知

1、2で示した学部及び大学院のカリキュラム・ポリシーは広島文化学園大学ホームページホームページで公表するとともに、「学生生活の手引き」【資料 3-2-3】「履修の手引き」【資料 3-2-4】等に記載し、周知を図っている。また、ガイダンス等において説明をしている。

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

大学及び大学院のディプロマ・ポリシーに基づき、大学及び大学院のカリキュラム・ポリシーが策定されている。この関係性を可視化するためのツールとして、大学ではカリキュラムマップ【資料 3-2-5】を作成している。

各授業科目が卒業までに身につける能力のどの項目と関連するのを示すことにより、学修成果の達成にどの授業科目が関わっているのを示している。さらに、各学部・学科が養成する具体的な人材像に対応する履修モデルを学科ごとに作成している。履修モデルは、「履修の手引き」【資料 3-2-6】に記載している。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

1. 体系的な教育課程

各学部・学科及び各研究科におけるカリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成は以下のとおりである。

【各学部・学科】

(1) 社会情報学部

社会情報学部の教育方針・教育計画概念図（図 3-2-1）は次のとおりである。

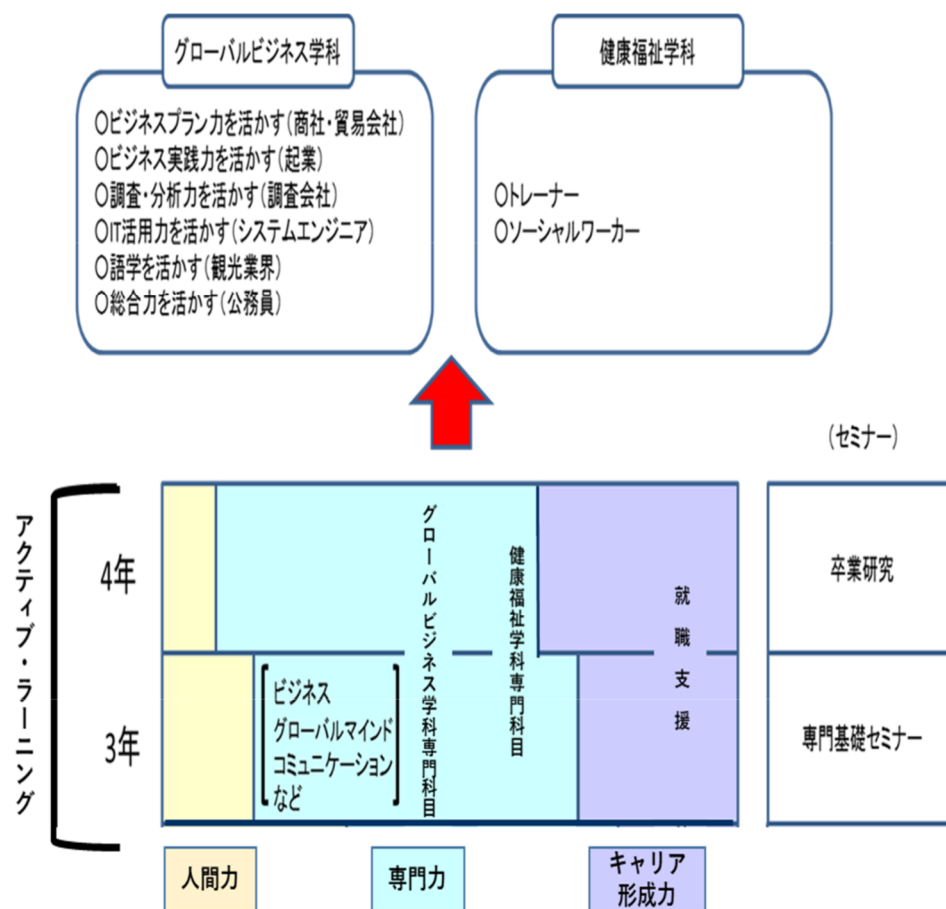


図 3-2-1 社会情報学部の教育方針・教育計画概念図

社会情報学部は、情報社会が抱える様々な課題を、様々な研究分野の研究成果をもとに総合的に分析し、学際的な教育研究をする人材を育成することを目指す学部である。現代社会をグローバルビジネスや健康福祉の側面から推進する専門的諸能力を身につけた人材を育成するため、社会性豊かな大人になるために必要な人間力、専門的知識・技術としての専門力、社会に貢献できる人材としてのキャリア形成力を身に付けるための科目群を構成し、教養科目と専門科目を1年から4年まで並行して開講し、教養教育と専門教育の相乗効果をとおして、幅広い教養と総合的な判断力及び専門的な資質を同時に高める教育に取り組んでいる。

(2) 社会情報学部グローバルビジネス学科

社会情報学部グローバルビジネス学科の教育方針・教育計画概念図（図 3-2-2）は次のとおりである。

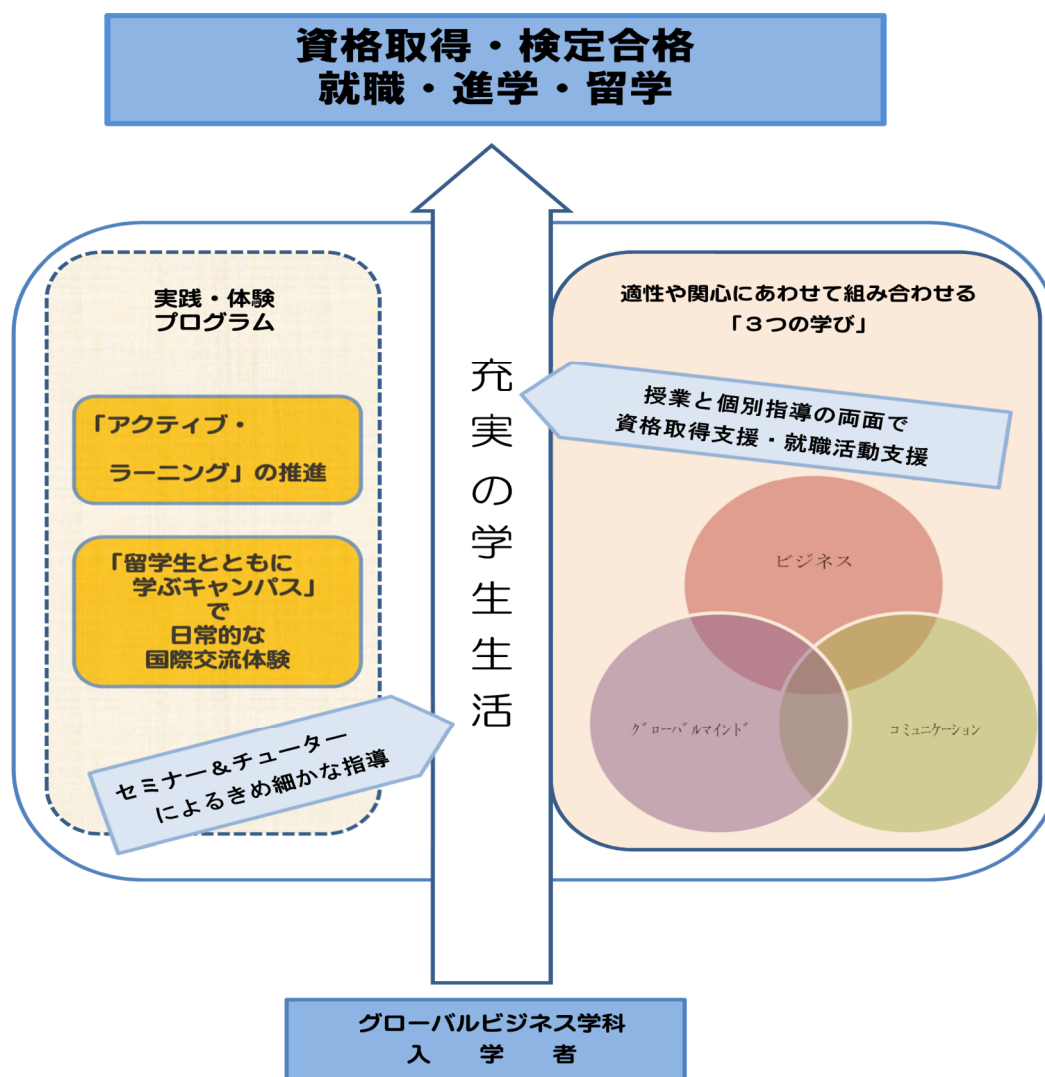


図 3-2-2 社会情報学部グローバルビジネス学科の教育方針・教育計画概念図

グローバルビジネス学科は、社会学及び社会情報学的な見地からグローバル社会の課題を発見、解決できる人材を養成するために、経済と経営の分野を同時に学び、グローバルな視点から経済・経営を捉えることのできる力を養う「グローバルビジネス」、自分の気持ちを伝え、相手の気持ちを理解できるように、日本語、英語、中国語の力を養う「コミュニケーション」、身近な他者から外国人まで、考え方や文化の違いを乗り越えて、ともに生き、ともに働く力を養う「グローバルマインド」を三つの柱として履修できるように、教育課程が体系的に編成されている。

(3) 社会情報学部健康福祉学科

社会情報学部健康福祉学科の教育方針・教育計画概念図（図 3-2-3）は次のとおりである。

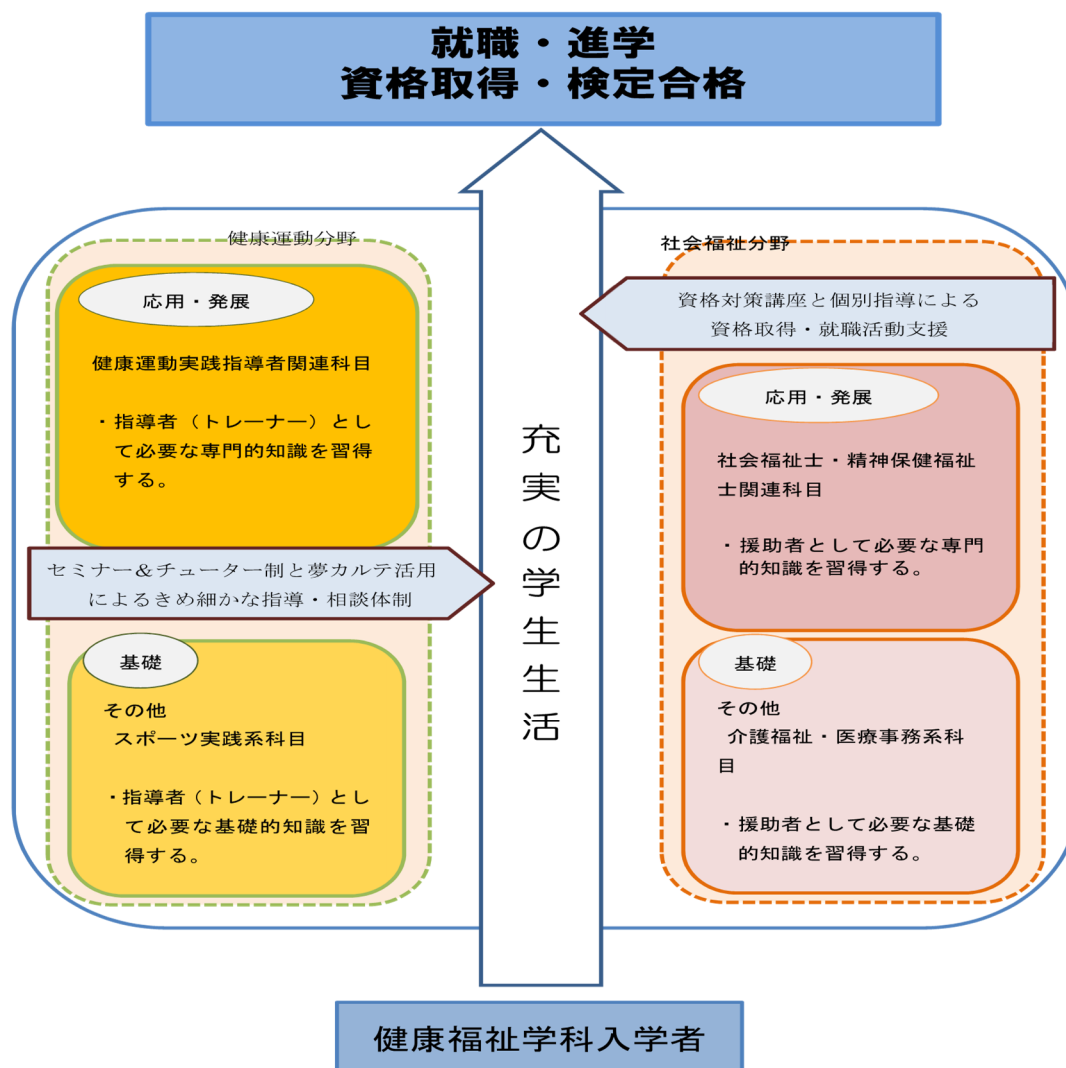


図 3-2-3 社会情報学部健康福祉学科の教育方針・教育計画概念図

健康福祉学科は、一生涯を健康的で豊かに生きるために健康づくり・介護予防・福祉問題解決に必要な専門的知識・技術を持ち、豊かなまちづくりに貢献できる人材を育成するために、「情報の理解」、「身体の利用」、「心の理解」、「物の理解」、「制度の利用」、「社会の理解」、「実践」という科目群で教育課程を変遷し、履修者がなりたい自分を実現するためにストーリーを持って科目選択ができるように体系的に編成している。また、2つの専門コース「健康運動コース」「社会福祉コース」を選択することにより、トレーナー、ソーシャルワーカーという目指す専門職に応じた学修を可能にしている。

(4) 看護学部看護学科

看護学部看護学科の教育方針・教育計画概念図（図 3-2-4）は次のとおりである。

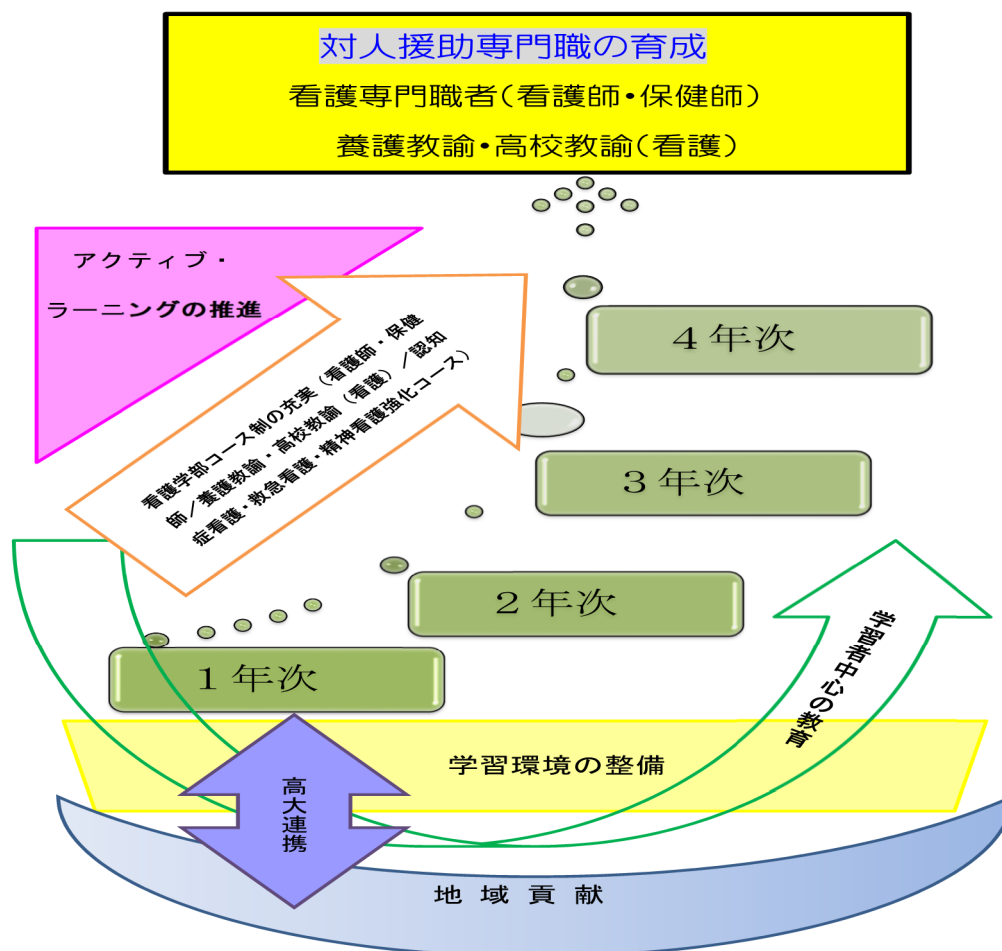


図 3-2-4 看護学部看護学科の教育方針・教育計画概念図

看護学部看護学科は、地域社会に貢献できる専門知識と実践能力を有し、グローバルな視点を持ち生命に対する畏敬の念と倫理観に基づいた行動ができる感性豊かな人間の育成を目指す学部である。質の高い看護専門職者を輩出するため、教育課程の科目群を①看護関連科学科目・外国語科目・基礎学修強化系科目を含むグループ、②看護専門領域グループの2グループ編成としている。

看護関連科目には、いわゆる教養科目に類する科目の他、看護師になるための専門基礎科目を含んでいる。看護専門領域は、基礎看護学・実践応用看護学・専門領域看護論及び看護研究で構成している。実践応用看護学には法令の定めるところに従い、多くの実習科目を配置している。

また、教育課程は将来なりたい看護職を目指し、キャリア形成コースとして看護師教育を基本に保健師コース、養護教諭コース、高校教諭（看護）コース、認知症看護強化コース、救急看護強化コース、精神保健看護強化コース、精神保健福祉士コース（令和2（2020）年度で終了）の7つのコースを設置し、学生一人ひとりが将来像を描きやすく、かつ将来なりたい看護職を支援している。

(5) 学芸学部

学芸学部の教育方針・教育計画概念図（図 3-2-5）は次のとおりである。

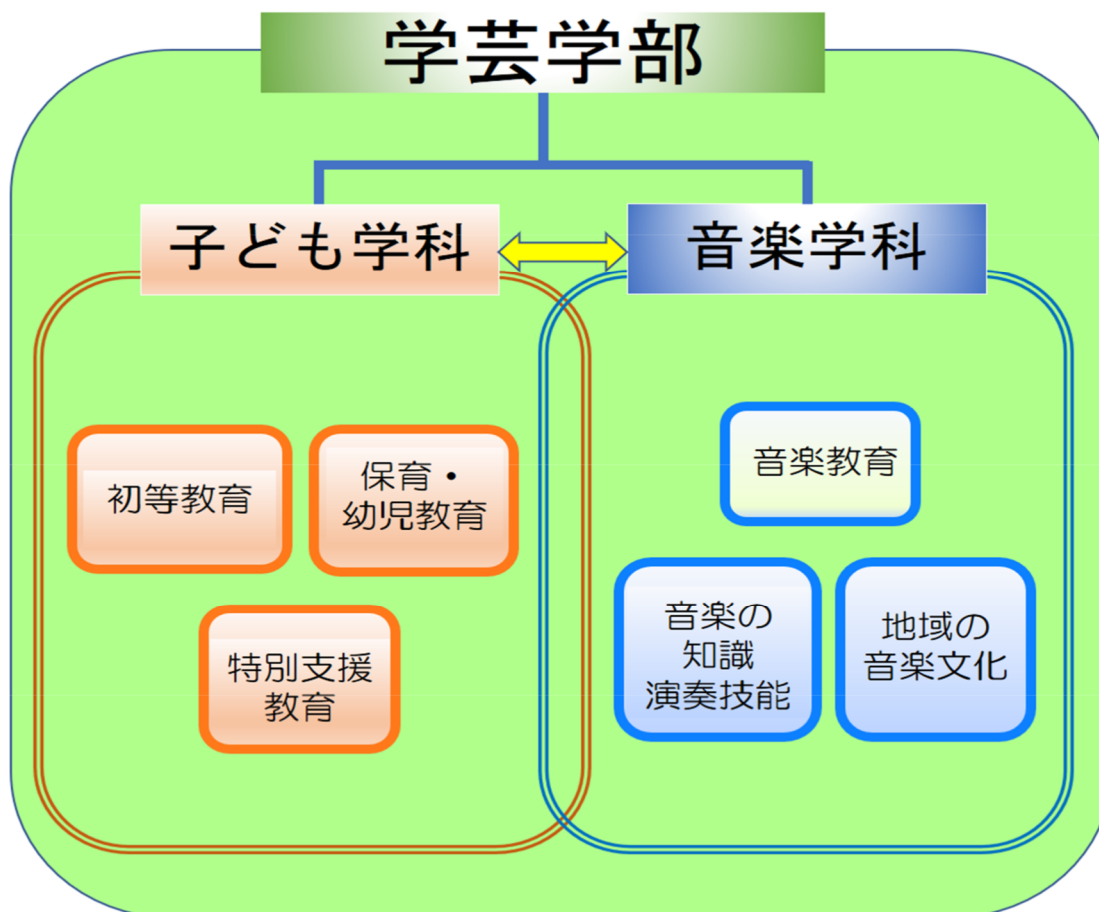


図 3-2-5 学芸学部の教育方針・教育計画概念図

学芸学部は、「子ども学科」と「音楽学科」という 2 つの学科が協働し、高い専門技術（子ども・子育て支援技術、演奏技術）と人間理解力・教育力を基盤として、人間を育て地域を育てる人間性豊かな教育者の養成を理念とし、学芸全般の幅広い分野について、深く、学際的に教育研究し、地域社会、国際社会に貢献する人材育成を目的とする学部である。

「教養科目」及び「学部共通科目」の諸科目は、両学科に共通する学芸学部の理念「広く深い教養を備えた教育者の育成」を実現するものである（人間力）。この「広く深い教養を備えた教育者」を学科の特性に応じて展開した教育課程として、「学科専門科目」が位置づけられる。これらの科目は、専門的な知識や技術の問題解決能力の育成を図るものである（専門力）。社会に貢献できるような実務的な資格や技術を修得するための科目（教職科目など）は開講科目の中に明記している（キャリア形成力）。以上のように、教育目的を踏まえた教育課程の編成方針は明確であり、学部の教育課程も体系的に編成されている。

(6) 学芸学部子ども学科

学芸学部子ども学科の教育方針・教育計画概念図（図 3-2-6）は次のとおりである。

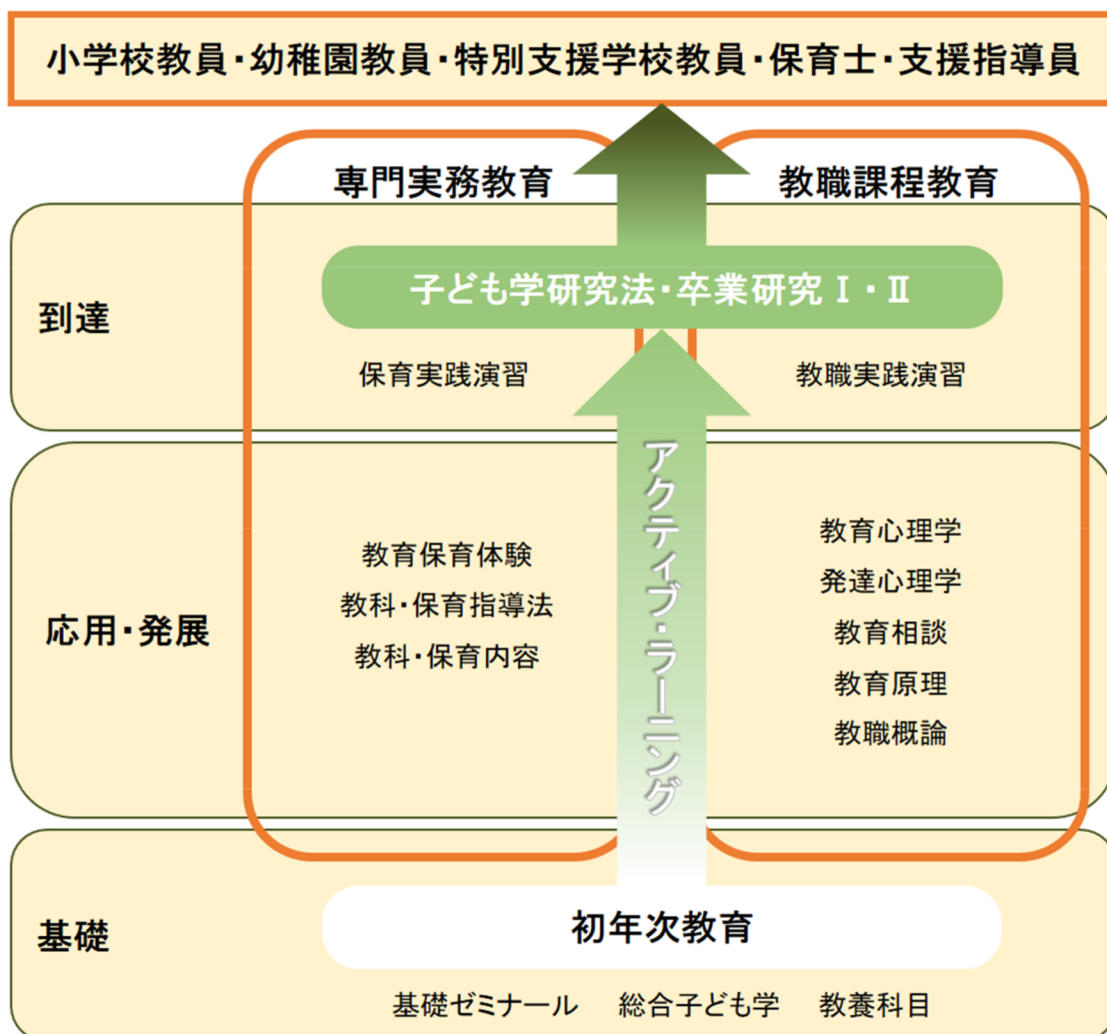


図 3-2-6 学芸学部子ども学科の教育方針・教育計画概念図

子ども学科は、乳幼児期と児童期を中心とする、子どもの成長・発達についての学問「子ども学」を教育・研究する学科であり、子ども学科における「子ども学」は（図 3-2-6）のように体系化している。子ども学科では、子どもの心の発達や身体の発達を理解し、教育の実践力を備え、子どもの成長・発達だけでなく、子育てする保護者や子どもの育つ環境全体を支援できる人材を育成する教育課程が編成されている。

(7) 学芸学部音楽学科

学芸学部音楽の教育方針・教育計画概念図（図 3-2-7）は次のとおりである。

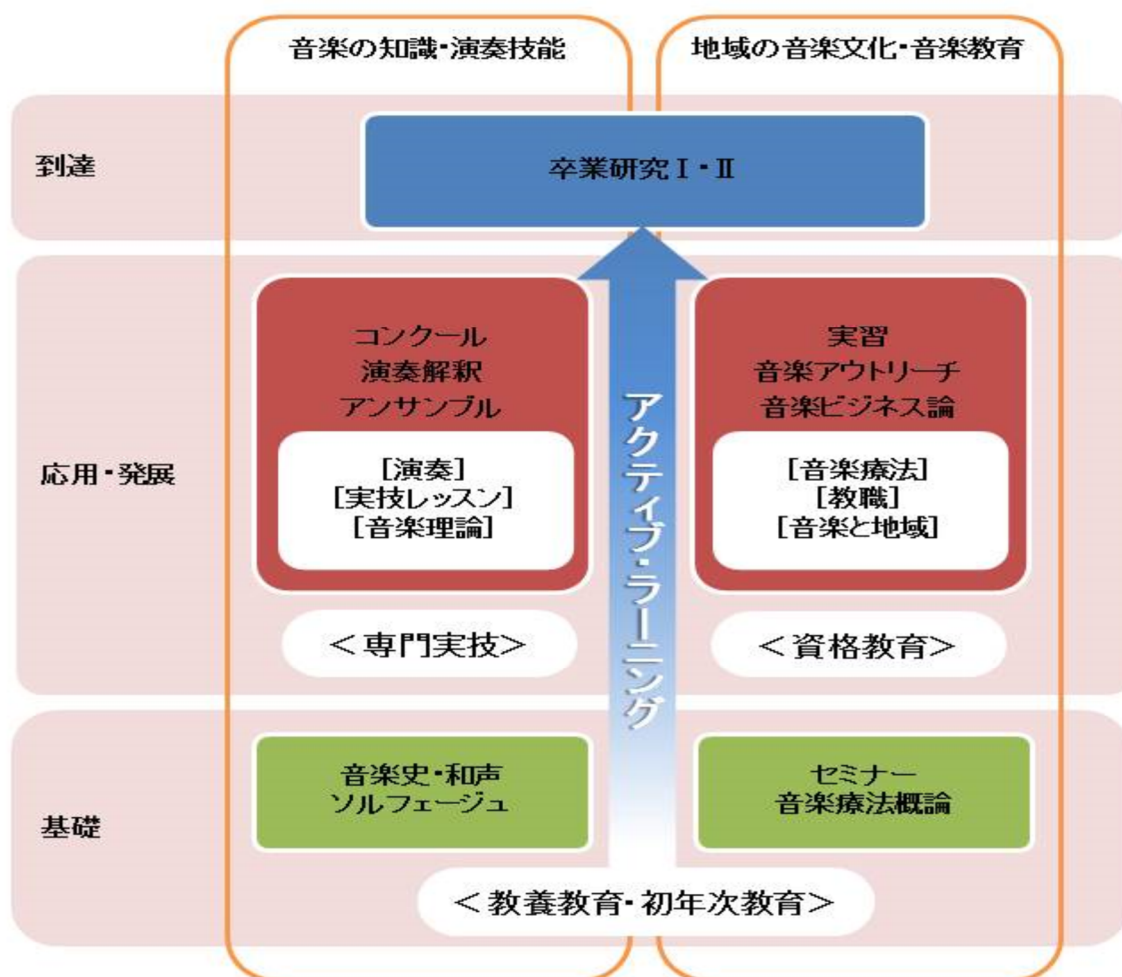


図 3-2-7 学芸学部音楽学科の教育方針・教育計画概念図

音楽学科は、人間形成にとって必要な音楽芸術を教育・研究する学科である。音楽は優れた技能性が求められるとともに、人間精神の営みとして重要である。そのため、音楽理論の教育、演奏技術の教育、そして幅広い教養と深い人間理解を養う教育を行うことによって、地域の音楽文化の発展のために寄与する人材を育成する。音楽学科での学びは、(図 3-2-7) のように体系化されており、音楽に関する専門知識、演奏技術と幅広い教養を備えて、地域の音楽文化と音楽教育を担う人材を育てることを目指した教育課程の編成を行っている。

(8) 人間健康学部スポーツ健康福祉学科

人間健康学部スポーツ健康福祉学科の教育方針・教育計画概念図（図 3-2-8）は次のとおりである。

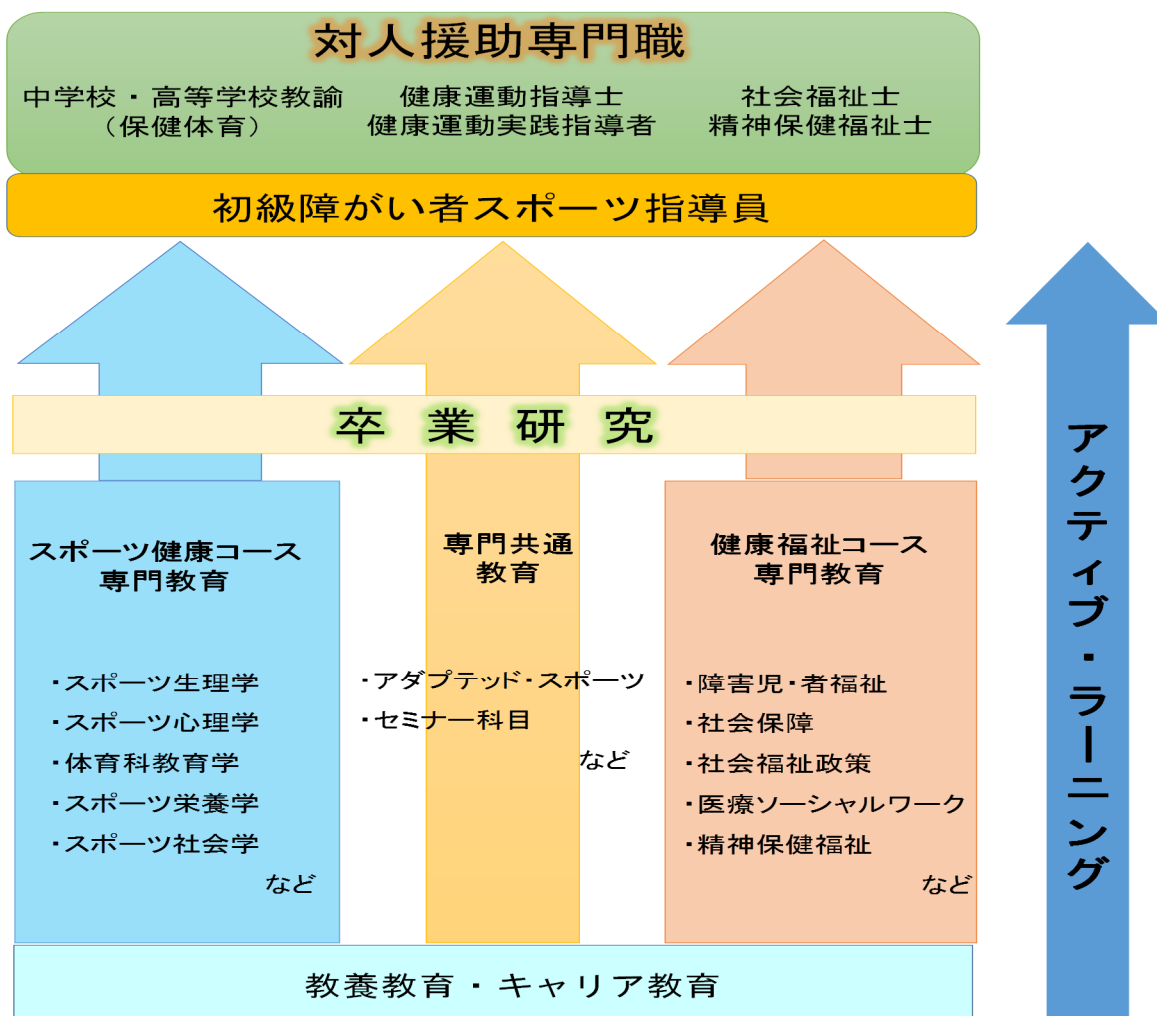


図 3-2-8 人間健康学部スポーツ健康福祉学科の教育方針・教育計画概念図

人間健康学部スポーツ健康福祉学科は、健康に関する諸問題をあらゆる角度から科学的視点で捉え直し、人間の健康への道標を示すことができる指導者を育成することを目指す学部である。教育実践を通じて個性豊かな人間性を養い、スポーツ、福祉、そして健康に係る専門的知識と技能の教育研究を行い、すべての人々の健康的な生き方についての支援と相談ができ、健康・体力づくりを実践レベルで促進できる人材を育成するため、教育課程を「教養教育科目」と「専門教育科目」及び「教員養成科目」を体系的に構築している。

特に「専門教育科目」は「専門コア科目」、「アダプテッド・スポーツ科目」、そして「発展科目」に区分し、人間の健康に対するスポーツと福祉の関係、インクルーシブ社会におけるスポーツに関する基礎的な知識や考え方について学び、さらには人間の健康に関する課題を発見し解決する能力の開発を目指すように編成されている。また、2つの専門コース「スポーツ健康コース」「健康福祉コース」を選択することにより学生自らの目的に応じた学修を深めることができる。

【各研究科】

(1) 大学院看護学研究科

大学院看護学研究科の教育方針・教育計画概念図（図 3-2-9）は次のとおりである。

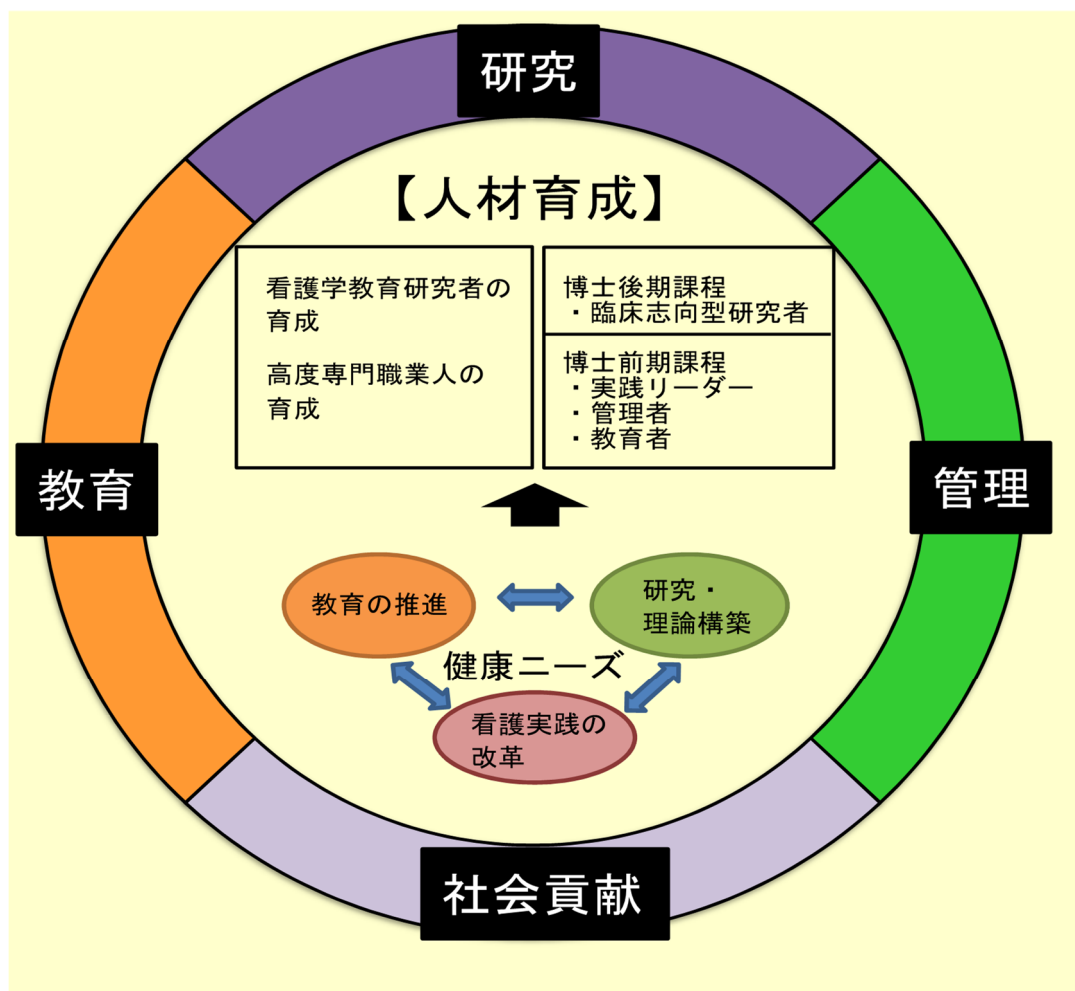


図 3-2-9 看護学研究科の教育方針・教育計画概念図

博士前期課程が目指す人材像は、科学的思考力と研究力を有する看護の実践リーダー・管理者・教育者であり、看護学の専門性やその質の向上を考えて教育課程を体系的に編成している。日本看護系大学協議会が示している修士課程修了時と博士課程修了時の能力水準に照らして、教育課程全体の再構築を図り、平成 25(2013)年度に、博士前期課程では専門看護師教育を強化した。そのために、クリティカルケア看護領域と高齢者看護学領域の全面的な見直しを行い、実習指導者の確保と外来講師の強化を図った。

博士後期課程の目指す人材像は、臨床志向型研究者である。健康ニーズに対して臨床志向型研究に取り組み、研究と実践の循環的発展を試みる。それらをとおして、看護学を実践科学として発展させる自立した研究者としての能力、及び教育能力を持った高度な看護人材育成である。開講科目には、「看護学研究特論」、各領域別の「看護学特論」、「看護学特別演習」、「看護学特別研究」、及び「特別講義」等がある。

(2) 大学院教育学研究科

大学院教育学研究科の教育方針・教育計画概念図（図 3-2-10）は次のとおりである。

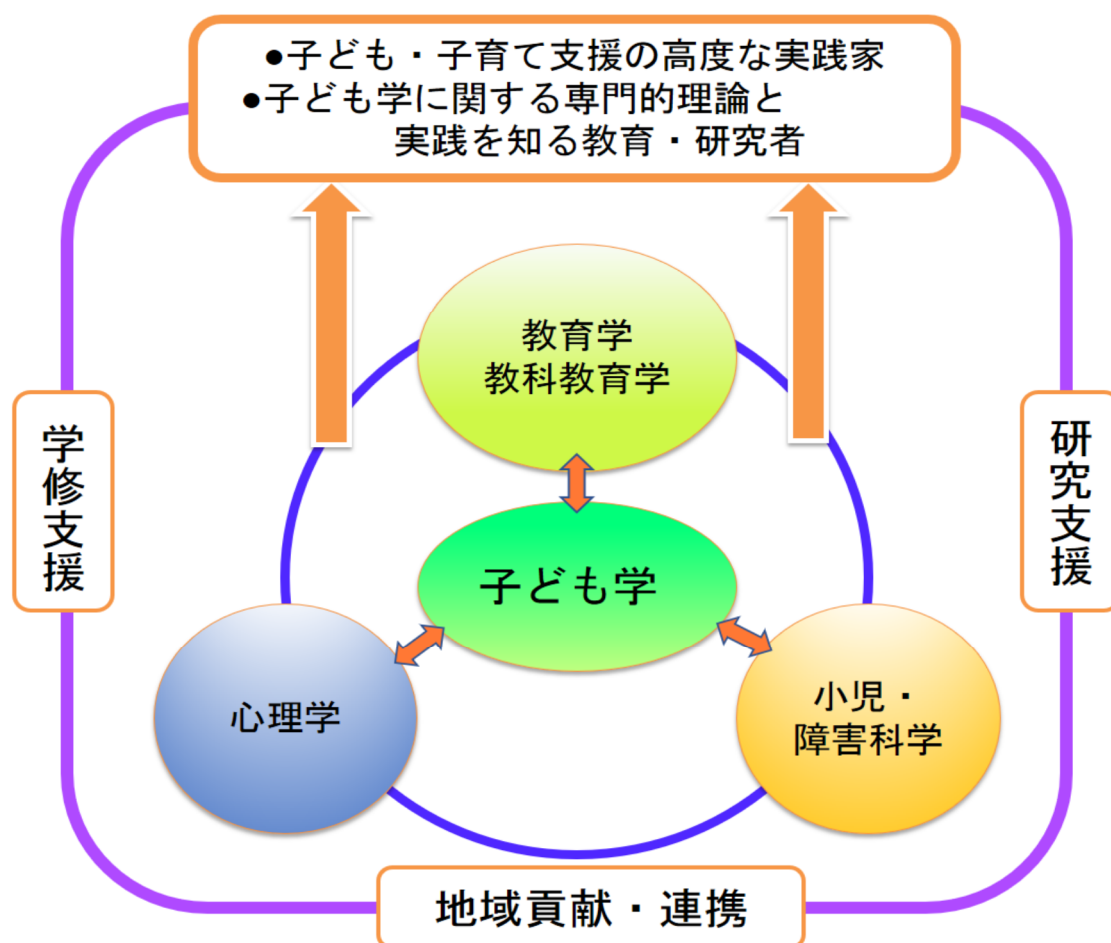


図 3-2-10 教育学研究科の教育方針・教育計画概念図

博士前期課程の目指す人材像は、教職に対する使命感、責任感、教育的愛情に裏づけられた専門職としての高度な知識・技能を修得し、教育・保育の場や地域社会の多様な組織等と連携・協働できる人間力を備え、社会的要請に応える教育者である。このような人材を育成するため、教育学、心理学、小児科学の3分野から学問的な追究を行う「子ども学基礎科目」、幼児教育に関する高度な専門性の育成を行う「子ども学発展科目 教育支援」、初等教育に関する高度な専門性の育成を行う「子ども学発展科目 教科・教職実践」を設け、これらすべての科目を統合し、子ども学に基づいて実践を理論的に研究する「専門研究科目」へと至る教育課程を構成している。

博士後期課程の目指す人材像は、教育実践や先行する理論・知見を基に新たな課題を見出し、それを理論仮説へと展開し、実践、仮説検証を行う実践と理論の往還をなし得る、高度な教育実践研究を志向できる研究者、教育・保育の場における指導的教員である。教育課程は「子ども学理論領域」（子ども学理論講究、子ども臨床学講究）、「子ども学実践領域」（子ども表現実践学講究）、「専門研究領域」（子ども学特別講究）を設けている。

2. シラバス

シラバスは平成 26(2014)年度から Web シラバスを作成している。Web シラバスの作成によって、①本学学生が大学内だけでなく、自宅からも閲覧でき、利用機会が増す、②学外にも公開するので、学外からの意見を反映することによってシラバスの内容が充実する、等の効果があった。また、Web シラバスを作成するに当たって、シラバスの様式を統一し、「Web シラバス作成マニュアル」【資料 3-2-7】を作成した。

シラバス【資料 3-2-8】には、科目名、担当教員名、開講学年、開講期、単位数、修得区分、開講キャンパス、開講形式、授業の目的（ねらい）、授業計画（授業のテーマ、講義内容、授業目標、教材）、最終到達目標、評価方法、学修法（予習・復習等）、教科書・参考図書等、その他（履修の要件等）、ナンバリングの 16 項目を記載している。

3. 履修登録におけるキャップ制

単位の過剰登録を防止する取り組みとして、各学部における履修規程の中で単位の上限を定めるキャップ制を、全学で導入している。GPA 得点と連動させ、当該学期の直前の学期における GPA 得点が一定の数値を超える学生については、追加の履修登録を認めている。これにより、単位の過剰登録の事例は発生しておらず、学生が予習・復習を行う学習環境が担保されている。キャップ制については、各学部の「履修の手引き」【資料 3-2-9】に示すとともに、年度始めに開催する履修ガイダンスで指導している。

3-2-④ 教養教育の実施

平成 25 (2013) 年に「教養教育推進委員会規程」【資料 3-2-10】を整備し、教養教育の運営は、全学的な組織である「教養教育推進委員会」が担っている。

教養教育は、深い教養をもつ人間性の形成（人間力）、専門的な知識・技術や問題解決能力の育成（専門力）、社会の変化に対応し、社会に貢献できるキャリアの育成（キャリア形成力）を培う上で必要不可欠な学修の場である。

また、平成 26(2014)年から、本学の使命、建学の精神「究理実践」、及び教育理念としての「対話の教育」、「嚶鳴教育」を周知するために全学共通教養科目として「フレッシュマンセミナー（文化に生きる）」【資料 3-2-11】を必修科目として設けている。

各学部・学科ではそれぞれの目的に即して上述の 3 つの力を総合的に育てるための特色のある科目区分を設けている。

看護学部では、地域社会、国際社会に貢献する看護職者養成を目指して、看護学領域と関連する諸学問領域について「生命倫理」、「広島県地域の時事問題」、「ボランティアと地域住民生活」等の授業科目を開講している。

学芸学部では、人間を育て地域を育てる人間性豊かな教育者の養成を理念として、地域社会、国際社会に貢献できる人材教育を行うことを目的としている。そのために、「広島で平和を考える」、「日本と国際社会」等の授業科目を開講し、広島の地からグローバル化された世界の平和を多面的に省察する機会を設けている。

人間健康学部では、健康に関する諸問題をあらゆる角度から科学的視点でとらえ直し、人間の健康への道標を示すことが出来る指導者を育成することを目的としている。

そのため、「広島のスペシャリスト」、「キャリアデザインディベロップメント（教職、健

康、福祉、ビジネス実践)」、「インターンシップ」を教養共通科目として授業科目を開講している。

今後の教養教育の充実については、Society5.0へと移行する社会において、情報活用能力の習得や分野横断的な学びの実現を目指した、全学共通的な教養カリキュラムの検討を進めている。

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

教育内容・方法及び学修指導等の改善については、「大学学則」第3条及び「大学院学則」第3条の規定に基づき、「広島文化学園大学・短期大学FD(Faculty Development)委員会規程」【資料3-2-12】を定め、FD委員会主導のもと、アクティブ・ラーニングの推進、学生による授業評価アンケート（以下「授業評価アンケート」という。）、授業公開、教育活動改善のための講演会・研修会、ビデオ教材作成等を行っている。

アクティブ・ラーニングについては、「学校法人広島文化学園中期経営計画」において教育方法の改革の重点項目に掲げ、その推進に取り組んでいる。その実施状況については、アクティブ・ラーニングの導入実績を毎年把握するとともに、アクティブ・ラーニングの実践報告会を開催し、報告書を刊行している。【資料3-2-13】

授業評価アンケート結果【資料3-2-14】については、各学部・学科において分析と改善方策を検討し授業改善に活かすとともに、その結果を公表している。さらに、授業担当教員に担当科目の結果をフィードバックし、各教員が毎年行っている「自己点検・評価表」【資料3-2-15】の目標設定と自己評価に本アンケート結果を反映させている。

授業公開では、専任及び非常勤の教員は、他の教員の授業を参観することで、自分の授業の相対化・客観化が可能となり、授業内容や授業方法について改善するきっかけとなっている。授業担当者意見交換会では、授業の内容や方法の改善に関して情報の共有を行っている。

(3) 3-2の改善・向上方策（将来計画）

各学部・学科、各研究科は、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を持ったカリキュラム・ポリシーを策定し、それに沿った教育課程を体系的に編成し、実施できている。

今後は、カリキュラム・ポリシーに則して、より体系的な教育課程を編成するためにカリキュラムマップを全学的に見直していく。

また、教養教育の充実については、社会のニーズに対応した情報活用能力の習得や分野横断的な学びの実現を目指した、全学共通的な教養教育のカリキュラムの検討を進めていく。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3の自己判定

「基準項目3-3を満たしている。」

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

本学では、学生が身につけるべき学修成果をディプロマ・ポリシーに明示している。三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価をアセスメント・ポリシー【資料 3-3-1】に基づき行っている。

本学では、GPA、修得単位数、免許資格取得状況、退学率、休学率、就職率、学生生活の満足度調査（以下「学生満足度調査」という。）、卒業生に関するアンケート調査等の多様なデータを基礎資料とした学修成果の点検・評価を行っている。さらに、「HBG(Hiroshima Bunka Gakuen)夢カルテ」、「学修履歴証明書」、「ジェネリックスキルテスト」を学修成果の具体的な点検・評価方法として運用している。これらの具体的な運用の取り組みは次のとおりである。

(1) 学修ポートフォリオ「HBG 夢カルテ」【資料 3-3-2】

「HBG 夢カルテ」は、入学時から学生が卒業後のなりたい自分（夢）を設定し、その実現に向かって目標を立て、学期ごとに日々の学修、取得資格やボランティア活動等の記録を自己管理し、学生自身が自己点検と評価を行う本学独自の Web システムである。チューターは、日頃の対話をとおして、学生の夢が実現できるようにサポートを行っている。学生は学期終了時に自らの目標達成度を 5 段階で自己評価し、自らの成長を確認することができる。チューターが代わったとしても「HBG 夢カルテ」に蓄積された学生の学修履歴は継続されるため、学生に対する一貫した指導と評価に活用している。

(2) 「学修履歴証明書」【資料 3-3-3】

令和元(2019)年度からは、学生が在学中の学修により、どのような力を身に付け、どのような人物に成長したのかを示すために、学修成果の可視化のツールの一つとして「学修履歴証明書」を作成し、3 年次後期及び 4 年次卒業時に学生に配布している。証明書は、大学の学業データ、ジェネリックスキルテスト評価、学生自らの申告による自己評価で構成されている。この証明書は、学生が学生生活を振り返り各自のステップアップに役立てるとともに、大学として教育活動の PDCA サイクルを促し、教育改善に活用することを目的としている。

(3) ジェネリックスキルテスト【資料 3-3-4】

ジェネリックスキルテストを 1 年次生と 3 年次学生を対象として実施し、テスト結果を学生の指導及び学修成果の点検、評価に活用している。テストをとおして、学生自身が自分の対課題基礎力（課題発見力、計画立案力、実践力）、対人基礎力（親和力、協働能力、統率力）、対自己基礎力（感情制御力、自信創出力、行動持続力）を把握するためのフィードバックの機会を設定し学生の自己理解の伸張を図ることができる。また、教員はテスト結果を共有し、学生の状況の把握を行う検討会を実施し、学修支援の改善に役立てている。

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

学習内容・方法及び学修成果の点検・評価結果のフィードバックの具体的な取り組みは、次のとおりである。

(1) 授業評価アンケート【資料 3-3-5】

「授業評価アンケート」は、学内で開講している全ての科目について、受講している学生から、各学期の授業終了時期に合わせて実施している。本アンケートは各授業の実際の把握、課題の抽出、教学の質の向上に向けた情報の収集手段でもあるが、学生の学修、教育目標の達成状況を測る上でも不可欠である。「授業評価アンケート」の結果は、各教員にフィードバックされ、各教員が自ら結果を確認し授業改善に活かしている。必要に応じて学部長が教員と面談し、授業改善について話し合いを持ち、学長に報告している。また、学科としても自己点検を行い、結果を報告書に公開している。

(2) 学生満足度調査【資料 3-3-6】

2年次生、4年次生を対象としてカリキュラム、学生支援サービス、施設等についての満足度を把握するために「学生満足度調査」を実施し、調査結果として得られた学生の意見や要望を各教育組織、事務組織にフィードバックし、カリキュラム等の改善に向けて役立てている。調査においては、自由記述欄も設け、学生の意見や要望を把握しやすくしている。

(3) 卒業生に関するアンケート調査【資料 3-3-7】

企業等から見た卒業生の学修成果を把握するために、「卒業生に関するアンケート調査」を実施している。調査をとおして、本学学生の「強み」や「弱み」を把握し、学修指導・就職指導に活かすとともに、各学部・学科の教育内容の改善に役立てている。

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

学修成果に関して内外において実施する多様な調査やアンケート結果を分析し、授業内容・方法及び学修指導等の改善に活用している。今後は、個々の学生のデータが集約されている「HBG 夢カルテ」「学修履歴証明書」を各学部・学科における教育内容・方法及び学修指導等の改善に活かすための方策について検討する。

【基準 3 の自己評価】

教育目的及び育てる人材像を明確にし、各学部・学科、大学院のディプロマ・ポリシーを策定し、周知している。単位認定、卒業認定、修了認定については、基準を明確にし、厳正に適用している。

また、ディプロマ・ポリシーに基づき、カリキュラム・ポリシーを策定し、周知している。とりわけ、学士課程においては、カリキュラムマップを作成することによりディプロマ・ポリシーとの一貫性を担保している。各学部・学科及び各研究科では、カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程を体系的に編成している。

教養教育は、人間力、専門力、キャリア形成力を培う上で必要不可欠な学修の場であり、学部ごとに特色ある教養教育を適切に実施している。

三つのポリシーに基づく学修成果の点検・評価として、「授業評価アンケート」、「学生満足度調査」、「卒業生に関するアンケート調査」等を実施し、それらの評価結果のフィードバックをとおして、教育内容・方法及び学修指導等の改善を図っている。

以上のことから、基準 3「教育課程」の基準を満たしていると評価できる。

基準 4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

(2) 4-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

学長は、教育哲学を専門領域とする大学教員として 40 年以上にわたる教育・研究の経歴と、国立大学副学長として大学の管理・運営に関する豊富な経験を有しており、さらには文部科学省各種部会委員、中央教育審議会臨時委員等を務めるなど、新時代の教育改革動向や大学運営に対する優れた識見をもって、広島文化学園大学（以下「本学」という。）の教育・研究・地域貢献等の管理・運営に対してリーダーシップを発揮している。

学長の職務については、「広島文化学園大学・短期大学組織規程」第 4 条【資料 4-1-1】において、「学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する」と規定している。規程に基づき、学長は、常に大学運営の先頭に立ち、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行い、広島文化学園経営企画会議等を通じて理事長とも密接な連携をとりながら、効果的かつ適正に職務を遂行している。

学長は、「広島文化学園大学・短期大学執行部会議規程」【資料 4-1-2】に基づき、学長、副学長、大学・短期大学事務局長、同事務局長補佐、同事務局次長により構成される会議を統督し、原則として月 2 回の会議を開催し、教学に関わる重要事項の協議、全学的課題の改善計画の検討、法人事務局との連絡調整事項の確認等を計画的に遂行するなど、適切にリーダーシップを発揮する体制を整備している。

学長は、広島文化学園大学・短期大学協議会【資料 4-1-3】、全職員研修会等で、建学の精神や教育目的等を学内で共有化する取り組みを熱心に行うとともに、教育方針、大学の運営方針を表明し、大学の向上・充実のために日々努力している。

三つのポリシー、教育目的及び学修成果等の教学マネジメントに関わる重要事項は、教授会、運営会議、教育課程委員会、教学支援センター、広島文化学園大学・短期大学政策会議等で審議され、全教職員が認識を共有する体制が確立している。

以上より、大学の意思決定と本学の使命・目的を達成するための教学マネジメント体制が整備されており、学長がリーダーシップを発揮できる体制が整っている。

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

学長はその職責を果たすための補佐体制として、副学長 1 名、学長補佐 1 名を、また各学部には学部長、大学院に研究科長を置いている。各役職者の職務内容については、「広島文化学園大学・短期大学組織規程」【資料 4-1-4】で規定されている。

また、各キャンパス及び各学部間の横の連携を強化し、学園全体として統一的な管理・運営体制を確立するために、センター体制の整備充実を推進している。令和3(2021)年4月現在では、学長のもと、「教学支援センター」、「学生生活支援センター」、「就職・キャリア支援センター」、「社会連携センター」、「国際交流センター」及び「対人援助研究センター」の6つのセンターを設置している。各センターには、副学長、学長補佐、研究科長、学部長又は学生部長をセンター長として配置し、年度事業計画に基づき定期的にセンター会議を開催して担当領域の調査・企画等の業務を計画的に遂行し、目標達成に向けた取組を適切に行っている。

これら6つのセンターは、理事長直轄の「入学支援センター」、「IR(Institutional Research)推進センター」及び「システム開発管理センター」の3つのセンターと密接に連携し、教学マネジメントを構築している。

また、学長は、教授会【資料4-1-5】及び研究科委員会【資料4-1-6】において「学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項」「学位授与に関する事項」「学生の賞罰に関する事項」等について意見を聞き、最終的な意思決定を行っている。

さらに、各学部長は、学部の教育目的達成に向けて、規程に基づき各学部の校務を適切に遂行している。

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

学長が招集する広島文化学園大学・短期大学協議会の構成員は職員の役職者が出席し、大学全体に関わる事項について審議を行っている。各センター及び各種委員会では、委員長、副委員長をそれぞれ職員が担当し、委員として職員が参画する体制が構築されるなど、教職協働による教学マネジメントが機能している。大学事務局及び各学部事務組織は、上述の決定事項を共有して業務を行い、年度初めや学期末の全職員研修会における理事長、学長講話で推進事項等が説明され、意識の統一化が図られている。

事務組織の編成は、「広島文化学園事務組織及び事務分掌規程」【資料4-1-7】により、「大学等の事務組織は、学長・副学長の統括の下に大学・短期大学事務局長及び学生部長並びに事務部長が統理し所掌事務と権限を有する事務組織全体によって、系統的に構成されるものとする。」とその権限について規定している。

職員は、学園全体のバランスの中で、これらの規程に基づく各組織の事務分掌に配慮しつつ配置され、適切に業務を遂行している。各学部には、学生部及び事務部が置かれ、学生部には教務課、学生課及び就職課、事務部には総務課が設置され、職員は、それぞれが分掌する業務の専門的な職能を備え、計画的に業務を執行している。また各キャンパス間の緊密な連携と適切な情報共有を推進するために、事務局会議、事務部会、学生部会等を設置し、定期的に会議を開催している。

(3) 4-1の改善・向上方策(将来計画)

学長は、理事会で決定された方針に従い、大学運営にあたる権限を有するとともに責任を負っている。広島文化学園大学・短期大学執行部会議、広島文化学園大学・短期大学政策会議及び各学部教授会等の会議組織は、学長のリーダーシップの下に適切に運営され、教学マネジメントが構築されている。

学園を取り巻く社会環境が、ますます厳しさを増す中、本学の目指す「教育・研究及び管理運営の安定」を将来に向かって確保するために、将来構想を明確にして重要事項を推進すべく、「学校法人広島文化学園中期経営計画」に基づき、より具体的な年度計画を策定し、学長がこれまで以上にリーダーシップを発揮できるよう体制整備等の充実を図る。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2の自己判定

「基準項目4-2を満たしている。」

(2) 4-2の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

教員の採用・昇任等については、本学の教育目的に即した人材確保のため、「広島文化学園大学人事委員会規程」【資料4-2-1】、「広島文化学園大学教授等選考規程」【資料4-2-2】及び「広島文化学園大学教授等選考細則」【資料4-2-3】に則って適切に実施している。また、細則には業績の評価方法を定めている。手続きとしては、人事委員会の審議を経て、学長が委員会の意見を聴いたのち、理事長に具申し、理事長が承認している。

本学の教員数は、大学設置基準及び大学院設置基準に定める教員数を上回っており、教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置が成されている。【資料4-2-4】

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

FD活動は、「広島文化学園大学・短期大学FD委員会規程」【資料4-2-5】に則り、広島文化学園大学・短期大学FD委員会が全学的なFD活動の実施計画を決定し、各学部には設けられている学部FD委員会がその内容を遂行している。

FD委員会の最も重要な役割は、教員の教育活動・授業内容改善のための方策について検討することである。その目的のために実施している主な内容は、講演会・研修会等の企画・実施、学生の授業評価アンケートの実施及び分析と教員へのフィードバック、アクティブ・ラーニングの企画、実施及び評価、ティーチング・ポートフォリオの作成及びその授業改善利用などである。

授業内容・方法等の改善については、前期及び後期末に学生による授業評価アンケート【資料4-2-6】を行い、教員はその評価を参考にして授業改善を図っている。また、学生参画型FD活動を活発にするため、各学部のFD委員会は学生の中から教育改善委員を選出し、学生からの意見を取り入れることによって、教員の資質・能力向上へ向けた取組を行っている。

FD委員会では特にアクティブ・ラーニング推進を大きな目標の一つに掲げている。FD委員会は、全学のアクティブ・ラーニング実施率を調査し【資料4-2-7】、各学部が掲げてい

る実施率の目標値に達するよう努力を促している。また、アクティブ・ラーニングの情報収集と改善を目的として、全教職員を対象としたアクティブ・ラーニング研修会【資料 4-2-8】を開催している。この全学研修会には、全学の教職員だけでなく教育連携校の高校教師も参加し、高校側の意見を聞きながらアクティブ・ラーニングの改善に取り組んでいる。

全学研修会は2部構成で実施している。まず、第1部は本学の教員によるアクティブ・ラーニングの授業紹介である。各発表者は、アクティブ・ラーニング実施状況を具体的に説明し、他の教員の意見を聞きながら授業改善に役立て、教員は授業に活かすことにしている。

第2部は、主に外部講師を招いた研修会を実施している。これまで「学習者中心の評価文化を醸成する—ICEモデルの現在」(平成28(2016)年度)、「アクティブ・ラーニングの組織的実践に向けて」(平成29(2017)年度)、「学生の主体性と問題解決能力を育成するアクティブ・ラーニング授業メソッド体験ワークショップ」(平成30(2018)年度)、「ティーチング・ポートフォリオ作成のためのワークショップ」(令和2(2020)年度)を開催してきた。

さらに、アクティブ・ラーニングの推進及び各年度の実施状況の確認のために、「アクティブ・ラーニング推進報告書」【資料 4-2-9】を毎年発行している。本報告書は、研修会の内容、各学部・学科におけるアクティブ・ラーニングに関する授業紹介、学生参画型FD活動、全学のアクティブ・ラーニング実施状況調査、学外におけるアクティブ・ラーニング研修会参加報告、オープンコモンズ及びラーニングコモンズの利用状況等の内容となっている。

(3) 4-2の改善・向上方策(将来計画)

教員採用・昇任については、学部・学科の教育目的及び教育課程に即して適切に運営しているが、今後も「学校法人広島文化学園中期経営計画」に基づき効果的・効率的な教員配置に努め、教員組織体制の充実を図る。

FD委員会を中心にして、教員による適切なティーチング・ポートフォリオ作成を推進し、教育改善に活用する仕組みを構築する。これまで継続的に実施してきたアクティブ・ラーニングの更なる充実に向け、多様なアクティブ・ラーニングの開発及び効果的な指導方法の定着を推進していく。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3 の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

(2) 4-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

SD活動は「広島文化学園SD委員会規程」【資料4-3-1】を整備し、適切に実施している。平成30(2018)年度からは教員をSD委員会の構成員に含めるよう規程を改定し、教職協働体制をさらに推進することとした。毎年10回以上のSD研修会を開催し、FD・SD合同研修会【資料4-3-2】【資料4-3-3】も開催している。また、広島文化学園短期大学と合同で開催するFD研修会にも全員が参加しており、学園全体で職員の資質向上を目指して、計画的に幅広い内容の研修会を実施し、教職協働による大学運営の強化を図っている。これらにより職員は資質向上と職務の充実、教育研究活動等の支援に取り組んでいる。

(3) 4-3 の改善・向上方策(将来計画)

事務組織の機動性の向上及び業務のさらなる効率化を図るのはもちろんのこと、今後は、FD・SD研修の内容を一層充実させることにより、本学の運営に必要な知識・技能の習得と能力・資質の一層の向上を図る。

また、能力・資質の向上だけに留まらず、教職員の意識の向上と経営感覚の醸成を目指し、教員・職員の垣根を越えた教職協働の取組みを進めていく。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

[基準 4 の自己評価]

(1) 4-4 の自己判定

「基準項目 4-4 を満たしている。」

(2) 4-4 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

専任教員には、大学が用意した机、いす、テーブル、書架、パソコンなどを備えた研究室を確保している。

競争的資金の獲得に関する支援については、1年に1回、全学を対象とした科学研究費助成事業の獲得のための研修会【資料 4-4-1】を開催し、科学研究費助成事業に申請する教員増を図っている。また、申請に係る相談窓口を開設し、研究計画調書作成のためのア

ドバイスを実施し、申請書類の作成を支援している【資料 4-4-2】。さらに、科学研究費助成事業の申請及び採択された教員に対しては、個人研究費の増額を行う体制を構築している。

科学研究費助成事業の申請数は年度別にみると、平成 30(2018)年度 23 件、令和元(2019)年度 24 件、令和 2(2020)年度 27 件である。新規採択件数は、平成 30(2018)年度 4 件、令和元(2019)年度 5 件、令和 2(2020)年度 7 件であり、増加傾向にある。

令和 2(2020)年度から研究の先端的知識や技術習得のためのワークショップを全学の教職員を対象として開催している。【資料 4-4-3】

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

各学部では、研究の円滑な推進に資することを目的として、「広島文化学園大学社会情報学部研究倫理委員会規程」【資料 4-4-4】、「広島文化学園大学看護学研究科・看護学部倫理委員会規程」【資料 4-4-5】、「広島文化学園大学教育学研究科・学芸学部研究倫理委員会規程」【資料 4-4-6】、「広島文化学園大学人間健康学部研究倫理委員会規程」【資料 4-4-7】を制定し、研究機関として高い倫理性を保持できるよう適切に運営している。「研究倫理委員会」は原則として倫理申請書が提出された月に開催され、複数教員からなる倫理審査委員会による審査の厳正化を図り【資料 4-4-8】、研究の円滑な推進し、研究機関として高い倫理性を保持できるよう適切に運営している。

また、令和元(2019)年に「広島文化学園大学・短期大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」【資料 4-4-9】を整備し、適正な研究活動が行われるよう組織として取り組んでいる。

さらに、毎年 1 回全教職員を対象とした「研究倫理研修会」を実施し、「科学研究費助成事業ガイド～公的研究費の不正防止計画～」【資料 4-4-10】を配布するとともに、理解度調査と研究倫理 e ラーニング受講を義務付け、研究者の誠実な心得について理解を促している。

4-4-③ 研究活動への資源の配分

個人研究費【資料 4-4-11】は、教授、准教授、講師、助教、助手に対して配分され、研究に用いることができる。研究費は基本額と加算額と分かれており、加算額は、前年度末に各教員が提出する業績に基づき決定される。個人研究費用途の範囲は、消耗品、学会費、図書、印刷、郵送費、研究出張費等研究に係る費用である。大学院生についても、研究のための費用が配分されている。

また、平成 23(2011)年に「広島文化学園大学大学院リサーチ・アシスタント規程」【資料 4-4-12】を制定し、RA(Research Assistant)制度を整備した。

(3) 4-4 の改善・向上方策(将来計画)

専任教員が自身の研究の充実・発展を図り、大学教員としての資質・能力の向上のために積極的に外部資金、とりわけ科学研究費助成事業への申請数及び採択数を高める。

学部・学科、研究科教員等による情報交換会及び研修会等の研究交流の場を設定する。

【基準4の自己評価】

本学は、学長のリーダーシップの下で副学長・学長補佐の配置等、学長を補佐する体制を整備するとともに、広島文化学園大学・短期大学執行部会議、広島文化学園大学・短期大学政策会議および学部教授会等について明確に規定し、権限の適切な分散と責任・役割の明確化に配慮した教学マネジメントを構築している。

教員の採用については、教育目的・教育課程に即した採用・昇任等が規程に基づき適切に行われており、教員配置については大学設置基準、養成施設等の指定基準を上回る人員を配置している。

職能開発については、教育内容・教育方法の改善のためのFDや大学運営に必要な資質向上のためのSDを、規程に基づき効果的に実施している。

研究支援については、研究環境の整備や研究倫理の確立、研究活動への資源配分を適切に管理・運営している。

以上のことから、基準4「教員・職員」の基準を満たしていると評価できる。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

「基準項目 5-1 を満たしている。」

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

学校法人広島文化学園（以下「本学園」という。）は、学校法人広島文化学園寄附行為（以下「寄附行為」という。）第3条【資料 5-1-1】において、「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、自らの特性を社会的に実現し、対話の精神を自得した円満な人格を形成した人材を育成することを目的とする。」と定め、各種法令に基づいて、誠実にコンプライアンス経営を行っている。

本学園は、「寄附行為」に則り、理事、監事、評議員を任命、理事長を選任し、理事会及び評議員会を適正に運営し、理事長のリーダーシップのもと、大学では学長に教学の権限を与え、大学設置基準等諸法令に基づいて、誠実に経営を行っている。

本学園の経営理念である「対話」の経営を実践すべく、理事会、理事協議会、評議員会においては、理事、監事、評議員、教職員が一体となり、学園経営、大学運営等について協議、検討を重ねている。経営及び教育に係る戦略と計画を掲載した「学校法人広島文化学園中期経営計画（以下「中期経営計画」という。）Ⅳ」【資料 5-1-2】を令和元(2019)年度に理事会で策定し、その冊子を教職員全員に配布し、情報の共有化を図っている。

また、「学校法人広島文化学園ガバナンス・コード」【資料 5-1-3】を策定し、行動の規範としている。「寄附行為」、「学校法人広島文化学園ガバナンス・コード」、「中期経営計画」、その他学校教育法施行規則などに定める各種の情報についても広島文化学園大学ホームページ（以下「ホームページ」という。）で積極的に公表しており、学校法人としての経営の規律、誠実性を顕示していると評価できる。

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

本学園は、平成 19(2007)年に「中期経営計画（平成 19 年度～平成 22 年度）」を策定し、以後「中期経営計画Ⅱ（平成 23 年度～平成 27 年度）」、「中期経営計画Ⅲ（平成 28 年度～平成 31 年度）」を経て、現在は「中期経営計画Ⅳ（令和 2 年度～令和 6 年度）」に移行している。同計画を策定するに当たっては、PDCA サイクルによるそれまでの取組の成果や課題を踏まえ、経営的・戦略的視点から重点的課題や、改革推進組織体制を明確にするとともに、各部署の責任体制を明確にして教職員一丸となって取り組んだ。

「中期経営計画Ⅳ」は「中期経営計画Ⅲ」と同様に、常に携帯できるよう小冊子にして、教職員全員に配布し、業務上必要な場面で活用している。また、年度中間期には「広島文化学園大学・短期大学協議会」で計画の進捗状況について中間報告【資料 5-1-4】を行い、計画内容や目標数値の検証を行っている。この中間報告結果や毎年 7 月から 10 月をかけ

て行う SWOT 分析の実施結果【資料 5-1-5】は、翌年度の事業計画や予算策定に反映させるほか、「中期経営計画Ⅳ」の年度改訂版の作成にも反映させている。「中期経営計画Ⅳ」は令和 2(2020)年に一部修正を行い、年度末の理事会、評議員会に諮り、「中期経営計画Ⅳ 令和 3 年度改訂版」【資料 5-1-6】として令和 3(2021)年 4 月 1 日の全職員研修会で配布し概要説明を行った。

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

環境及び健康に対する配慮として、改正健康増進法（受動喫煙防止法）の施行に先立ち、広島 長束キャンパスでは昭和 39(1964)年の短期大学設立当初から、呉 阿賀キャンパスでは平成 11(1999)年の看護学部設立当初から、広島 坂キャンパスでは平成 21(2009)年から学校内の全面禁煙を行っている。また、数年前から施設改修に併せて照明の LED 化を図り、環境への負荷軽減に努めている。

人権への配慮については、平成 16(2004)年に「広島文化学園ハラスメントの防止等に関する規程」【資料 5-1-7】を施行し、以降法律等の改正に対応した規程改正を適宜行うとともに、全教職員に対して、毎年度ハラスメント防止研修を実施して意識啓発に努めている。

校舎の耐震改修は、平成 29(2017)年度をもって全キャンパス完了している。また、平成 30(2018)年度には倒壊の危険性がある呉 阿賀キャンパスのブロック塀の改修を行った。吊り天井改修工事については、令和 3(2021)年度から順次実施する計画である。消防設備点検や建築基準法に基づく施設の定期点検なども確実に実施している。

学校安全及び衛生管理の面では、「広島文化学園大学・短期大学保健安全委員会規程」【資料 5-1-8】及び各キャンパスで規定する「キャンパス衛生委員会規程」【資料 5-1-9】に基づき、学生・職員の安全管理や環境保全に努めている。また、「広島文化学園危機管理規程」【資料 5-1-10】及び「広島文化学園危機管理マニュアル」【資料 5-1-11】に基づき、定期的に危機管理並びに防災に対する研修・訓練を実施して職員一人一人が危機管理を共有できる体制を整備している。令和 2(2020)年に、本学園で発症した新型コロナウイルス感染者の対応に関して、「広島文化学園危機管理マニュアル」に基づいて「広島文化学園新型コロナウイルス感染症対策本部会議」を即座に立ち上げ、対応を行った。

(3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

経営の規律と誠実性は十分に維持されており、建学の精神や経営理念に基づき、教育と経営の両面から常に向き合う（対話をする）ことで大学の使命や目的の実現に向け、法令を遵守しつつ継続的に努力を重ねて行く。そのために、「中期経営計画Ⅳ（令和 2 年度～令和 6 年度）」に掲げる 8 つの重点施策の実現に向かって教職員一丸となって取り組んでいくとともに、毎年度この計画を見直して改訂版を作成・配布することで、教職員の意識改革を進めていく。

また、常に透明性のある経営に努め、全教職員の共通認識に立った危機管理体制の確立、人権・安全に対する一層の意識啓発に取り組み、情報公表の強化を図る。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

私立学校法に基づき、「寄附行為」において理事会を最終的な意思決定機関として位置付けている。理事会では学園及び学園が設置する大学・短期大学に関する重要事項を審議するため、年度当初に定例的な理事会として年7回の会議を計画し、時期に応じた議題や報告を提出することとしている。理事会開催に当たっては、事前に会議資料を送付し、効率的な審議ができるようにしている。また、「寄附行為」第18条第11項「理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす」の規定について確実な運用を行い、会議欠席者に対して各議案に対する賛否の意思確認を行っている。「寄附行為」に定める理事会とは別に、理事全員で構成する理事協議会【資料 5-2-1】を適宜開催し、意見交換、連絡調整、情報共有を行っている。

また、学園の経営と教学の事務執行に関し迅速な意思決定を行うため、理事長の協議機関として広島文化学園経営企画会議（以下「学園経営企画会議」という。）【資料 5-2-2】を設置している。同会議には常勤理事が参画し、理事会、評議員会に付議・報告する事項等本学園に関する重要事項について協議している。

理事の選任、任期、補充、解任・退任に関しては、「寄附行為」の規定に基づいて適切に行っている。理事の人数は、「寄附行為」では7人から10人と規定され、令和3(2021)年5月1日時点では9人、うち5人は外部登用理事（学識経験者）である。各理事は、理事会等での審議や協議をより効果的にするため、役割分担【資料 5-2-3】をしている。

(3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

理事会は、学園経営全般について審議している。今後とも幅広い見地から審議を深化させる。学園、大学の重要事項については、学園経営企画会議をさらに有効活用し、理事会、理事協議会との「対話」を深め、学園、大学の戦略的経営に活かしていく。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

「基準項目 5-3 を満たしている。」

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

理事会、評議員会は年度当初に1年間の開催計画（開催日と審議予定事項）を立て、理

事会は定例的な会議として7回、評議員会は3回開催することとして、毎年度定例的に審議する議案が時期を失することのないようにしている。令和2年度においては理事会を9回、評議員会を6回開催し審議・報告を行った。また、理事協議会は2回開催し、意見交換を行っている。【資料5-3-1】

理事会の持つ権限に関しては、「広島文化学園理事長に対する事務委任規程」【資料5-3-2】により理事会権限の一部を理事長に委任するとともに、「広島文化学園大学・短期大学学長に対する事務委任規程」【資料5-3-3】により理事長の権限に属する事務の委任を行い、学園及び大学の業務の円滑な運営を図っている。

理事長は、前項で記述した学園経営企画会議を原則月2回開催している。この会議では、学園経営における課題、大学（学部・学科）運営における課題など本学園に関する重要事項について協議し、意思決定の円滑化を図っている。【資料5-3-4】

学長は、学長専決事項の意思決定を行うための補佐機関として広島文化学園大学・短期大学執行部会議【資料5-3-5】を原則月2回開催するとともに、大学等の管理運営に関し学長が重要な事項を最終的意思決定するための協議機関として広島文化学園大学・短期大学政策会議【資料5-3-6】を設置し、原則月1回開催している。

上述した会議に提出される議題や報告の多くは、事務部会、学生部会、事務局会議、教授会、運営会議等の会議を経由しており、その過程で教職員の提案や意見を反映することができるようになっている。

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

最終意思決定機関である理事会の議案や報告は、学園経営企画会議で協議を行ったものを提出する。この会議は、理事長を筆頭に、学内理事、学内評議員、学長、副学長、法人事務局長、大学・短期大学事務局長等、法人及び大学の主要な役職者が参加しており、法人及び大学の相互チェックの機能を果たしている。

理事長は、理事会開催に当たり「寄附行為」第23条に規定する項目についてはあらかじめ評議員会の意見を聴いている。評議員の人数は、令和3(2021)年5月1日時点で20人、内14人は外部評議員である。評議員の選任、任期、補充、解任・退任に関しては、「寄附行為」の規定に基づいて適切に行っている。令和2(2020)年度は評議員会を6回開催しており、評議員の出席率は95.3%である。「寄附行為」第21条第9項「評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす」との規定については確実な運用を行い、会議欠席者に対して各議案に対する賛否の意思確認を行っている。

監事の人数は3人であり、選任、任期、補充、解任・退任に関しては、「寄附行為」の規定に基づいて適切に行っている。監事は、理事会、評議員会、理事協議会全てに出席し、必要な意見を述べている。また、毎年7月に監事協議会を開催して当該年度の監事監査計画【資料5-3-7】を立て、以降毎月1回業務監査を行い、監査法人監査に同席している。

法人事務局は、監事の監査業務の全般に対してサポート体制を確立している。

(3) 5-3の改善・向上方策（将来計画）

理事長をはじめ学園の主要な役職者が参画する学園経営企画会議においては、経営者と

教職員、学園と大学・短期大学、各種センター等との意思疎通をより緻密にするとともに、学園の経営・運営・教育等全般にわたって総合的に議論を深め、協力・協働体制の一層の確立を目指す。

また、学長が主宰する広島文化学園大学・短期大学協議会において、理事長以下法人役員、教職員も出席し、学園全体で「中期経営計画」、「年度事業計画」の策定及び進捗管理並びにPDCAサイクルによる「年度事業報告」、「中期経営計画 年度改訂版」の策定に向けて協議を重ねることで、さらなる「対話」の経営を目指す。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

「基準項目 5-4 を満たしている。」

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

本学園では、平成 19(2007)年度に「中期経営計画（平成 19 年度～平成 22 年度）」を策定し、現在は「中期経営計画Ⅳ（令和 2 年度～令和 6 年度）」に移行している。「中期経営計画Ⅳ」では、8つの戦略を設定しており、その一つに「戦略Ⅱ 財政基盤の強化」【資料 5-4-1】を掲げている。そこでは、「収入の確保、経費及び人件費の抑制を行い、安定した財務体質を確立し、恒久的に健全な学園経営を堅持する。」を行動方針として、4つの達成目標を掲げ、「健全な収支計画の策定」、「安定的な収入確保」、「経費支出の抑制」、「資産の適切な運用」、「外部資金の獲得」、「施設・設備の計画的な整備」に取り組むこととしている。

予算策定に当たっては毎年度予算編成方針【資料 5-4-2】を明示して、本学園の経営状況や経営方針、予算編成に当たっての指示事項について、全教職員に対して説明を行っている。また、毎年度作成する事業報告書には決算の概要とともに人件費比率、事業活動収支差額比率などの主な財務比較比率の表を掲載する【資料 5-4-3】とともに、教職員研修会等で概要を説明している。

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

本学園は、「中期経営計画Ⅳ」第 6 章財務に掲げた「収入の確保、経費及び人件費の抑制を行い、安定した財務体質を確立し、恒久的に健全な学園経営を堅持する。」との行動方針のもと、学園の使命・目的及び大学の教育目的を達成するために安定した財務基盤の確立を目指している。

令和 2(2020)年度以前の過去 5 年間の事業活動収支差額比率（表 5-4-1）は次のとおりである。

表 5-4-1 事業活動収支差額比率（過去 5 年分） （単位：％）

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
16.6	7.5	9.6	-0.5	0.7

平成 28(2016)年度までは「中期経営計画」に掲げる 10%を達成していたものの、平成 29(2017)年度に新学部設置のための投資を行ったため、同比率が 10%を下回る事となった。新学部の学生募集が堅実に進んだことで平成 30(2018)年度は若干回復したが、同年度に発生した西日本豪雨災害の影響もあり、令和元(2019)年度は入学生が減少したためマイナスに転じた。さらに、令和 2(2020)年度は新型コロナウイルスの影響により十分な学生募集が行えず、2年連続で低比率となっている。

財務体質の改善に向けて、これまで据え置いていた授業料を令和 2(2020)年度に新入生を 5 万円、在学学生を 2 万円増額改定し、収入の増加を図った。

外部資金の獲得については、大学・短期大学事務局長を委員長とし法人事務局長補佐、各キャンパス事務部長等を委員とする「広島文化学園外部資金獲得委員会」【資料 5-4-4】を設置し、外部資金の獲得について議論を行っている。私立大学等経常費補助金特別補助の獲得額は、令和 2(2020)年度において県内の私立大学で第 3 位である。また、科学研究費助成事業の獲得件数を増加させるべく研究者への動機付け策として、申請者・採択者に対する個人研究費の加算制度を設けるなど外部資金獲得に向けた改善を進めている。

(3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

「中期経営計画Ⅳ」第 6 章財務に掲げる「事業活動収支差額の黒字堅持（事業活動収支差額比率 10%以上）」、「人件費比率 53%以下を維持」を達成すべく、令和 3(2021)年度に予定している社会情報学部の廃止に伴う経費削減及び学園全体の経費の見直しと、学生募集の強化による入学定員確保による収入の増加で収支の改善を図る。

また、「中期経営計画Ⅳ」に掲げる計画的な施設設備の整備についても着実に実行していく必要がある。令和 2(2020)年度末の本学園の減価償却比率は 59.7%に達している一方で積立率は 66.2%である。将来的な施設設備の更新に備え、財源の確保と積立率の向上を目指す。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

「基準項目 5-5 を満たしている。」

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

学校法人会計基準、学校法人計算書類記載要領に基づき、「広島文化学園経理規程」【資料 5-5-1】に従って、金銭会計、資金会計、固定資産会計、物品会計、予算管理、実査に関

して適切に会計処理を行っている。

経費支出に当たっては、事業実施、会議・研修会参加、給与等支払、消耗品購入等支出内容に対応した決裁を受けた後、支出に係る処理を行っている。業者との契約に当たっては、事前に商品やサービスの調査を行い、3社以上の見積を取るなど、適正価格での契約と支出の抑制に努めている。

会計処理に当たっては、「広島文化学園経理規程」に定める、経理統括責任者、経理責任者、会計事務統括責任者、会計事務執行責任者、金銭管理責任者、出納責任者、予算管理責任者、予算責任者、固定資産保管責任者が、それぞれの権限と責任のもとで、経常的に書類のチェックを行っている。また、常勤の財務担当理事指導のもと、法人事務局により会計処理に対する月次チェックを行っている。

SD(Staff Development)研修会(会計)【資料5-5-2】を年5回開催し、法人事務局担当者及び各キャンパス総務課の会計担当者が学校法人会計基準の確認や、実際の会計処理における問題点について協議を行い、会計処理の習熟度を向上させるとともに、事務処理の統一化及び効率化を図っている。

例年、当初予算編成時に予定していなかった支出や収入が生じるため、必要に応じて補正予算を理事会、評議員会に提出している。令和2(2020)年度は、令和2(2020)年5月と令和3(2021)年3月に補正予算を編成した。

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

会計監査人は、監査人の監査計画に基づいて、資金収支計算書(人件費支出内訳表を含む)、事業活動収支計算書、及び貸借対照表(固定資産明細表、借入金明細表、基本金明細表を含む。)について監査を行っており、往査は年7回程度実施している。【資料5-5-3】

監事は、監事監査計画【資料5-5-4】に基づいて、①取引記録の妥当性(期中監査)、②期末の財政状況並びに予算管理を含めた資金収支及び事業活動収支の妥当性(期末監査)、及び③会計監査人の伝票処理・精査や決算処理の監査への立ち合いと妥当性の監査等を行っている。

年度監査の初回監査前に、法人事務局及び監事と公認会計士との意見交換が行われ、三者の意思疎通を図っている。

会計監査日には、監事及び会計責任者・担当者により、学園全体の監査を実施している。期中取引での費目相違等の誤った会計処理や指摘事項については、再発防止を図るため、監査ごとに報告書を作成し、各キャンパス事務部全職員に報告して、意識の統一を図っている。

本学園の財務状況を明確にするため、資金収支計算書、活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表、監査報告書等財務に係る情報は、ホームページで公表するとともに、各キャンパス事務室に据え置いて閲覧に供している。

(3) 5-5の改善・向上方策(将来計画)

「広島文化学園経理規程」に定める各責任者が規定に従い会計処理を適正に実施するため、法人事務局が主導で会計責任者(担当者)を対象としたSD研修会(会計)を実施している。特にここ数年は人事異動等により経験年数が浅い職員が増えており、研修等を通じ

て更なるスキルアップを目指すことで体制の強化、適正な会計処理を行っていく。会計監査時には常に各キャンパス会計担当者が出席し、監査を実施しているが、状況により総務課長、事務部長にも出席を促し、体制整備と厳正な実施を行っていく。

【基準5の自己評価】

事業計画作成や予算編成は、「中期経営計画IV」に沿って組織的・体系的に行い、毎年度、計画の進捗状況の検証に基づく見直しを行うことにより、PDCA サイクルを確立している。

学園の管理運営に当たっては、学校教育法をはじめとした関係法令、寄附行為、ガバナンス・コード、学園内部規程を遵守し、適切に行っている。

財務状況については、日本私立学校振興・共済事業団が示す「定量的な経営診断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）」での令和2(2020)年度決算における状態はA3（正常状態）である他、本学園の令和2(2020)年度決算における負債に対する資金の割合を示す内部留保資産比率は26.8%、年間の経常的経費に対する資金の保有状況を示す運用資産余裕比率は1.8年であり、これらは全国と同系列大学法人の平均値と同程度であることから、大学運営に支障を来す財務状態ではない。

以上のことから、基準5「経営・管理と財務」の基準を満たしていると評価できる。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

広島文化学園大学学則（以下「大学学則」という。）第 2 条【資料 6-1-1】及び広島文化学園大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第 2 条【資料 6-1-2】において、「本学(本学大学院)は、教育水準の向上を図り、目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。」と規定している。

自己点検・評価の実施に関しては、「広島文化学園大学自己点検・評価規程」【資料 6-1-3】に基づき広島文化学園大学自己点検・評価委員会（以下「自己点検・評価委員会」という。）を組織している。自己点検・評価委員会は、学長、副学長、学部長、研究科長、学科長、学生部長、図書館長、大学・短期大学事務局長、事務部長をもって構成し、学長が委員長を務めている。各学部では、全学自己点検・評価委員会の下部組織として学部長が統括する学部自己点検・評価委員会を組織【資料 6-1-4】し、「学校法人広島文化学園中期経営計画（以下「中期経営計画」という。）」の学部教育方針・教育計画の実行結果に関する自己点検・評価を中心とした活動を展開している。

学長が招集する広島文化学園大学・短期大学協議会では、理事長・副理事長等学園役職者出席のもと、毎年度中間期に各センター、学部、研究科等各部署の事業計画の中間報告会を開催し、年度前半の実施状況と年度後期に向けた改善方策等を確認し、情報を共有化している。また年度末には、同様の出席者により年度の自己点検・評価を総括し、各部署の当該年度目標達成状況の確認、課題の明確化・共有化を進め、次年度の適切な改善計画策定へと連環させる体制の強化を推進している。

「中期経営計画」の充実に関しては、副理事長を座長とする「中期経営計画Ⅳ検討プロジェクト」【資料 6-1-5】を設置し、計画の進捗状況と国や社会の改革動向を把握した上で必要な修正を行い、「中期経営計画 年度改訂版」を策定して、PDCA サイクル確立の推進に努めている。

なお、「広島文化学園大学自己点検・評価規程」第 9 条【資料 6-1-6】に、第三者による認証評価を受審する際に、認証評価推進委員会を設けることとしており、今回の日本高等教育評価機構による認証評価の受審に備え、令和 2(2020)年度から認証評価推進委員会を発足させ、評価体制を充実させるための組織を編成している。

内部質保証システムを適切に機能させるために基本となる職員のコンプライアンスについては、「広島文化学園就業規則」第 3 章「服務規律」【資料 6-1-7】において、サービスの根本基準や信用失墜行為の禁止等具体的な遵守事項を規定している。また「広島文化学園ハラスメントの防止等に関する規程」【資料 6-1-8】を整備し、全職員を対象とした研修会を行うなどハラスメント防止対策に取り組んでいる。さらには、「広島文化学園公益通報等に関する規程」【資料 6-1-9】「広島文化学園個人情報保護規程」【資料 6-1-10】等を制定し、

法令遵守の徹底を図っている。

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

広島文化学園大学（以下「本学」という。）は、学校法人広島文化学園の使命・目的のもと、「中期経営計画」を中核とした独自の評価体制を整備し、内部質保証の確立を目指している。社会が大きく変化する中で、社会的ニーズに対応した点検・評価の視点を取り入れつつ、大学の教育目的に即した自律的な自己点検・評価を行い、本学の教育研究活動の活性化を引き続き行っていく。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学の自己点検・評価の実施については、平成 3（1991）年にその規程が整備され、平成 11（1999）年には自己点検・評価の実施と、結果公表が義務化された。以後は、上述のように「大学学則」及び「大学院学則」に則り、「広島文化学園大学自己点検・評価規程」【資料 6-2-1】及び「広島文化学園大学自己点検・評価規程細則」【資料 6-2-2】に基づいて、自己点検・評価委員会を設置して、内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価活動を展開している。

各部署の組織としての自己点検・評価は、建学の精神、教育理念、教育目的に基づいて、年度ごとに自己点検・評価するものである。評価項目は、教育内容と特色、教育課程、学生支援、就職支援、地域貢献、FD(Faculty Development)・SD(Staff Development)活動、管理運営、財務状況、入学試験・学生募集などである。

個人による自己点検・評価は、年度初めに当該年度の目標を設定し、年度末に評価を行う方法で実施している。項目は、教育・研究・委員会活動・その他に関するものであり、一年間を振り返ることにより、各々の意識改革に役立てるとともに、個人の自己点検・評価を管理している副学長、学部長及び事務部長は、構成員の職務遂行状況を把握するとともに、それぞれの組織での教育改善に役立てている。

自己点検・評価の結果は、毎年度「広島文化学園大学自己点検・評価報告書」【資料 6-2-3】を刊行し、ホームページでも公表している。また、各部署では、「中期経営計画」に基づく「事業計画」【資料 6-2-4】と「事業報告」【資料 6-2-5】を作成し、広島文化学園大学・短期大学政策会議、広島文化学園大学・短期大学協議会、学園経営企画会議、そして理事会へ提出している。中期的なスパンの中でのセンター、学部等各部署の足跡とこれからの方向性を確認できる重要な資料となっている。

これらの自己点検・評価の活動を通じて、本学では、大学の使命・目的に即した自己点

検・評価を自主的・自律的に実施すると同時に、自己点検・評価のさらなる質の向上を目指している。

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

本学の IR 体制に関しては、平成 26(2014)年に「広島文化学園大学・短期大学 IR 推進センター規程」【資料 6-2-6】を定めた。

「中期経営計画Ⅳ」第 15 章【資料 6-2-7】では、客観的なデータに基づく内部質保証のための基本事項として IR 機能を位置付け、その強化に努めている。IR の行動方針として「学長を中心とした教学マネジメントの強化による内部質保証を中核とした IR 機能を充実させ、情報の収集、調査・分析を組織的に行うとともに、各種データの一元管理を推進し、教学と経営に関する政策形成を支援する。」と定めている。そして具体的な取組として、(1) IR 業務の段階的整備、データの一元管理体制の構築、(2) IR 業務に求められる職員の資質向上、(3) 学生の成長プロセスを可視化できるシステムの構築、(4) 情報の収集及び分析を通じた学園経営及び大学運営への支援、を展開している。

そのうち、データの一元管理体制の構築については、IR 推進センターによる令和 2(2020)年度の重点事項に位置付け、各部署が有するデータを統一様式で収集し、IR データ一覧【資料 6-2-8】として集約する作業を展開した。一般的な IR データとされる「学生による授業評価アンケート」、「学生生活の満足度調査」、「卒業生アンケート」、「就職先企業等アンケート」などに加えて、「オープンキャンパス参加者アンケート」や学生募集関係データ、休学・退学者分析、学生相談状況集計などの学生支援関係データなど、ステークホルダーの現状分析把握に資すると考えられる幅広いデータを収集している。調査結果等については、担当部署から各学科等にデータを送付し、各学科では具体的な改善策を検討して、広島文化学園大学・短期大学政策会議及び学園経営企画会議等に報告している。

また、学生の成長プロセスを可視化できるシステムの構築については、令和元年(2019)度から「学修履歴証明書」【資料 6-2-9】の作成に取り組んでおり、IR 推進センターの下部組織として「教育の質の保証プロジェクト」を設置し、1 年間のプロジェクト会議及びワーキンググループ会議を経て作成した。その後、令和 2(2020)年度からは、教学支援センター、システム開発管理センター及び IR 推進センターの連携実施事業に位置付けて、「学修履歴証明書」の活用を推進している。卒業時に学位記に加えて「学修履歴証明書」を発行することにより、学生が自身の学修成果を客観的に認識するとともに、対外的な学修成果の説明資料として位置付けている。

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

規程に基づき IR 推進センターを設置して、客観的なデータに基づく内部質保証のため IR 機能の強化に努めているが、社会動向を踏まえて収集データを適切に分析し、学園経営企画会議等の政策形成場面を的確に支援する体制をさらに充実させる必要がある。

学修成果を可視化し、ディプロマ・ポリシーの達成度を客観的に測定するために「学修履歴証明書」を作成しているが、今後はさらに、教学支援センター、システム開発管理センター、IR 推進センター及び各学部が連携を強化することにより、大学・学部の質保証を可視化する指標として、「学修履歴証明書」の活用を促進していく。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

「基準項目 6-3 を満たしている。」

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

本学における内部質保証及び PDCA サイクルの仕組みについては、「中期経営計画Ⅳ」第 16 章自己点検・評価に示されており、本学における内部質保証の PDCA サイクルの仕組みの概要を、次のような概念図(図 6-3-1)で示している。



図 6-3-1 自己点検・評価の概念図

自己点検・評価の行動方針としては、「大学の教育の質の向上を図るため、本学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自己点検・評価を行い、その評価結果の情報を公表する。PDCA サイクルに従って自己点検・評価の結果分析を踏まえ検証を行うことにより、教育の内部質保証の充実を図る。」としている。

本学では、大学全体として三つのポリシーとアセスメント・ポリシーを策定し、さらに各学部・学科及び各研究科においてそれぞれ三つのポリシーとアセスメント・ポリシーを策定している。前述の「年度自己点検・評価報告書」【資料 6-3-1】では、各学部・学科及び各研究科に三つのポリシーに基づいて行われた自己点検・評価及び改善すべき事項等について検証し、報告をしている。

また、平成 30(2018)年に開設した人間健康学部については、設置計画に基づき順調に履行しており、毎年「設置に係る設置計画履行状況報告書」にて、文部科学省にその履行状況を報告している。当該報告書については、ホームページ【資料 6-3-2】に公表している。

年度ごとに専任教員に対して「個人調書」、「研究業績書」の提出を求めている。また各部署で、統一様式による所属長による教職員評価を行っている。

平成 26(2014)年度認証評価において「改善を要する点」として指摘された「グローバルビジネス学科、音楽学科の収容定員未充足の改善」については、「社会情報学部改革プロジェクト」の設置による、グローバルビジネス学科を含む社会情報学部の募集停止と平成 30(2018)年 4 月の人間健康学部の設置認可申請という改革に結びつけた。また、音楽学科の定員確保対策についても、検討プロジェクトを設置し、プロジェクトによる検討結果に基づき、就職状況等の把握及び分析、地域連携の強化、高等学校・地域施設等での活動の充実、広報活動の展開等の改革を推進した結果、平成 29(2017)年以降収容定員を充足している。

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、自己点検・評価を行う体制が整備され、PDCA サイクルが機能している。今後さらに高い内部質保証を目指すために、IR に関する組織の強化や専門的人材の育成を推進することにより、本学の実態や諸相をより詳細に分析し、さらなる改革・改善、教職員の意識改革につなげていく。

【基準 6 の自己評価】

本学では、「大学学則」で自己点検・評価の実施に関する基本を定め、「大学学則」に基づき自己点検・評価の実施体制、実施方法等に関する規程を定めている。規程に基づき設置される自己点検・評価委員会は、大学全体、各学部・学科、研究科、各センター等による組織としての自己点検・評価及び教職員による個人としての自己点検・評価を総括している。自己点検・評価の結果は、「広島文化学園大学自己点検・評価報告書」として刊行され、ホームページに全文を公開している。

学園経営企画会議、広島文化学園大学・短期大学協議会を中心として、各部署の事業計画実施状況、年次目標達成状況等が定期的に報告され、課題の明確化と共有化、次年度の適切な改善計画策定へと連環させる体制が整備されている。IR 推進センターを設置し、「中期経営計画Ⅳ」で IR としての行動方針、達成目標、取組内容を定め、学園及び大学の諸情

報を IR データとして一元管理するなど、教学と経営に関する IR 機能の強化を推進している。

内部質保証の中核となる「中期経営計画」充実のために「中期経営計画Ⅳ検討プロジェクト」を設置し、計画の進捗状況と国や社会の改革動向を把握した上で必要な修正を行い、「中期経営計画 年度改訂版」を策定して、PDCA サイクル確立の推進している。

以上のことから、基準 6「内部質保証」の基準を満たしていると評価できる。

IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 地域連携・社会貢献

A-1. 大学の資源を活用した地域連携・社会貢献活動

A-1-① 社会連携センターを中心にした地域連携事業

A-1-② 社会連携センターを中心にした社会貢献事業

1) A-1 の自己判定

「基準項目 A-1 を満たしている。」

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 社会連携センターを中心にした地域連携事業

学校法人広島文化学園では、学園の所有する知的財産を積極的に提供し、自治体、企業、学校等と関係を深め、地域と連携するとともに、社会への貢献活動を積極的に行うことを学園の使命としている。

この使命を達成するため、地域連携及び地域貢献活動を推進することを目的として社会連携センター【資料 A-1-1】を設置している。

「学校法人広島文化学園中期経営計画Ⅳ」第 11 章【資料 A-1-2】では地域連携・社会貢献の行動方針として、「本学の知的資源・人的資源を活かした地域との連携、協働により、自治体が立案する各種施策の実施に貢献すること」、「自治体、商工会議所をはじめとする関係機関とのネットワークを充実・強化し、地域の社会活動に貢献すること」、「地域住民の文化的活動を支援し、地域の生涯学習の推進に貢献すること」などを掲げている。さらには、実施計画を策定している。

こうした社会連携センターを中心にした地域連携・社会貢献事業における組織的、計画的な取組により「私立大学等改革総合支援事業」の「地域連携（令和 2(2020)年度はタイプ 3）」において、5 年連続で採択されている。

地域連携事業に関する具体的な取組は次のとおりである。

1. 自治体・住民・機関との連携

(1) 地元自治体との包括連携協定

広島文化学園大学（以下「本学」という。）は、呉市との公私協力方式で呉大学として開学した大学であり、平成27(2015)年に呉市及び呉商工会議所と「包括連携協定」を締結した。

呉市、呉商工会議所とは、毎年定期的に年 1 回以上の連携推進協議会を開催し、地域への取り組みを推進している。また、呉市及び呉商工会議所から地域のニーズにつながる教育への提言や意見を聴取し、これらの提言等を参考に地域の課題発見、解決に関連した科目、教育内容の検討に生かしている。

平成22(2010)年には、広島 長東キャンパスの所在地である広島市安佐南区と「包括連携協定」を締結し、地域を盛り上げるイベントや、健康づくりの推進、文化の振興に関する行事等を実施している。

(2) 学生が主体的に地域と関わる課題解決型学習やフィールドワークの実施

学生が主体的な学びの中で地域の課題を発見し、解決に取り組む環境を創るため、「ボランティア入門」、「インターンシップ」、「アダプテッド・スポーツ」等の授業科目を開講している。

また、広島 坂キャンパス、呉 郷原キャンパスでは、本学が積極的に推進している対人援助の取組として、重度・重複障害児スポ・レク活動教室「はなまるキッズ」がある。

「はなまるキッズ」の実践では、本学学生がボランティアとして参加し、実践をとおして支援方法を学び、子どもや支援者と楽しく交流できる場となっている。呉 阿賀キャンパスでは、高齢者や障害者を対象としたQOL（生活の質）の維持向上のための取組として、健康調査や身体的機能低下の予防、健康寿命延伸を図るためのセミナー等を実施している。広島 長東キャンパスでは、地域の子育てを支援するペアレントトレーニングプログラムによる親子教室や、子ども・子育て支援研究センター（ぶんぶんひろば）における、授業実践などを行っている。

2. 近隣教育機関との連携

(1) 教育ネットワーク中国

広島地域の高等教育機関が連携・協力することにより、高等教育機関を質的に向上させ、教育を通じて地域の発展に貢献することを目的として設置された「教育ネットワーク中国」に加盟し、大学間単位互換事業、高大連携事業、生涯学習事業、地域社会との連携、教職員研修などの事業に参加し、運営を協働している。本学からは学長が理事に、教員が運営委員に就くとともに、地域との連携事業の企画、運営に寄与している。

(2) 呉地域オープンカレッジネットワーク会議

「呉地域オープンカレッジネットワーク会議」は、呉地域の8つの高等教育機関が有する人材・情報・学生等のソフト資源及び施設・設備等のハード資源を有効に活用し、地域との交流連携を通じて学術文化の振興・向上を図るとともに、呉地域を一体化するまちづくりを進めることを目的として設置されている。本学は当ネットワーク会議に加盟し、地域の課題解決に取り組んでいる。

また、ネットワーク会議が公募する「学生の夢実現プロジェクト」において、令和元(2019)年度、令和2(2020)年度に本学が応募した「ダンスで呉地域を盛り上げ隊！」が、採択されている。

3. 地域におけるプラットフォーム体制の整備

本学がめざす連携基盤（プラットフォーム）のモデルとして、看護学部が立地する呉市阿賀地区において地域の機関が連携して阿賀地域教育連携協議会（アガデミア）を組織してきた。

呉 阿賀キャンパスが立地する呉市阿賀地区は、市立の幼稚園、阿賀小学校、阿賀中学校、呉高等学校、県立の呉南特別支援学校、国立の呉高等工業専門学校と本学が 500m四方のなかに隣接する全国でも珍しい文教地区である。

アガデミアの活動内容としては、本学看護学部と呉高等工業専門学校がアガデミア参加の幼小中高に出張講座の提供、文化発表会等、各種文化交流や災害訓練などを共同で実施

し、地域の教育、文化や生活の向上に貢献している。

A-1-② 社会連携センターを中心にした社会貢献事業

1. リカレント教育の充実

大学院看護学研究科を中心に、実践現場の認知症患者ケアの質向上と高齢者福祉に貢献することを目的として、履修証明付きプログラムである「認知症看護エキスパート養成プログラム」【資料 A-1-3】を開設している。

また、広島 長東キャンパス、広島 坂キャンパス、呉 阿賀キャンパスでは、今日の教育現場で必要とされるテーマ設定をするなど、教員の学び直しに配慮した教員免許状更新講習【資料 A-1-4】を実施している。なお、令和 2(2020)年度については、451 名の受講者であった。

2. 公開講座の充実

(1) 生涯学習講座【資料 A-1-5】

本学では、地域の学びの機会提供と地域の活性化に寄与するため、生活・文化講座、音楽園講座、健康・福祉講座を生涯学習講座として開設している。

その内、音楽園講座については、広島 長東キャンパスにおいて「ピアノ、声楽、各種楽器のレッスン」、呉 阿賀キャンパスでは「ピアノレッスン」、呉 郷原キャンパスでは「ピアノ」「リトミック」を行っている。

(2) 音楽療法公開講座【資料 A-1-6】

広島 長東キャンパスにおいて、音楽療法を地域に普及するとともに、音楽支援サポーターの育成を目的に、音楽療法公開講座を実施している。講座では、音楽療法の意義等に関する講演や音楽支援サポーター養成のためのワークショップを行っている。

(3) 看護公開講座【資料 A-1-7】

呉 阿賀キャンパスにおいて、研究ブランディング事業の一環として、医療・看護等に関する理解を深めるために看護公開講座を実施している。令和元(2019)年 10 月には、呉市との共同開催で「認知症を怖がらないで」をテーマに、同年 12 月には、「脳と心の科学：憂うつ感やワクワク感に見える化してイノベーションに挑戦する」をテーマに実施した。

(4) テニス教室【資料 A-1-8】

呉 郷原キャンパスにおいては、地域の方々及び子供たちにテニスをとおしてスポーツの楽しさを味わい、交流を深めることや、本学学生に本事業の企画・立案・運営を経験させることによって、対人援助スキルを獲得させることを目的としてテニス教室を実施している。この取組をとおして、学生の社会的スキル尺度の変化について検証している。

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学では社会連携センターを設置し、これまでのキャンパスごとの活動からキャンパス横断型の活動へと社会連携・社会貢献を推進する体制が整備されてきた。

今後はさらに、地域と連携した教育課程の充実及び生涯学習の機能強化、地域の課題解決に向けた研究など、地域の経済・社会、雇用や文化に寄与する取組を推進することにより、地域連携プラットフォームを構築していく。

【基準 A の自己評価】

学校法人広島文化学園では、学園の所有する知的財産を積極的に提供し、地域と連携するとともに、社会への貢献活動を積極的に行うことを学園の使命としている。この使命を達成するため、地域連携及び地域貢献活動を推進することを目的として社会連携センターを設置している。

「学校法人広島文化学園中期経営計画Ⅳ」では、地域連携・社会貢献の行動方針及び実施計画を策定している。

こうした社会連携センターを中心にした取組により、「私立大学等改革総合支援事業」において5年連続で採択されている。

地域連携事業に関する取組として、地元自治体との包括連携協定に基づく健康づくりの推進や文化の振興に関する各種行事、学生が主体的に地域と関わる多様な課題解決学習などを実施している。

社会貢献事業に関する取組として、履修証明付きプログラムである「認知症看護エキスパート養成プログラム」や教員の学び直しに配慮した「教員免許状更新講習」を実施し、リカレント教育の充実を図っている。また、生活・文化講座や音楽園講座などの生涯学習講座、音楽療法公開講座、看護公開講座、テニス教室などを実施している。

以上のことから、基準 A 「地域連携・社会貢献」の基準を満たしていると評価できる。

V. 特記事項

1. 「対人援助」を中核とした教育・研究の推進

(1) HBG(Hiroshima Bunka Gakuen)対人援助研究センターの設置～研究ブランディング事業の選定～

広島文化学園大学（以下「本学」という。）は、平成28(2016)年度に、学長を本部長とする HBG 対人援助研究センターを設置し、研究テーマ「地域共生のための対人援助システムの構築と検証」について、文部科学省私立大学等研究ブランディング事業の選定を受け、令和元(2019)年度までの間、大学ブランド力の向上に向けて、全学的な取組を着実に実行した。

事業実施に当たっては、呉 阿賀キャンパスに看護・医療福祉研究部門、広島 坂キャンパス・呉 郷原キャンパスにスポーツ・健康福祉研究部門、そして広島 長束キャンパスに子ども子育て支援・教育福祉研究部門の3研究部門を置き、対人援助プログラムやサポーター養成プログラムの開発を目指して、公開講座やシンポジウムの開催をはじめ年次計画に基づき多様な教育研究活動を展開した。

事業を推進する際には、看護師、保健師、教師、保育士、社会福祉士、健康運動指導士などの対人援助の専門職を目指す学生を活動に参加させるとともに、地域の方々の集いの場として「来んさいカフェ」を提供するだけでなく、集会所や公民館で出張型の「来んさいカフェ」を開設するなど、多様な活動を計画的に実施した。

事業実施をとおして「対人援助」をテーマとした授業を全学部・学科の教育課程に位置づけ、本学で学ぶ全ての学生に、対人援助の基礎となる心構え、知識、技術を身に付けさせた。また、ジェネリックスキルテストによって学生の成長をリテラシーとコンピテンシーの側面から確認し、学生自身に自己の成長を点検評価させるとともに、進学や就職支援のための個人面談等に活用することが出来た。

(2) 「対人援助」を中核とした教育・研究への展開

研究ブランディング事業については、学園の教育方針の一つである「対人援助」を推進するため「学校法人広島文化学園中期経営計画」に明記し、本学の目指すべき方針として共通理解を図ってきた。「学校法人広島文化学園中期経営計画Ⅳ」第12章では「研究と教育のダイナミックな連携」を重点戦略として位置づけ、対人援助を中核とする教育研究の更なる発展・充実に向けて全学的に取組を推進している。

こうした取り組みの結果として教員の共同研究の推進だけでなく、学生の研究への参加等により、きめ細かな学修支援・学生生活支援につながり、学生の意識やレベルの向上がみられるようになってきた。また、教職員は、学長の教学方針を常に念頭におき、研究ブランディングをテーマとしたFD(Faculty Development)・SD(Staff Development)研修、科研費獲得に係る研修等をとおして、組織の一員として研究と教育の関連付けを共通理解しながら取組を進めることができるようになってきている。

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	広島文化学園大学学則（以下「学則」という） 第 1 条に大学の目的を明記している。	1-1
第 85 条	○	学則第 4 条に学部を明記している。	1-2
第 87 条	○	学則第 5 条に修業年限を明記している。	3-1
第 88 条	○	学則第 14 条第 2～5 項にて編入学は 2 年次、3 年次を明記し、修業 年限の 1/2 を超えないこととしている。	3-1
第 89 条	—	卒業について、在学期間 4 年未満を認めていないため該当しない。	3-1
第 90 条	○	学則第 11 条に入学資格を明記している。	2-1
第 92 条	○	学則第 54 条、第 55 条、第 56 条に職員を明記している。 広島文化学園大学・短期大学組織規程で職務を明記している。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	学則第 57 条、第 58 条に教授会を明記している。	4-1
第 104 条	○	学則第 46 条に学位を明記している。 広島文化学園大学大学院学則第 38 条に学位の授与を明記してい る。	3-1
第 105 条	—	該当なし。本学の学生以外を対象とした特別の課程は編成してい ない。	3-1
第 108 条	—	本学は短期大学に当てはまらない。	2-1
第 109 条	○	学則第 2 条に自己点検・評価、公表及び認証評価を明記し、ホー ムページで公表している。	6-2
第 113 条	○	ホームページで公表している。	3-2
第 114 条	○	「広島文化学園事務職員等の職の設置に関する規程」及び「広島文 化学園事務組織及び事務分掌規程」に明記している。	4-1 4-3
第 122 条	○	学則第 14 条第 3 項に明記している。	2-1
第 132 条	○	学則第 14 条に明記している。	2-1

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 4 条	○	学則で明記している。	3-1 3-2
第 24 条	○	学籍、成績の記録を HBG システムで管理している。	3-2
第 26 条 第 5 項	○	学則第 62 条、第 63 条に懲戒について明記している。	4-1

広島文化学園大学

第 28 条	○	「広島文化学園文書取扱規程」等に基づき管理・保存している。	3-2
第 143 条	○	学則第 10 章（第 57 条～第 58 条）に教授会を明記している。	4-1
第 146 条	○	学則第 60 条に明記している。	3-1
第 147 条	—	学則第 44 条第 45 条において卒業について在学期間 4 年未満を認めていないため該当しない。	3-1
第 148 条	—	学校教育法第 87 条第 1 項のただし書に該当しない。	3-1
第 149 条	—	学則第 44 条第 45 条において卒業について在学期間 4 年未満を認めていないため該当しない。	3-1
第 150 条	○	学則第 11 条に入学資格を明記している。	2-1
第 151 条	—	学校教育法第 90 条第 2 項に該当しない。	2-1
第 152 条	—	学校教育法第 90 条第 2 項に該当しない。	2-1
第 153 条	—	学校教育法第 90 条第 2 項に該当しない。	2-1
第 154 条	—	学校教育法第 90 条第 2 項に該当しない。	2-1
第 161 条	○	学則第 14 条に短期大学を卒業した者の編入学を明記している。	2-1
第 162 条	○	学則第 14 条に明記している。	2-1
第 163 条	○	学則第 6 条、第 7 条に明記している。	3-2
第 163 条の 2	—	該当なし	3-1
第 164 条	—	該当なし	3-1
第 165 条の 2	○	ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーをそれぞれ大学全体、学部、学科、研究科で定めている。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第 166 条	○	学則第 2 条に自己点検・評価について明記し、必要な事項を「広島文化学園大学自己点検・評価規程」で定めている。	6-2
第 172 条の 2	○	ホームページで教育研究活動等の状況について公表している。（情報公表）	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第 173 条	○	学則第 46 条及び「広島文化学園大学学位規程」で明記している。	3-1
第 178 条	○	学則第 14 条第 3 項に明記している。	2-1
第 186 条	○	学則第 14 条に専修学校の専門課程を修了した者の編入学について明記している。	2-1

広島文化学園大学

大学設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第1条	○	水準の向上に努めている。	6-2 6-3
第2条	○	学則第1条（大学の目的）及び第4条に明記している。	1-1 1-2
第2条の2	○	「広島文化学園大学・短期大学入学者選抜に関する規程」に入学者選抜の方法及び体制について明記している。	2-1
第2条の3	○	中期経営計画Ⅳに重点取組として位置づけ、教員及び事務職員の連携・協働に取り組んでいる。	2-2
第3条	○	学則第4条に明記している。	1-2
第4条	○	学則第4条に明記している。	1-2
第5条	—	学科に代わる課程はなく該当しない。	1-2
第6条	—	学部以外の基本組織はなく該当しない。	1-2 3-2 4-2
第7条	○	学則第54条に明記し、必要な教員組織を設けている。	3-2 4-2
第10条	○	主要授業科目は、専任教員が担当している。	3-2 4-2
第10条の2	○	実務の経験及び高度の実務の能力を有する教員を教育課程委員会の委員に任命するなど、教育課程の編成の責任を担うよう努めている。	3-2
第11条	—	授業を担当しない教員はいないため該当しない。	3-2 4-2
第12条	○	専任教員を配置している。	3-2 4-2
第13条	○	専任教員数は、設置基準に定められた教員数を満たしている。	3-2 4-2
第13条の2	○	「広島文化学園大学学長の選考及び任用に関する規程」で明記している。	4-1
第14条	○	「広島文化学園大学教授等選考規程」「広島文化学園大学教授等選考細則」で明記している。	3-2 4-2
第15条	○	「広島文化学園大学教授等選考規程」「広島文化学園大学教授等選考細則」で明記している。	3-2 4-2
第16条	○	「広島文化学園大学教授等選考規程」「広島文化学園大学教授等選考細則」で明記している。	3-2 4-2
第16条の2	○	「広島文化学園大学教授等選考規程」「広島文化学園大学教授等選	3-2

広島文化学園大学

		考細則」で明記している。	4-2
第 17 条	○	「広島文化学園大学教授等選考規程」「広島文化学園大学教授等選考細則」で明記している。	3-2 4-2
第 18 条	○	学則第 4 条に収容定員を明記している。	2-1
第 19 条	○	大学全体、学部、学科、研究科毎でカリキュラム・ポリシーを定め、体系的に教育課程を編成している。	3-2
第 19 条の 2	—	連携開設科目は開設していないため該当しない。	3-2
第 20 条	○	学則別表のとおり、必修科目、選択科目に分け、適切に教育課程を編成している。	3-2
第 21 条	○	学則第 34 条に単位数等について明記している。	3-1
第 22 条	○	学則第 9 条に 1 年間の授業期間を明記している。	3-2
第 23 条	○	学則第 34 条に明記している。	3-2
第 24 条	○	教育効果を考慮して適正な数で行っている。	2-5
第 25 条	○	学則第 32 条の 2 に明記している。	2-2 3-2
第 25 条の 2	○	授業科目ごとにシラバスで明示している。	3-1
第 25 条の 3	○	学則第 3 条に教育内容等の改善について明記している。	3-2 3-3 4-2
第 26 条	—	昼夜開講制による授業を行っておらず該当しない。	3-2
第 27 条	○	学則第 35 条に単位修得の認定について明示している。	3-1
第 27 条の 2	○	学則第 33 条及び各学部の履修規程に履修科目の登録の上限を明示している。	3-2
第 27 条の 3	—	連携開設科目は開設していないため該当しない。	3-1
第 28 条	○	学則第 42 条で明記している。	3-1
第 29 条	○	学則第 42 条の 2 で明記している。	3-1
第 30 条	○	学則第 43 条で明記している。	3-1
第 30 条の 2	○	第 32 条に基づき、各学部の履修規程で定めている。	3-2
第 31 条	○	学則第 60 条に科目等履修生について明記している。	3-1 3-2
第 32 条	○	学則第 44 条に卒業の要件を明記している。	3-1
第 33 条	—	医学または歯学に関する学科がなく該当しない。	3-1
第 34 条	○	教育にふさわしい環境を整えている。	2-5
第 35 条	○	全キャンパスに体育館、グラウンド等を設け、体育やクラブ活動に活用している。	2-5
第 36 条	○	校舎等の施設は基準通りに設けている。	2-5
第 37 条	○	校地面積は基準を満たしている。	2-5
第 37 条の 2	○	校舎面積は基準を満たしている。	2-5
第 38 条	○	図書等の資料、図書館の施設設備及び職員については、適正に整	2-5

広島文化学園大学

		備・配置している。	
第 39 条	—	列記されている学部または学科は設置していないため該当しない。	2-5
第 39 条の 2	—	薬学に関する学部または学科は設置していないため該当しない。	2-5
第 40 条	○	機械、器具及び標本については、適正に備えている。	2-5
第 40 条の 2	○	それぞれのキャンパスの校地に必要な施設及び設備を整えている。	2-5
第 40 条の 3	○	教育研究にふさわしい環境を整えている。	2-5 4-4
第 40 条の 4	○	大学等の名称は、大学等として適当で、教育研究上の目的にふさわしいものである。	1-1
第 41 条	○	事務を遂行するため専任の職員を置く事務組織を設けている。	4-1 4-3
第 42 条	○	学生の厚生補導をおこなう組織を設けている	2-4 4-1
第 42 条の 2	○	大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えている。	2-3
第 42 条の 3	○	学則第 3 条に規定し、計画的に SD 研修を実施している。	4-3
第 42 条の 3 の 2	—	学部等関係課程実施基本組織がなく該当しない。	3-2
第 43 条	—	共同教育課程を編成しておらず該当しない。	3-2
第 44 条	—	共同教育課程を編成しておらず該当しない。	3-1
第 45 条	—	共同学科がなく該当しない。	3-1
第 46 条	—	共同学科がなく該当しない。	3-2 4-2
第 47 条	—	共同学科がなく該当しない。	2-5
第 48 条	—	共同学科がなく該当しない。	2-5
第 49 条	—	共同学科がなく該当しない。	2-5
第 49 条の 2	—	工学部の設置がなく該当しない。	3-2
第 49 条の 3	—	工学部の設置がなく該当しない。	4-2
第 49 条の 4	—	工学部の設置がなく該当しない。	4-2
第 57 条	—	外国に学部、学科を設置しておらず該当しない。	1-2
第 58 条	—	学校教育法第 103 条に定める大学は該当しない。	2-5
第 60 条	○	平成 30 年度に設置した人間健康学部は段階的に整備している。	2-5 3-2 4-2

広島文化学園大学

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 2 条	○	学則第 46 条に学位を明記している。	3-1
第 10 条	○	学則第 46 条及び学位規程第 2 条に専攻分野の名称を明記している。	3-1
第 10 条の 2	—	共同教育課程がなく該当しない。	3-1
第 13 条	○	学位規程を定め、適正に報告している。	3-1

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 24 条	○	寄附行為第 3 条で法人の目的を定めている。寄附行為に則り、理事と評議員を任命、理事長を選任し、理事会及び評議員会の運営を行っており、教育の質の向上及びその運営の透明性は確保されている。	5-1
第 26 条の 2	○	寄附行為第 18 条、第 21 条で特別の利害関係を有する理事又は評議員は、議決に加わることができない旨を定め、利益誘導やその疑義の発生を防いでいる。	5-1
第 33 条の 2	○	寄附行為第 37 条で明記している。	5-1
第 35 条	○	寄附行為第 5 条で明記している。	5-2 5-3
第 35 条の 2	○	委任に関する規定に則り、運営している。	5-2 5-3
第 36 条	○	寄附行為第 18 条で明記している。	5-2
第 37 条	○	寄附行為第 11 条、第 12 条、第 13 条、第 14 条、第 15 条、第 16 条、第 17 条で明記している。	5-2 5-3
第 38 条	○	寄附行為第 6 条、第 7 条、第 10 条で明記している。	5-2
第 39 条	○	寄附行為第 7 条で明記している。	5-2
第 40 条	○	寄附行為第 9 条で明記している。	5-2
第 41 条	○	寄附行為第 21 条で明記している。	5-3
第 42 条	○	寄附行為第 23 条で明記している。	5-3
第 43 条	○	寄附行為第 24 条で明記している。	5-3
第 44 条	○	寄附行為第 25 条で明記している。	5-3
第 44 条の 2	○	改正私学法により明確化されたことから、役員はより適正な業務遂行に努めている。	5-2 5-3
第 44 条の 3	○	改正私学法により明確化されたことから、役員はより適正な業務遂行に努めている。	5-2 5-3
第 44 条の 4	○	改正私学法により明確化されたことから、役員はより適正な業務	5-2

広島文化学園大学

		遂行に努めている。	5-3
第 44 条の 5	—	一般社団・財団法人ではなく該当しない。	5-2 5-3
第 45 条	○	適正に認可を受けている。	5-1
第 45 条の 2	○	寄附行為第 45 条で明記している。	1-2 5-4 6-3
第 46 条	○	寄附行為第 36 条で明記している。	5-3
第 47 条	○	寄附行為第 37 条で明記している。	5-1
第 48 条	○	寄附行為第 39 条で明記している。	5-2 5-3
第 49 条	○	寄附行為第 41 条で明記している。	5-1
第 63 条の 2	○	寄附行為第 38 条で明記している。	5-1

学校教育法（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 99 条	○	大学院学則第 1 条に目的を明記している。	1-1
第 100 条	○	大学院学則第 5 条で明記している。	1-2
第 102 条	○	大学院学則第 11 条で明記している。	2-1

学校教育法施行規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 155 条	○	大学院学則第 11 条で明記している。	2-1
第 156 条	○	大学院学則第 11 条で明記している。	2-1
第 157 条	○	大学院学則第 11 条で明記している。	2-1
第 158 条	○	大学院学則第 2 条で明記している。	2-1
第 159 条	○	大学院学則第 11 条で明記している。	2-1
第 160 条	○	大学院学則第 11 条で明記している。	2-1

大学院設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	大学院学則第 1 条で明記している。	6-2 6-3
第 1 条の 2	○	大学院学則第 5 条で明記している。	1-1 1-2
第 1 条の 3	○	大学院学則に基づく、「広島文化学園大学・短期大学入学者選抜に	2-1

広島文化学園大学

		関する規程」で明記している。	
第1条の4	○	中期経営計画Ⅳに教職協働を明記し、規程を定めて取り組んでいる。	2-2
第2条	○	大学院学則第4条で明記している。	1-2
第2条の2	—	専ら夜間において教育を行う大学院は設置していないため該当しない。	1-2
第3条	—	修士課程を置いていないため、該当しない。	1-2
第4条	○	大学院学則第5条及び第6条でその目的及び修業年限を明記している。	1-2
第5条	○	大学院学則第1条及び第5条の教育研究上の目的に基づき、第47条、第48条、第49条に則り、適当な規模内容で組織運営している。	1-2
第6条	○	大学院学則第5条で、2研究科にそれぞれ1個の専攻を設置している。	1-2
第7条	○	学部、大学附置の研究センターと適切に連携を図る等、研究科の組織が、その目的に相応しいものとなっている。	1-2
第7条の2	—	共同教育課程を編成しておらず、該当しない。	1-2 3-2 4-2
第7条の3	—	研究科以外の基本組織はなく、該当しない。	1-2 3-2 4-2
第8条	○	大学院学則第47条で明記している。	3-2 4-2
第9条	○	基準教員数を満たしている。	3-2 4-2
第10条	○	大学院学則第5条で明記している。	2-1
第11条	○	大学院学則第29条で明記している。	3-2
第12条	○	大学院学則第27条で明記している。	2-2 3-2
第13条	○	大学院学則第29条で明記している。	2-2 3-2
第14条	○	大学院学則第28条で明記している。	3-2
第14条の2	○	大学院学則第35条で明記している。 Web シラバスであらかじめ明示している。	3-1
第14条の3	○	「広島文化学園大学・短期大学FD委員会規程」に基づき、研修等を実施している。	3-3 4-2
第15条	○	大学院学則第56条で明記している。	2-2 2-5

広島文化学園大学

			3-1 3-2
第 16 条	○	大学院学則第 37 条で明記している。	3-1
第 17 条	○	大学院学則第 37 条で明記している。	3-1
第 19 条	○	一部に大学院専用の講義室はあるが、基本的に学部と共用している。また、院生専用の共同研究室を設置している。	2-5
第 20 条	○	機械、器具等については適正に備えている。	2-5
第 21 条	○	図書等の資料については適正に備えている。	2-5
第 22 条	○	施設及び設備の学部等との共用は適切に行われている。	2-5
第 22 条の 2	○	各キャンパスで必要な施設・設備を整えている。	2-5
第 22 条の 3	○	教育研究にふさわしい環境を整えている。	2-5 4-4
第 22 条の 4	○	研究科等の名称は教育研究上の目的にふさわしい名称である。	1-1
第 23 条	—	独立大学院ではないため、該当しない。	1-1 1-2
第 24 条	—	独立大学院ではないため、該当しない。	2-5
第 25 条	—	通信制教育課程を置く大学院ではないため、該当しない。	3-2
第 26 条	—	通信制教育課程を置く大学院ではないため、該当しない。	3-2
第 27 条	—	通信制教育課程を置く大学院ではないため、該当しない。	3-2 4-2
第 28 条	—	通信制教育課程を置く大学院ではないため、該当しない。	2-2 3-1 3-2
第 29 条	—	通信制教育課程を置く大学院ではないため、該当しない。	2-5
第 30 条	—	通信制教育課程を置く大学院ではないため、該当しない。	2-2 3-2
第 30 条の 2	—	研究科等関係課程実施基本組織を設置していないため、該当しない。	3-2
第 31 条	—	共同教育課程を編成しておらず、該当しない。	3-2
第 32 条	—	共同教育課程を編成しておらず、該当しない。	3-1
第 33 条	—	共同教育課程を編成しておらず、該当しない。	3-1
第 34 条	—	共同教育課程を編成しておらず、該当しない。	2-5
第 34 条の 2	—	工学を専攻する研究科を設置していないため、該当しない。	3-2
第 34 条の 3	—	工学を専攻する研究科を設置していないため、該当しない。	4-2
第 42 条	○	事務を遂行するため専任の職員を置く事務組織を設けている。	4-1 4-3
第 42 条の 2	○	「大学教員実習」「成人看護学特別演習」等の科目を設置するとともに、FD 研究茶話会の開催や「臨地実習指導員」を担当させること等により、学識を教授するために必要な能力を培うための機会	2-3

広島文化学園大学

		を設けている。	
第 42 条の 3	○	本学の卒業生が入学する場合は入学金を免除している。本学の教職員が入学する場合は「広島文化学園職員特別奨学金細則」の制度を設けている。 以上をホームページや学生募集要項等で明示している。	2-4
第 43 条	○	大学院学則第 3 条に基づき、「広島文化学園大学・短期大学 FD 委員会規程」で明記している。	4-3
第 45 条	—	外国に研究科を設置しておらず該当しない。	1-2
第 46 条	—	完成年度を過ぎており、段階的整備に該当しない。	2-5 4-2

専門職大学院設置基準 「該当なし」

学位規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 3 条	○	大学院学則第 38 条で明記している。	3-1
第 4 条	○	大学院学則第 38 条で明記している。	3-1
第 5 条	○	学位規程第 5 条で明記し、適切に審査協力している。	3-1
第 12 条	○	学位規程第 12 条に規定し、学長が文部科学大臣に報告している。	3-1

大学通信教育設置基準 「該当なし」

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「—」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

Ⅶ. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	
【表 2-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル		備考
	該当する資料名及び該当ページ		
【資料 F-1】	寄附行為（紙媒体）		
	学校法人 広島文化学園寄附行為		
【資料 F-2】	大学案内		
	① 広島文化学園大学・広島文化学園短期大学 2022 CAMPUS GUIDE		
	② 広島文化学園大学大学院案内 看護学研究科看護学専攻 ③ 2021(令和 3)年度広島文化学園大学大学院 教育学研究科子ども学専攻		
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則（紙媒体）		
	① 広島文化学園大学学則(平成 29 年 4 月 1 日施行)		
	② 広島文化学園大学学則 ③ 広島文化学園大学大学院学則		

広島文化学園大学

	学生募集要項、入学者選抜要綱	
【資料 F-4】	① 2021(令和3)年度 学生募集要項 ② 2021(令和3)年度 2年次編入学生募集要項 一般選抜 ③ 2021(令和3)年度 3年次編入学生募集要項 一般選抜/一般選抜社会人 ④ 2021(令和3)年度(春季入学) 2020(令和2)年度(秋季入学) 看護学研究科看護学専攻募集要項 ⑤ 2021(令和3)年度学生募集要項 大学院教育学研究科子ども学専攻(博士前期課程) ⑥ 2021(令和3)年度学生募集要項 大学院教育学研究科子ども学専攻(博士後期課程)	
【資料 F-5】	学生便覧	
	2021(令和3)年度 学生生活の手引き	
【資料 F-6】	事業計画書	
	① 学校法人広島文化学園 中期経営計画Ⅳ (令和2年度～令和6年度) 令和3年度改訂版	
	② 中期経営計画Ⅳ－令和3年度事業計画－	
【資料 F-7】	事業報告書	
	事業報告書 2020 Hiroshima Bunka Gakuen	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	広島文化学園大学ホームページ「交通アクセス」 広島文化学園大学ホームページ「キャンパスガイド」 ① 呉 郷原キャンパス (http://www.hbg.ac.jp/access/index.html#select2-4) (http://www.hbg.ac.jp/life/campusguide.html#select2-4) ② 広島 坂キャンパス (http://www.hbg.ac.jp/access/index.html#select2-2) (http://www.hbg.ac.jp/life/campusguide.html#select2-2) ③ 呉 阿賀キャンパス (http://www.hbg.ac.jp/access/index.html#select2-3) (http://www.hbg.ac.jp/life/campusguide.html#select2-3) ④ 広島 長束キャンパス (http://www.hbg.ac.jp/access/index.html#select2-1) (http://www.hbg.ac.jp/life/campusguide.html#select2-1)	
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧及び規定集 (電子データ)	
	学校法人 広島文化学園 規程集(規程)	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿 (外部役員・内部役員) 及び理事会、評議員会の前年度開催状況 (開催日、開催回数、出席状況など) がわかる資料	
	① 令和3年度 学校法人広島文化学園 役員等名簿	
	② 令和2年度 学校法人広島文化学園 理事会、評議員会開催状況	
【資料 F-11】	決算等の計算書類 (過去5年間) 及び監事監査報告書 (過去5年間)	
	計算書類及び監事監査報告書(平成28年度～令和2年度)	
	① 平成28年度	
	② 平成29年度	
	③ 平成30年度	
	④ 令和元年度	
	⑤ 令和2年度	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス (電子データ)	
	① 2021(令和3)年度履修の手引き (社会情報学部)	
	② 2021(令和3)年度「SYLLABUS (授業計画)」 (看護学部)	
	③ 履修の手引き 2021(令和3年度) (学芸学部)	
	④ 履修の手引き 2021年度入学生版 (人間健康学部)	
	⑤ 広島文化学園大学社会情報学部シラバス	
	⑥ 広島文化学園大学学芸学部シラバス	

広島文化学園大学

	⑦ 広島文化学園大学人間健康学部シラバス ⑧ 広島文化学園大学大学院看護学研究科博士(前期・後期)課程 2021(令和3)年度教育要項(シラバス) ⑨ 広島文化学園大学大学院教育学研究科(令和3年度)シラバス
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧(策定単位ごと) ディプロマ・ポリシー カリキュラム・ポリシー アドミッション・ポリシー
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況(直近のもの) ① 学校法人の管理運営等に係る附帯事項等 ② 広島文化学園大学 人間健康学部 スポーツ健康福祉学科【認可】設置に係る設置計画履行状況報告書(令和3年5月1日現在)
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況(直近のもの) 改善報告等に対する審査の結果について(回答)

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	学校法人広島文化学園寄附行為 第3条	【F-1】と同じ
【資料 1-1-2】	広島文化学園大学学則 第1条	【F-3】と同じ
【資料 1-1-3】	広島文化学園大学大学院学則 第1条	【F-3】と同じ
【資料 1-1-4】	学校法人広島文化学園 中期経営計画Ⅳ(令和2年度～令和6年度) 令和3年度改訂版 第3章 p.6	【F-6】と同じ
【資料 1-1-5】	① 広島文化学園大学学則(平成29年4月1日施行) 第4条第2項 ② 広島文化学園大学学則 第4条第2項	【F-3】と同じ
【資料 1-1-6】	広島文化学園大学大学院学則 第5条第2項	【F-3】と同じ
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	学校法人広島文化学園 中期経営計画Ⅳ(令和2年度～令和6年度) 令和3年度改訂版 第1章 pp.1-2	【F-6】と同じ
【資料 1-2-2】	学校法人 広島文化学園 諸規程集(目次)	【F-9】と同じ
【資料 1-2-3】	2021(令和3)年度学生生活の手引き pp.5-28	【F-5】と同じ
【資料 1-2-4】	広島文化学園大学ホームページ ① 建学の精神 (http://www.hbg.ac.jp/info/annnai.html) ② 教育目的 (http://www.hbg.ac.jp/info/jouhoukoukai/pdf/1_kyouiku.pdf)	
【資料 1-2-5】	学校法人広島文化学園 中期経営計画Ⅳ(令和2年度～令和6年度)	
【資料 1-2-6】	2021(令和3)年度学生生活の手引き pp.7-16、pp.63-68	【F-5】と同じ
【資料 1-2-7】	広島文化学園大学ホームページ (http://www.hbg.ac.jp/info/policy.html)	
【資料 1-2-8】	2021(令和3)年度学生生活の手引き p.1	【F-5】と同じ

広島文化学園大学

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	2021(令和3)年度学生生活の手引き pp. 7-16、pp. 63-68	【F-13】と同じ
【資料 2-1-2】	2021(令和3)年度 学生募集要項 pp. 1-2	【F-4】と同じ
【資料 2-1-3】	広島文化学園大学ホームページ (http://www.hbg.ac.jp/info/policy.html)	
【資料 2-1-4】	2021(令和3)年度 学生募集要項	【F-4-①②③】と同じ
【資料 2-1-5】	2021(令和3)年度(春季入学) 2020(令和2)年度(秋季入学) 看護学研究科看護学専攻募集要項	【F-4-④】と同じ
【資料 2-1-6】	① 2021(令和3)年度学生募集要項 大学院教育学研究科子ども学専攻(博士前期課程) ② 2021(令和3)年度学生募集要項 大学院教育学研究科子ども学専攻(博士後期課程)	【F-4-⑤⑥】と同じ
【資料 2-1-7】	広島文化学園大学・短期大学入学者選抜に関する規程	
【資料 2-1-8】	学部、学科別志願者数、合格者数、入学者数及び充足率(過去5年間)	エビデンス集(データ編)【様式2】と同じ
【資料 2-1-9】	研究科別志願者数、合格者数、入学者数及び充足率(過去5年間)	エビデンス集(データ編)【様式2】と同じ
【資料 2-1-10】	広島文化学園入学支援センター規程	
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	広島文化学園教学支援センター規程	
【資料 2-2-2】	広島文化学園学生生活支援センター規程	
【資料 2-2-3】	広島文化学園大学・短期大学における障害学生支援に関する基本方針	
【資料 2-2-4】	広島文化学園大学・短期大学障害学生支援委員会規程	
【資料 2-2-5】	2021(令和3)年度 学生募集要項 p. 74	【F-4】と同じ
【資料 2-2-6】	① 2021(令和3)年度学生生活の手引き p. 44 ② 非常勤講師の皆様へ p. 4 ③ 2021(令和3)年度前期オフィスアワー一覧	【F-5】と同じ
【資料 2-2-7】	2021(令和3)年度学生生活の手引き p. 43	【F-5】と同じ
【資料 2-2-8】	広島文化学園ティーチング・アシスタントに関する規程	
【資料 2-2-9】	TA・SAに関する資料	
【資料 2-2-10】	HBG 夢カルテ	
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	広島文化学園就職・キャリア支援センター規程	
【資料 2-3-2】	変化に富む時代におけるキャリア支援の充実に向けて -『対人援助』に基づく自立した人材の育成-	
【資料 2-3-3】	卒業生に関するアンケート調査	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	広島文化学園学生生活支援センター規程	【資料 2-2-2】と同じ
【資料 2-4-2】	広島文化学園事務組織及び事務分掌規程	
【資料 2-4-3】	広島文化学園嚶鳴教育奨学金制度 2021	
【資料 2-4-4】	広島文化学園嚶鳴教育奨学金規程	
【資料 2-4-5】	大学独自の奨学金給付・貸与状況	エビデンス集(データ編)【表2-7】と同じ
【資料 2-4-6】	音楽特別奨学金細則	
【資料 2-4-7】	スポーツ特別奨学金細則	
【資料 2-4-8】	家族入学特別奨学金細則	
【資料 2-4-9】	大学入学共通テスト利用選抜成績優秀者特別奨学金細則	

広島文化学園大学

【資料 2-4-10】	成績優秀者特別奨学金細則	
【資料 2-4-11】	社会人入学者特別奨学金細則	
【資料 2-4-12】	広島文化学園大学授業料等延納及び分納取扱規程	
【資料 2-4-13】	災害時における避難場所等としての使用に関する協定書	
【資料 2-4-14】	「WAWAWA こどもまつり」実施計画（平成 30 年度）	
【資料 2-4-15】	広島文化学園大学学則 第 67 条	【F-3】と同じ
【資料 2-4-16】	広島文化学園大学学生相談室・保健室・食堂の運営に関する規程	
2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-1】	広島文化学園大学ホームページ (http://www.hbg.ac.jp/access/index.html)	【F-8】と同じ
【資料 2-5-2】	① 大学等の位置及び校地の状況図並びに校舎の配置図 ② 2021(令和 3)年度学生生活の手引き pp.157-168	【F-5】と同じ
【資料 2-5-3】	広島文化学園危機管理規程	
【資料 2-5-4】	広島文化学園危機管理マニュアル(令和 3 年度改訂版)	
【資料 2-5-5】	広島文化学園大学消防計画に関する規程	
【資料 2-5-6】	① 広島文化学園大学 広島 坂キャンパス消防計画 ② 広島文化学園大学 呉 阿賀キャンパス消防計画 ③ 広島文化学園大学 広島 長束キャンパス消防計画	
【資料 2-5-7】	広島文化学園図書館管理運営規程	
【資料 2-5-8】	広島文化学園大学・短期大学障害学生支援委員会規程	【資料 2-2-4】と同じ
【資料 2-5-9】	2021(令和 3)年度学生生活の手引き pp.157-168	【F-5】と同じ 【資料 2-5-2】と同じ
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	学生生活の満足度調査 質問紙と集計結果	
【資料 2-6-2】	広島文化学園大学・短期大学保健調査票	

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	広島文化学園大学学則 第 1 条及び第 4 条第 2 項	【F-3】と同じ
【資料 3-1-2】	広島文化学園大学大学院学則 第 1 条及び第 5 条第 2 項	【F-3】と同じ
【資料 3-1-3】	広島文化学園大学ホームページ (http://www.hbg.ac.jp/info/policy.html)	【資料 2-1-3】と同じ
【資料 3-1-4】	2021(令和 3)年度学生生活の手引き pp.7-16、pp.63-68	【F-13】と同じ
【資料 3-1-5】	広島文化学園大学学則 第 6 章及び第 7 章	【F-3】と同じ
【資料 3-1-6】	広島文化学園大学大学院学則 第 6 章及び第 7 章	【F-3】と同じ
【資料 3-1-7】	広島文化学園大学学位規程	
【資料 3-1-8】	広島文化学園大学大学院学位規程	
【資料 3-1-9】	① 広島文化学園大学社会情報学部履修規程 ② 広島文化学園大学看護学部履修規程 ③ 広島文化学園大学学芸学部履修規程 ④ 広島文化学園大学人間健康学部履修規程	
【資料 3-1-10】	2021(令和 3)年度学生生活の手引き pp.83-98	【F-5】と同じ
【資料 3-1-11】	① 2021(令和 3)年度履修の手引き（社会情報学部） p.29 ② 2021(令和 3)年度「SYLLABUS（授業計画）」（看護学部） p.189 ③ 2021(令和 3)年度履修の手引き（学芸学部） pp.130-131 ④ 履修の手引き 2021 年度入学生版（人間健康学部） p.26	【F-12】と同じ
【資料 3-1-12】	① 広島文化学園大学大学院看護学研究科博士(前期・後期)課程 2021(令和 3)年度教育要項（シラバス）	【F-12】と同じ

広島文化学園大学

	② 広島文化学園大学大学院教育学研究科シラバス	
【資料 3-1-13】	シラバスの事例	【F-12】と同じ
【資料 3-1-14】	2021(令和3)年度学生生活の手引き pp. 33-34	【F-5】と同じ
【資料 3-1-15】	広島文化学園大学学則 第44条	【F-3】と同じ
【資料 3-1-16】	① 2021(令和3)年度履修の手引き(社会情報学部) p. 28 ② 2021(令和3)年度「SYLLABUS(授業計画)」(看護学部) pp. 62-71 ③ 2021(令和3)年度履修の手引き(学芸学部) pp. 2-3 ④ 履修の手引き 2021年度入学生版(人間健康学部) p. 30	【F-12】と同じ
【資料 3-1-17】	広島文化学園大学学則 第45条及び第46条	【F-3】と同じ
【資料 3-1-18】	① 2021(令和3)年度履修の手引き(社会情報学部) p. 29 ② 2021(令和3)年度「SYLLABUS(授業計画)」(看護学部) p. 189 ③ 2021(令和3)年度履修の手引き(学芸学部) pp. 130-131 ④ 履修の手引き 2021年度入学生版(人間健康学部) p. 26	【F-12】と同じ
【資料 3-1-19】	広島文化学園大学学則 第41条、第42条、第43条	【F-3】と同じ
【資料 3-1-20】	2021(令和3)年度学生生活の手引き p. 35	【F-5】と同じ
【資料 3-1-21】	広島文化学園大学大学院学則 第34条及び第35条	【F-3】と同じ
【資料 3-1-22】	広島文化学園大学大学院学則 第37条	【F-3】と同じ
【資料 3-1-23】	広島文化学園大学大学院学則 第6条	【F-3】と同じ
【資料 3-1-24】	広島文化学園大学大学院学則 第38条	【F-3】と同じ
【資料 3-1-25】	広島文化学園大学大学院学位規程	【資料 3-1-8】と同じ
【資料 3-1-26】	広島文化学園大学大学院看護学研究科学位論文審査及び試験に関する規程	
【資料 3-1-27】	広島文化学園大学大学院教育学研究科学位審査規程細則	
【資料 3-1-28】	広島文化学園大学大学院学則 第32条及び第33条	【F-3】と同じ
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	広島文化学園大学学則 第1条及び第4条第2項	【F-3】と同じ
【資料 3-2-2】	広島文化学園大学大学院学則 第1条及び第5条第2項	【F-3】と同じ
【資料 3-2-3】	2021(令和3)年度学生生活の手引き pp. 7-16、pp. 63-68	【F-13】と同じ
【資料 3-2-4】	① 2021(令和3)年度履修の手引き(社会情報学部) pp. 3-4、pp. 6-7、pp. 10-11 ② 2021(令和3)年度「SYLLABUS(授業計画)」(看護学部) 目次の前のページ ③ 2021(令和3)年度履修の手引き(学芸学部) 目次の後のページ ④ 履修の手引き 2021年度入学生版(人間健康学部) pp. 5-6	【F-12】と同じ
【資料 3-2-5】	① 2021(令和3)年度「SYLLABUS(授業計画)」(看護学部) pp. 26-27 ② 2021(令和3)年度履修の手引き(学芸学部) pp. 26-29、pp. 100-103 ③ 履修の手引き 2021年度入学生版(人間健康学部) pp. 12-13	【F-12】と同じ
【資料 3-2-6】	① 2021(令和3)年度「SYLLABUS(授業計画)」(看護学部) pp. 162-181 ② 2021(令和3)年度履修の手引き(学芸学部) pp. 30-41、pp. 104-111 ③ 履修の手引き 2021年度入学生版(人間健康学部) pp. 31-35	【F-12】と同じ
【資料 3-2-7】	Web シラバス作成マニュアル	
【資料 3-2-8】	シラバスの事例	【F-12】と同じ
【資料 3-2-9】	① 2021(令和3)年度「SYLLABUS(授業計画)」(看護学部) p. 189 ② 2021(令和3)年度履修の手引き(学芸学部) p. 7	【F-12】と同じ

広島文化学園大学

	③履修の手引き 2021 年度入学生版（人間健康学部） p.9	
【資料 3-2-10】	広島文化学園大学教養教育推進委員会規程	
【資料 3-2-11】	フレッシュマンセミナー I（文化に生きる）シラバス	
【資料 3-2-12】	広島文化学園大学・短期大学 F D 委員会規程	
【資料 3-2-13】	2020 年度アクティブ・ラーニング推進報告書	
【資料 3-2-14】	学生による授業評価アンケート 質問項目・集計結果	
【資料 3-2-15】	自己点検・評価表	
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	2021(令和 3)年度学生生活の手引き pp.24-26	【F-5】と同じ
【資料 3-3-2】	HBG 夢カルテ	【資料 2-2-10】と同じ
【資料 3-3-3】	学修履歴証明書	
【資料 3-3-4】	ジェネリックスキルテスト	
【資料 3-3-5】	学生による授業評価アンケート 質問項目・集計結果	【資料 3-2-14】と同じ
【資料 3-3-6】	学生生活の満足度調査 質問紙と集計結果	【資料 2-6-1】と同じ
【資料 3-3-7】	卒業生に関するアンケート調査 質問紙と集計結果	【資料 2-3-3】と同じ

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	広島文化学園大学・短期大学組織規程 第 4 条	
【資料 4-1-2】	広島文化学園大学・短期大学執行部会議規程	
【資料 4-1-3】	広島文化学園大学・短期大学協議会規程	
【資料 4-1-4】	広島文化学園大学・短期大学組織規程	【資料 4-1-1】と同じ
【資料 4-1-5】	広島文化学園大学教授会規程	
【資料 4-1-6】	① 広島文化学園大学大学院看護学研究科委員会規程 ② 広島文化学園大学大学院教育学研究科委員会規程	
【資料 4-1-7】	広島文化学園事務組織及び事務分掌規程	
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	広島文化学園大学人事委員会規程	
【資料 4-2-2】	広島文化学園大学教授等選考規程	
【資料 4-2-3】	広島文化学園大学教授等選考細則	
【資料 4-2-4】	認証評価共通基礎データ様式 1 教員組織	エビデンス集（データ編）【様式 1】と同じ
【資料 4-2-5】	広島文化学園大学・短期大学 F D 委員会規程	【資料 3-2-12】と同じ
【資料 4-2-6】	学生による授業評価アンケート 質問項目・集計結果	【資料 3-2-14】と同じ
【資料 4-2-7】	2020 年度アクティブ・ラーニング推進報告書 pp.97-101	【資料 3-2-13】と同じ
【資料 4-2-8】	2020 年度アクティブ・ラーニング研修会実施要項	
【資料 4-2-9】	2020 年度アクティブ・ラーニング推進報告書	【資料 3-2-13】と同じ
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	広島文化学園 S D 委員会規程	
【資料 4-3-2】	広島文化学園 S D 研修規程	
【資料 4-3-3】	S D ・ F D 研修計画	
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	科学研究費助成事業の獲得のための研修会資料	
【資料 4-4-2】	科学研究費助成事業の申請に係る相談窓口の相談員	
【資料 4-4-3】	テキストマイニング WS 資料	
【資料 4-4-4】	広島文化学園大学社会情報学部研究倫理委員会規程	

広島文化学園大学

【資料 4-4-5】	広島文化学園大学看護学研究科・看護学部倫理委員会規程	
【資料 4-4-6】	広島文化学園大学教育学研究科・学芸学部研究倫理委員会規程	
【資料 4-4-7】	広島文化学園大学人間健康学部研究倫理委員会規程	
【資料 4-4-8】	① 広島文化学園大学社会情報学部研究倫理指針 ② 広島文化学園大学看護学部・看護学研究科倫理審査要領 ③ 広島文化学園大学学芸学部・教育学研究科研究倫理審査実施要領 ④ 広島文化学園大学人間健康学部研究倫理審査要領	
【資料 4-4-9】	広島文化学園大学・短期大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程	
【資料 4-4-10】	令和2年度科学研究費助成事業ガイド～公的研究費の不正防止計画～	
【資料 4-4-11】	広島文化学園大学・短期大学個人研究費規程	
【資料 4-4-12】	広島文化学園大学大学院リサーチ・アシスタント規程	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	学校法人広島文化学園寄附行為 第3条	【F-1】と同じ
【資料 5-1-2】	学校法人広島文化学園 中期経営計画Ⅳ（令和2年度～令和6年度）令和3年度改訂版	【資料 1-2-5】と同じ
【資料 5-1-3】	学校法人広島文化学園ガバナンス・コード（令和3年度改訂版）	
【資料 5-1-4】	中期経営計画Ⅳ－令和2年度中間事業報告－	
【資料 5-1-5】	令和2年度 SWOT分析実施結果	
【資料 5-1-6】	学校法人広島文化学園 中期経営計画Ⅳ（令和2年度～令和6年度）令和3年度改訂版	【F-6】と同じ
【資料 5-1-7】	広島文化学園ハラスメントの防止等に関する規程	
【資料 5-1-8】	広島文化学園大学・短期大学保健安全委員会規程	
【資料 5-1-9】	① 広島文化学園大学・短期大学広島長束キャンパス衛生委員会規程 ② 広島文化学園大学広島坂キャンパス衛生委員会規程 ③ 広島文化学園大学呉阿賀キャンパス衛生委員会規程	
【資料 5-1-10】	広島文化学園危機管理規程	【資料 2-5-3】と同じ
【資料 5-1-11】	広島文化学園危機管理マニュアル（令和3年改訂版）	【資料 2-5-4】と同じ
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	広島文化学園理事協議会規程	
【資料 5-2-2】	広島文化学園経営企画会議運営規程	
【資料 5-2-3】	令和2年度理事役割分担	
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	令和2年度理事会・理事協議会・評議員会会議議題等一覧	【F-10】と同じ
【資料 5-3-2】	広島文化学園理事長に対する事務委任規程	
【資料 5-3-3】	広島文化学園大学・短期大学学長に対する事務委任規程	
【資料 5-3-4】	令和2年度広島文化学園経営企画会議議題等一覧	【F-10】と同じ
【資料 5-3-5】	広島文化学園大学・短期大学執行部会議規程	
【資料 5-3-6】	広島文化学園大学・短期大学政策会議規程	
【資料 5-3-7】	令和2年度 広島文化学園 監事監査計画書	
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	学校法人広島文化学園 中期経営計画Ⅳ（令和2年度～令和6年度） pp. 24-25	【資料 1-2-5】と同じ
【資料 5-4-2】	令和3年度広島文化学園事業計画及び予算の策定について	

広島文化学園大学

【資料 5-4-3】	事業報告書 2020 Hiroshima Bunka Gakuen 第2章 pp.9-18	【F-7】と同じ
【資料 5-4-4】	広島文化学園外部資金獲得委員会規程	
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	広島文化学園経理規程	
【資料 5-5-2】	SD 研修会（会計）年間計画表	
【資料 5-5-3】	監査計画説明書	
【資料 5-5-4】	令和2年度 広島文化学園 監事監査計画書	【資料 5-3-7】と同じ

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	広島文化学園大学学則 第2条	【F-3】と同じ
【資料 6-1-2】	広島文化学園大学大学院学則 第2条	【F-3】と同じ
【資料 6-1-3】	広島文化学園大学自己点検・評価規程	
【資料 6-1-4】	広島文化学園大学自己点検・評価委員会組織図	
【資料 6-1-5】	中期経営計画IV検討プロジェクト組織図	
【資料 6-1-6】	広島文化学園大学自己点検・評価規程 第9条	【資料 6-1-3】と同じ
【資料 6-1-7】	広島文化学園就業規則	
【資料 6-1-8】	広島文化学園ハラスメントの防止等に関する規程	【資料 5-1-7】と同じ
【資料 6-1-9】	広島文化学園公益通報等に関する規程	
【資料 6-1-10】	広島文化学園個人情報保護規程	
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	広島文化学園大学自己点検・評価規程	【資料 6-1-3】と同じ
【資料 6-2-2】	広島文化学園大学自己点検・評価規程細則	
【資料 6-2-3】	広島文化学園大学自己点検・評価報告書(令和元年度)	
【資料 6-2-4】	中期経営計画IV－令和3年度事業計画－	【F-6】と同じ
【資料 6-2-5】	事業報告書 2020 Hiroshima Bunka Gakuen 第2章 pp.9-18	【F-7】と同じ
【資料 6-2-6】	広島文化学園大学・短期大学 IR 推進センター規程	
【資料 6-2-7】	学校法人広島文化学園 中期経営計画IV（令和2年度～令和6年度）令和3年度改訂版 第15章 pp.50-51	【F-6】と同じ
【資料 6-2-8】	広島文化学園大学・短期大学 IR データ一覧	
【資料 6-2-9】	学修履歴証明書	【資料 3-3-3】と同じ
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	広島文化学園大学自己点検・評価報告書(令和元年度)	【資料 6-2-3】と同じ
【資料 6-3-2】	広島文化学園大学ホームページ (http://www.hbg.ac.jp/info/jouhoukoukai/pdf/hokoku_sports_r3.pdf)	【F-14】と同じ

基準 A. 地域連携・社会貢献

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 大学の資源を活用した地域連携・社会貢献活動		
【資料 A-1-1】	広島文化学園社会連携センター規程	
【資料 A-1-2】	学校法人広島文化学園 中期経営計画IV（令和2年度～令和6年度）令和3年度改訂版 第11章 pp.38-43	【F-6】と同じ
【資料 A-1-3】	認知症看護エキスパート養成プログラム リーフレット	
【資料 A-1-4】	令和3年度教員免許状更新講習募集要項	

広島文化学園大学

【資料 A-1-5】	生涯学習講座パンフレット	
【資料 A-1-6】	文部科学省選定 私立大学研究ブランディング事業(平成 28 年度～令和元年度) 令和元年度報告書第 4 巻 pp. 80-82	
【資料 A-1-7】	文部科学省選定 私立大学研究ブランディング事業(平成 28 年度～令和元年度) 令和元年度報告書第 4 巻 pp. 41-45	
【資料 A-1-8】	文部科学省選定 私立大学研究ブランディング事業(平成 28 年度～令和元年度) 令和元年度報告書第 4 巻 pp. 58-60	

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。